

平成20年第3回西予市議会定例会会期日程表

会期9月17日(水)～9月26日(金) (会期10日間)

月 日	曜日	日 程	備 考
9月17日	水	本会議(開会)	・理事者提案説明
9月18日	木	本 会 議	・一般質問 ・質疑、委員会付託
9月19日	金	常任委員会	
9月20日	土	休 会	
9月21日	日	休 会	
9月22日	月	常任委員会	
9月23日	火	休 会	
9月24日	水	常任委員会	
9月25日	木	休 会	
9月26日	金	本会議(閉会)	・委員長報告 ・質疑・討論・採決

平成20年第3回西予市議会定例会会議録(第1号)

- 1.招集年月日 平成20年9月17日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 会 平成20年9月17日
 午前10時00分
 1.散 会 平成20年9月17日
 午後 3時18分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.会議録署名議員

- 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副 市 長 別宮 静
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会 計 管 理 者 角 藤 和幸

- 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明
 教 育 部 長 森 精一
 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総 務 課 長 上甲 憲章
 財 政 課 長 河野 敏雅
 監 査 委 員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局 長 岩本 明定
 議事係 長 井上 千浪

1.議事日程

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 会議録署名議員の指名

(5番 井上 勲、6番 小野正昭)

2 会期の決定

(9月17日～9月26日 10日間)

3 議会報告第1号 各委員会の視察研修報告
 について

4 承認第 5号 専決処分第5号の承認を
 求めることについて(西
 予市国民健康保険税条例
 の一部を改正する条例制
 定について)

承認第 6号 専決処分第6号の承認を
 求めることについて(地
 方自治法の一部を改正す
 る法律の施行に伴う関係
 条例の整備に関する条例
 制定について)

5 議案第101号 愛媛地方税滞納整理機構
 規約の一部変更について

議案第102号 愛媛県市町総合事務組合
 規約の一部変更について

6	議案第103号	西予市認可地縁団体印鑑 条例の一部を改正する条 例制定について			正予算(第2号)
	議案第104号	西予市公益法人等への職 員の派遣等に関する条例 の一部を改正する条例制 定について		議案第118号	平成20年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第2号)
	議案第105号	西予市立学校及び幼稚園 設置条例の一部を改正す る条例制定について		議案第119号	平成20年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第2号)
	議案第106号	西予市立学校給食センタ ー及び学校給食調理場条 例の一部を改正する条例 制定について	10	認定第 1号	平成19年度西予市一般 会計歳入歳出決算の認定 について
	議案第107号	西予市中小企業振興資金 融資条例の一部を改正す る条例制定について	11	認定第 2号	平成19年度西予市授産 場特別会計歳入歳出決算 の認定について
	議案第108号	西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について		認定第 3号	平成19年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計歳入歳出決算の認定 について
7	議案第109号	辺地に係る公共的施設総 合整備計画の策定につい て		認定第 4号	平成19年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 歳入歳出決算の認定につ いて
8	議案第110号	平成20年度西予市一般 会計補正予算(第2号)		認定第 5号	平成19年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について
9	議案第111号	平成20年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算(第1号)		認定第 6号	平成19年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第112号	平成20年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第1号)		認定第 7号	平成19年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について
	議案第113号	平成20年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算(第2号)		認定第 8号	平成19年度西予市港湾 整備事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第114号	平成20年度西予市老人 保健特別会計補正予算 (第2号)		認定第 9号	平成19年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について
	議案第115号	平成20年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算(第2号)		認定第 10号	平成19年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て
	議案第116号	平成20年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第2号)		認定第 11号	平成19年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入
	議案第117号	平成20年度西予市農業 集落排水事業特別会計補			

	歳出決算の認定について	4	承認第 5号	専決処分第5号の承認を 求めることについて（西 予市国民健康保険税条例 の一部を改正する条例制 定について）
認定第 12号	平成19年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて			
認定第 13号	平成19年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて		承認第 6号	専決処分第6号の承認を 求めることについて（地 方自治法の一部を改正す る法律の施行に伴う関係 条例の整備に関する条例 制定について）
認定第 14号	平成19年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について			
12	報告第 5号			
	平成19年度健全化判断 比率の報告について	5	議案第101号	愛媛地方税滞納整理機構 規約の一部変更について
	報告第 6号		議案第102号	愛媛県市町総合事務組合 規約の一部変更について
	報告第 7号		6	議案第103号
	財団法人宇和町住宅協会 の経営状況について			西予市認可地縁団体印鑑 条例の一部を改正する条 例制定について
	報告第 8号			西予市公益法人等への職 員の派遣等に関する条例 の一部を改正する条例制 定について
	報告第 9号		議案第104号	西予市立学校及び幼稚園 設置条例の一部を改正す る条例制定について
	株式会社野村町地域振興 センターの経営状況につ いて			西予市立学校給食センタ ー及び学校給食調理場条 例の一部を改正する条例 制定について
	報告第 10号		議案第105号	西予市中小企業振興資金 融資条例の一部を改正す る条例制定について
	株式会社エフシーの経営 状況について			西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について
	報告第 11号		議案第106号	西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について
	株式会社城川開発公社の 経営状況について			西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について
	報告第 12号		議案第107号	西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について
	株式会社どんぶり館の経 営状況について			西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について
	報告第 13号		議案第108号	西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について
	あけはまシーサイドサン パーク株式会社の経営状 況について			西予市みかめ海の駅条例 の一部を改正する条例制 定について
	報告第 14号		7	議案第109号
	株式会社グリーンヒルの 経営状況について			辺地に係る公共的施設総 合整備計画の策定につい て
	報告第 15号		8	議案第110号
	財団法人宇和文化会館の 経営状況について			平成20年度西予市一般 会計補正予算（第2号）
	報告第 16号		9	議案第111号
	有限会社宇和オーピーシ ステムの経営状況につい て			平成20年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算（第1号）
	報告第 17号			議案第112号
	西予CATV（株）の経 営状況について			平成20年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別
	本日の会議に付した事件			
1	会議録署名議員の指名			
2	会期の決定			
3	議会報告第1号 各委員会の視察研修報告 について			

		会計補正予算(第1号)	認定第	7号	平成19年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第113号		平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第	8号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第114号		平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	認定第	9号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第115号		平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	認定第	10号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第116号		平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	認定第	11号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
議案第117号		平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	認定第	12号	平成19年度西予市上水道事業会計決算の認定について	
議案第118号		平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第	13号	平成19年度西予市病院事業会計決算の認定について	
議案第119号		平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第	14号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	
議案第120号		平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)				
10	認定第	1号	12	報告第	5号	平成19年度健全化判断比率の報告について
11	認定第	2号		報告第	6号	平成19年度資金不足比率の報告について
	認定第	3号		報告第	7号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について
	認定第	4号		報告第	8号	西予市土地開発公社の経営状況について
	認定第	5号		報告第	9号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について
	認定第	6号		報告第	10号	株式会社エフシーの経営状況について
	認定第			報告第	11号	株式会社城川開発公社の経営状況について
	認定第			報告第	12号	株式会社どんぶり館の経営状況について
	認定第			報告第	13号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について

- 報告第 14号 株式会社グリーンヒルの
経営状況について
- 報告第 15号 財団法人宇和文化会館の
経営状況について
- 報告第 16号 有限会社宇和オーピーシ
ステムの経営状況につい
て
- 報告第 17号 西予CATV(株)の経
営状況について

開会 午前10時00分

議長 ただいまの出席議員は24名でありま
す。これより平成20年第3回西予市議会定例会
を開会いたします。

三好市長より議会招集のあいさつがあります。
三好市長。

三好市長 皆さん、どうもおはようございま
す。

平成20年第3回西予市議会定例会の開会に当
たり、一言ごあいさつを申し上げます。

ことしの夏の暑さは例年にない猛暑が続き、記
録づくめの異常な年でありましたが、9月の声を
聞き、やっと朝夕はしのぎやすくなってまいりま
したきょうこのごろでございます。そのような
中、本日は議員の皆様におかれましては、公私と
もご多忙のところ、万障繰り合わせの上、ご出席
いただき、まことにありがとうございます。

さて、9月1日の夜、福田首相が突然辞任を発
表されました。1年前の安倍首相の突然の辞任と
いい、国民の側からは政治の不信の何物でもあり
ません。世界経済の不安要素の高まりの中で日本
経済も減速懸念があり、早急に緊急対策を打ち出
す必要がある時期に、政治的空白は国民に説明で
きるのでしょうか。一刻も早く政治空白を解消
し、国民生活を重視する政治の実行を強く望むも
のであります。

ところで、合併以来の大型事業であります新庁
舎建設事業につきましては、市民の皆様や議員各
位のお知恵を拝借しながら進めさせていただいて
おりますが、おかげをもちまして、このほど基本
設計もまとまりつつある状況となり、大きく前進
をしているところでございます。今後のスケジュ
ールといたしましては、ご案内のとおり、平成2
0年10月から翌年1月末にかけて実施設計を行

い、そして21年5月をめどに中央公民館の解体
工事に着手し、さらに解体工事終了後の8月から
新庁舎本工事の入札公告を実施する計画でござい
ます。

また、業務開始は、出納閉鎖期間の繁忙期の平
成23年6月が望ましいものと判断をしております
して、現在このスケジュールをもとに鋭意作業に
取り組んでいるところでございます。どうか今後
とも市民の新たなまちづくりの拠点として、安全
で快適な人に優しい庁舎を目指してまいりますの
で、ご理解、ご協力のほど賜りますようお願いを
申し上げます。

ここで話を一変させていただきますが、先般
「あいさつの町野村の皆様へ」というお礼のメー
ルを松山在住の方からいただきました。私はこの
お礼状を読ませていただくうちに、自分自身が褒
められているように心が躍り、大変うれしく思い
ました。

そこで、このようなすばらしいことは、ぜひ全
市民の皆様にもお伝えしなければならないと思い
ましたので、本日ここに原文を紹介させていただきます。

8月23日、これ土曜日でございます。24日
日曜日、野村運動公園で開催された野村サッカー
大会にご招待をいただきまことにありがとうございます。
天候と主催者の方々の手際よくかつ誠
意のこもった大会運営に恵まれ、楽しく過ごさせ
ていただきました。何よりも印象的で感銘しまし
たのが、会場やその周辺で出会った地元野村町の
皆さんが、例外なくおはようございますとか、こ
んにちはとあいさつをくださったことです。試合
が終了して帰路に着こうとしたとき、大会スタッ
フの方々の方が忙しく作業をされているにもかかわらず、お疲れさまでしたと声をかけていただきま
した。昔の日本では当たり前であったはずのあい
さつが、今は忘れ去られています、野村町には
残っていました。豊かな海、山、里が特徴である
西予市でいらっしゃいますが、何よりも人が何と
豊かな町なんでしょう。試合は残念な結果では
たが、野村町の皆さんの温かいあいさつのおかげで
とても充実感のあるひとときとなりました。

余談ですが、1日目の試合終了後、明浜地区の
はま湯に立ち寄り、汗を流した後、日向飯定食や
さつま定食を堪能しました。浴場からの絶景と目
の前に広がるきれいな海、そして食文化に感動し

ました。本当に心が豊かになった2日間でした。ありがとうございます。西予市の皆さんの今後のますますのご健康とご繁栄を心からお祈り申し上げますと、このような丁寧なお言葉をいただいております。私は本当に心の底からうれしさがこみ上げると同時に、改めまして西予市民の人の豊かさのすばらしさ、人を歓迎する温かさを感じた次第であります。人との触れ合いは、まずあいさつからと言われますが、まさにこれを実感した出来事でありました。今後ともこのような出来事が当たり前となり、本市を訪れた方々が気持ちよく過ごし、いい思い出をつくっていただけるような、そのような町になりますことを祈念してやみません。

さて、本定例会におきましては、議員の皆様からの一般質問をお受けするとともに、専決処分承認2件、一部事務組合規約の改正2件、条例改正の6件、辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定1件、補正予算11件、決算認定14件、報告13件につきましてご審議をお願い申し上げます。

諸議案の提案理由につきましては、上程の際にご説明いたしますので、何とぞ慎重にご審議をいただき、それぞれ決定、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。簡単でございますが、招集のごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いたします。

議長 次に、前定例会以降における諸般の報告は、お手元に配付のとおりでありますので、お目通しを願いたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

議長 まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今回の会議録署名議員に5番井上勲君、6番小野正昭君の両名を指名いたします。

(日程2)

議長 次に、日程第2、会期の決定を議題いたします。

お諮りいたします。

今回の会期は、本日から9月26日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、今回の会期は、本日から9月26日までの10日間と決定いたしました。

(日程3)

議長 次に、日程第3、議会報告第1号「各委員会の視察研修報告について」を議題といたします。

第2回定例会の議決に基づき実施いたしました各委員会の視察研修結果について、各委員長の報告を求めます。

まず、議会運営委員長二宮元君。

二宮元議会運営委員長 それでは、西予市議会運営委員会視察研修報告を申し上げます。

百聞は一見にしかずという格言がありますが、私たち議会運営委員会では、去る7月31日と8月1日の2日間にわたり、市議会基本条例を全国に先駆けてつくり、開かれた市民のための一歩先を行く三重県伊賀市議会の視察研修を行いました。参加者は委員全員と局長を含め11名であります。

伊賀市は、京都・奈良・伊勢を結ぶ街道を有し、交通の要衝として、また伊勢神宮の参宮者の宿場町として栄えており、歴史・文化の薫る観光地でもあります。

31日正午、暑いさなか伊賀市庁舎に到着し、まず目に飛び込んできたのは大きな宣伝幕であり、「閑かさや岩にしみ入る蝉の声」の名句であります。伊賀市は俳聖松尾芭蕉の生誕の地であり、納得の中、議会事務局長の出迎えを受け、研修となりました。庁舎のすぐ山手には、伊賀忍者博物館があり、観光客の絶えない大変にぎわう有名な観光スポットでもあります。

伊賀市議会基本条例は、伊賀市の自治基本条例でうたわれている議会の役割と責任の具体化を目指し、制定に向けての議論が始まり、平成18年5月に議会のあり方検討委員会が設置され協議を続けながら、平成19年1月答申案について、章別に修正、削除を重ねながら最終的に10章23条にまとめ、平成19年2月に伊賀市議会基本条例が可決されました。

本条例の特徴として、1、市民との意見交換の場となる議会報告会の設置、2、市民にわかりや

すい議会、議論の明確化のために、議場では一問一答の対面方式を取り入れて、公正で市民により開かれた議会を目指し、常任、特別委員会の活動の一環としても各地域に出向き、出前講座の設置など市民本位の活動を積極的に取り組んでいるとのことであります。

なお、全国初の市議会基本条例を制定しての活動は、他の市議会からでも大いに注目を集めておりまして、各地より視察研修も大変多いとのことであります。

伊賀市も平成16年合併して、西予市と同じスタートであります。ただ人口4万5,000人の西予市に対し、伊賀市は1市3町2村が合併して、人口10万1,900人であり、議員数も34名と多く、若者の働く企業も観光資源も豊富で、自主財源が一般会計の46%もあり、名勝、旧跡も多く、健全運営がなされております。このように時代が変わり、人が変わっても、先人から受け継がれた歴史的な遺産は、伊賀市にとっても、市民にとっても大変恵まれた有益な環境になっており、これといった企業もなく、観光資源も少なく、第1次産業に頼るしかない西予市とは大きな格差があることを実感をいたした次第であります。伊賀市議会のように、進んだ前向きな取り組みには、学ぶべき点がたくさんあったと、このように参考になったという研修であったとこのように思っております。

以上、簡単ですが、議会運営委員会の視察研修報告といたします。

平成20年9月17日、議会運営委員長二宮元。

議長 次に、総務常任委員長宇都宮明宏君。

宇都宮明宏総務常任委員長 総務常任委員会の視察研修報告をさせていただきます。

当総務常任委員会では、7月14日から16日にかけて、来年度末で執行する過疎地域自立促進特別措置法の今後の見通しや限界集落対策、そして小学校再編問題等の調査研究のために、総務省並びに岐阜県高山市、岐阜市への行政視察を行いました。

まず、総務省で、過疎地域の実情と過疎法の動向並びに今後の課題を調査しました。

過疎地域の平均と全国平均の諸数値を比較する

と、高齢化率は、過疎地域が30.2%に対し全国が20.1%、耕地10アール当たりの生産農業所得では6万1,000円と8万1,000円、また水道普及率では90.4%と97%、そして1万人当たりの医師数では、過疎地域が13.75人に対し全国が20.09と依然として著しい格差がありました。

また、過疎法の動向では、西予市は次期の過疎法でも過疎地域となることが推定されることでしたが、こうした中、過疎債に係る7割という交付税措置の見直しが検討され始めており、議員立法で制定される過疎法の存続の有無により、過疎地域の発展、また活性化に大きな影響を及ぼすことは歴然としており、議会と行政が一体となって、これまでも増して国、県に対し、新たな視点で過疎法の存続の必要性を訴えていくことの重要性を痛感しました。

次に、岐阜県高山市で、日本一広い市のまちづくりについて視察研修を行いました。

ここでの特徴的な取り組みは、合併特例法による地方交付税これの合併算定がえと一本算定の差額の2分の1を財源とし、旧市町村に均等割20%、人口割40%、基準財政需要額割40%の計算で、地域振興特別予算という形で配分し、地域で特色ある事業を実施されておりました。

また、行政組織機構において、各課内にグループ制を導入し、事業によりグループを横断して事務を行うことで、効率化につなげているということでありました。

地域振興特別予算については、自治体の財政事情により判断すべきと考えますが、組織機構の考え方は、西予市でも取り入れられる点があるのではないかと感じました。

限界集落対策としては、まず集落実態調査を行い、それをもとに社会活動支援制度や移住促進事業補助金を創設、総合交通対策としては、スクールの空き席に登録制で一般住民が同乗できる取り組みがなされておりました。

最後に、岐阜市で、小・中学校の統廃合再編についての研修を行いました。

この取り組みは、平成10年8月、旧市内の通学区域のあり方についてを通学区域審議会に諮問し、平成14年5月に答申を受けたことから始まり、岐阜市旧市内学校再編問題協議会が設置され、平成17年8月30日に、旧市内の適正化適

正配置の方針を決定し、現在も未来の輝く学校づくりのために説明会並びに意見交換会を順次開催している。これらをもとに平成17年12月に金華小・京町小統合準備委員会が設置され、順次学校基本計画部会やPTA部会を初めとする11部会を立ち上げて、学校運営、学校建築、交渉、効果などの個別課題について、学校、PTA、地域、行政が一体となつての推進活動に取り組み、平成20年4月、現京町小学校での統合を目指したとのことでした。その中で効果については、グループ学習や習熟度別指導などの多様な学習集団の編成が可能になった。また、地域社会と新たな交流が始まるなど、学校と地域の連携、協力が深まった等があり、課題としては、交通事故の防止や防犯などのため、通学の安全面での配慮が必要になったこと、また学習環境や教員との関係が変化し、児童・生徒が学校生活に戸惑ったことなどがあるとの説明がありました。こうした中で問題解決や住民の理解を得るために、時間と回数をかけての現地説明会の開催や各小部会を立ち上げての取り組み等、西予市も小・中学校の再編に取り組みに当たり、本市の風土、住民の意識を考慮した上で、見習うべき点は見習うという考えが大切だと感じました。

以上、3カ所の行政視察を行ったわけですが、我々議員だけでなく、同行された担当職員も有意義な研修となったのではないかと考えており、将来の西予市のために、今の地方に厳しい時代においては、国、県への働きかけは無論のこと、緊張感を持った上で、議会と行政が協力し合って知恵を出すことの重要性を再認識しました。

以上、報告といたします。

議長 次に、厚生常任委員長酒井宇之吉君。

酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会は、7月17日から7月19日までの3日間の日程で、青森県の十和田市立中央病院とむつ衛生センターの視察研修を行いました。その概要を報告いたします。

十和田市立中央病院では、十和田から新しい医療の姿を発信するという院長の考えのもと、さまざまな地域医療に対する取り組みが行われており、地域に貢献できる医療の充実と医師不足の解消を図るため、今春病院の建てかえが完了し、新

しい病院施設が稼働を始めており、西予市のこれからの病院のあり方、地域医療の取り組みがどうあるべきかの研修を行いました。

平成20年5月にオープンした病院の経営方針は、思いやりや温まりのある医療を行う、だれもが理解でき、納得のできる医療を行うなどが掲げられ、地域に医療の果たす役割と院長の地域医療への思いが感じられました。

同病院では、東北地方で初めて、全国で10番目だそうなのですが、放射線治療装置トモセラピーが導入されました。このほかがんの治療、化学療法を受ける患者のために、これまでの3倍の15人が抗がん剤治療を受けられる化学療法センターも備えておりました。また、約6億円を投じて電子カルテの導入もしておりまして、入力には時間がかかるという現状の課題はありますが、情報の共有などのメリットのほうが大きく、不満は少ないということでした。

病院経営に当たっては、約164億円を投じて事業費すべてを起債を用いており、単価アップなどの収入確保、物品管理や徹底した節電など内部改革を積極的に行うことで健全経営を目指していました。

建物の構造に至っては、免震構造を採用し、病院の基礎部分に積層ゴムによる免震装置が設置されて、建物が受ける地震力の軽減が図られていたため、先般の岩手・宮城内陸地震においても被害はなく、揺れはするが、棚のものが落ちることはなかったそうです。

医師確保については、東北大学、弘前大学と連携を図りながら、医師が来たくような病院環境づくりを目指し、さまざまな角度から対応しているとのことでした。西予市も市民の理解、協力を得ながら医師確保の努力をしなければならないと感じております。

また、この病院は、旧病院が約40年たって老朽化したため建てかえられたそうですが、もし建てかえができなかったら廃業していただろうと、蘆野院長が話されました。そして、地域医療が新しくなったことで、医師も35人確保できているということで、古い病院で設備がよくないところでは、医師は確保ができないだろうということでもございました。

以上のように新しい病院はできても医師不足や経営問題は直ちに解決するものではなく、西予市

においても、市民の意見を聞きながら行政、医療部門、事務部門が密接に連携をして、それらの問題に日々努力して取り組んでいかなければならないと痛感をいたしました次第でございます。

次に、むつ衛生センター汚泥再生処理施設でございますが、野村にある東部衛生センター及び明浜・大崎地区にある西部衛生センターの老朽化によるふん尿処理の対応が迫っているため研修を行いました。

平成19年4月に新設されたこの施設は、1市3町4村、約10万人で、下北地域広域事務組合を形成し、下北地区の全般の汚泥を処理していました。対象地域の範囲が広いと、運送コストがかかりますが、遠方からは中継地点を設けて合理化を図っておりました。ここでは、公共下水や農業集落排水、浄化槽から出てくる汚泥の最終処分処理までしており、従来型の処理施設のように産業廃棄物が生じることがないという点で、大きく処理技術が進歩しているものでした。

また、同施設では、膜分離高付加脱窒素処理方法、これは特許を取っておるそうでございますが、写真は撮らせていただけませんでした。それを導入し、処理水は高度処理されておりました。汚泥は隣接する一般廃棄物処理施設、通称アックスグリーンに搬入される古紙と混合し、助燃剤に加工して、それをアックスグリーンで焼却して、その熱で発電をしておりました。そのため、敷地内ですべてを処置することができるということで、最終処分費が不要となり、効率化が図られておりました。

西予市においても、ふん尿処理場の今後の方向性として、廃棄物処理場との位置関係や広域事務組合の問題、最先端のふん尿処理技術の調査などとリンクしながら総合的に考えて、維持管理が合理的かつ経済的にできるものを目指すべきだと思っておりました。

以上、厚生常任委員会の視察研修といたします。

平成20年9月17日、厚生常任委員会委員長 酒井宇之吉君。

以上でございます。

議長 次に、産業建設常任委員長元親孝志君。

元親孝志産業建設常任委員長 産業建設常任委

員会視察研修報告をいたします。

産業建設常任委員会では、7月23日から25日の3日間で研修を実施いたしました。

今回の委員会の視察研修の目的は、立ち上がる農山・漁村をテーマに行いました。立ち上がる農山・漁村とは、総理府が平成16年度に有識者会議を設置し、農林水産業を核として、自立的で経営感覚豊かな取り組みを行い、地域の経済活性化に寄与している先駆的事例を有識者会議で選定し、全国の農山・漁村に地域みずからが考え、行動する意欲あふれた活動を全国に情報発信しているとする事業であります。

今回、この選定を受けた栃木県那須野ヶ原土地改良区連合と群馬県みなかみ町新治村を視察研修いたしました。

その視察内容については、お手元に配付いたしております委員長報告のとおりであります。研修内容については、長くなりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思います。

今回の研修で、私が特に強く感じましたことは、那須野ヶ原であれ、新治村であれ、とにかく田舎が美しいということにあります。限界集落問題を抱える集落が、今やらなければならないことは、集落としての誇りを取り戻すこと、すなわち美しい景観、環境をもう一度取り戻すことではないかと改めて感じました。伊予銀行が発行する調査月報の寄稿文の中で、愛媛大学の藤目教授が次のように言われておりました。

現在、全国的にグリーンツーリズムが社会現象になっていると。しかし、これはヨーロッパの考えとは似ていて否なるものとの印象を禁じ得ない。ヨーロッパのグリーンツーリズムは、その受け皿として地域の景観と環境の整備であり、農業体験や農家民宿は、それを基盤として成り立つものと考えられる。それに対して日本のグリーンツーリズムは、田舎に来て農業を体験したり、農家民宿に泊まるのが目的であって、本来農村が持つすばらしい景観、環境を追求するという視点が欠如していると教授は指摘されております。今のままでは、やがて飽きがきて、将来に明るい展望を持つことができないと心配もされております。

1877年、明治の初めでございますが、日本を訪れたイギリス人旅行家イザベラ・バード女史が残した手記には、日本の自然は絵のように美しかった。全体に統一感があり、住む人の努力でこ

み一つなく、清潔に保たれていた。故郷エジンバラの町にも日本のことを教えてやりたいと。しかし、彼女の故郷エジンバラは、産業革命で一時は劣悪な環境に陥りましたが、今では世界で最も美しい町の一つに数えられるようになっていっていると言われております。

同じようにドイツのロマンチック街道は、日本人にとってあこがれの理想の村々です。ドイツが戦後一貫して行った政策は、我が村を美しく、田舎で休暇をでした。1970年代、ドイツの村々は、美しさを競い合うコンテストを行うことで、住民と行政の協働によって、一度は完全に失った景観、環境を見事に復活させております。

城川町の合併前のまちづくりの理念が、我が村を美しくでした。これを城川町だけで終わらせるのではなく、新しく西予市の理念として、我が村を美しく、田舎で休暇を、このような構想を打ち立ててはどうでしょうか。同じ敗戦国、そしてまねに見る奇跡の復興を遂げたドイツと日本が、60年余りでこれだけの差ができてきたことをいま一度反省してみる必要があると思います。特にアメリカがコンピューターを駆使して作り上げたマネーゲームが、サブプライムローン問題で終わりを告げた今、私たちは改めて原点に回帰するときではないかと思えます。研修を終えてこのことを強く感じました。

以上で産業建設常任委員会の視察研修報告を終わります。

平成20年9月17日、産業建設常任委員会委員長元親孝志。

議長 以上で各委員会の視察研修報告を終わります。

(日程4)

議長 次に、日程第4、承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて(西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)」及び承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について)」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第5号は、西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について専決処分の承認を求めるものであります。

これは、国保税の2割軽減について、平成20年度以降の事務取扱が変更されたことに伴う改正であります。当市におきましても、2割軽減対象者が増加しており、申請に係る事務負担が増大していること、特別徴収においては、保険税の賦課後に申請により2割軽減となった場合は、普通徴収への変更が必要となり、新たな事務負担が発生することなどから、2割軽減対象者からの申請行為を不要とし、職権にて適用するものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて」提案理由のご説明を申し上げます。

この承認第6号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について専決処分の承認を求めるものであります。

地方自治法の一部を改正する法律が、9月1日から施行され、議員の報酬の支給方法等に関する規定が、他の行政委員会の委員との報酬の支給方法等に関する規定から分離するとともに、報酬の名称が議員報酬に改められました。本条例はこれらの制度改正に伴い、西予市議会政務調査費の交付に関する条例、西予市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、西予市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例、西予市特別報酬等審議会条例及び西予市消防団員の報酬及び費用弁償に関する条例について、議員の報酬の名称の改正など所要の改正を行ったものであります。よろしくご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

承認第5号及び承認第6号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

承認第5号「専決処分第5号の承認を求めることについて(西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)」及び承認第6号「専決処分第6号の承認を求めることについて(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について)」の2件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、承認第5号及び承認第6号は原案のとおり承認いたしました。

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第101号「愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について」及び議案第102号「愛媛県市町総合事務組合規約の一部変更について」の2件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第101号「愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について」、議案第102号「愛媛県市町総合事務組合規約の一部変更について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の規約変更は、先ほど承認第6号で説明いたしました地方自治法の改正により、議員の報酬の名称が議員報酬に改められたことに伴い、それぞれの規約の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りします。

議案第101号及び議案第102号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

討論の通告がありませんので、討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第101号「愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について」及び議案第102号「愛媛県市町総合事務組合規約の一部変更について」は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第101号及び議案第102号は原案のとおり決定いたしました。

(日程6)

議長 次に、日程第6、議案第103号「西予市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について」から議案第108号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

清水総務企画部長。

清水総務企画部長 議案第103号「西予市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について」、議案第104号「西予市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について」関連がございますので、一括して提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、一般・社団・財団法人法及び公益法人認定法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、民法上の公益法人の規定が廃止され、従来の公益法人の一部が公益的法人

に改められたこと及び地方自治法上において認可地縁団体の公益的法人としての諸手続に関する規定が設けられたことにより所要の改正を行うものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 森教育部長。

森教育部長 議案第105号「西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について」、議案第106号「西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

市立大野ヶ原小学校の改築工事に伴い、現在大野ヶ原小学校の児童は、惣川小学校で学校生活を送っておりますが、本年11月下旬には新校舎が竣工する見込みであり、12月からは新校舎に移転する予定といたしております。これに伴い、校舎及び給食調理場の位置を定めた両条例の一部を改正するものであります。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第107号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

去る7月中旬に、近隣の大手企業が民事再生法の適用を申請し、即日保全命令を受け、その約20日後に下請関連企業が連鎖倒産をするという事態が発生いたしました。これを受けまして、本市の中小企業者が同様の事態により、資金繰りに困窮を来すことを防ぎ、また昨今の原油、原材料の高騰及び建築基準法の改正に緊急に対応するための融資を円滑化することが必要と判断し、今回緊急経営資金融資制度を設けるものであります。

この制度は、愛媛県信用保証協会及び市内に支店を置く4つの金融機関と連携し、融資枠を現行の10倍から14倍にふやし、前年度と比較して売上高の減少が著しい中小企業を対象に、会社の運転資金として限度額1,000万円までの融資を行うものであります。この制度の円滑な運用に

より、現下の厳しい経済情勢の中におきまして、市内中小企業の金融難の緩和と経営の立て直しを図るものであります。

続きまして、議案第108号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

今回の改正は、みかめ海の駅の販売棟に設置いたしております搾汁コーナーの利用者区分を撤廃するとともに、利用料金を増額するものであります。

本施設の搾汁コーナーは、条例上では、市民と市民以外で利用料金に差を設けておりますが、施設運営の開始に当たり、指定管理者であるみかめホールディング株式会社との協議により、施設の稼働率の向上、安定経営の維持のためには、市外利用者の確保が不可欠であり、そのためには、料金格差を設けないことが適当と判断し、利用者区分を設けず、170円の統一料金を設定し運営してまいりました。その結果、平成19年度の販売本数の実績では、当初目標の83.7%の達成率となっておりますが、利用者数では、その約半数、売上額では約67%が市外からの利用という状況であり、統一価格を設定したことによる市外からの利用促進効果があったものと分析いたしております。この成果を踏まえ、今後も一人でも多くの利用者の確保、増加を図っていくために、利用者区分を正式に撤廃し、利用料金を統一するものであります。

また、原油価格の急激な高騰の影響を受け、空瓶、キャップ等の搾汁関係材料費が高騰し、さらには、電気、ガス等の光熱水費の値上げも予想されており、これらが施設経営を圧迫し、非常に厳しい状況となっております。

このような状況の中、みかめホールディングも人件費の削減や搾汁作業の効率化による経費節減を図るなどの経営努力に取り組んでまいりましたが、今後の採算性の確保及び経営の安定を図るために、やむを得ず利用者区分の撤廃とあわせ、搾汁コーナーの利用料金の増額に踏み切るものであります。

新料金については、本施設と同様の業務を行っております西予市明浜ふるさと創生館と同額に設定し、1瓶当たり250円以内とするものであります。具体的な料金につきましては、指定管理者と協議して決定をいたしたいと考えておりま

す。

なお、利用料金変更の時期につきましては、ここのミカンの収穫期を考慮し、11月1日からといたしております。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程7)

議長 次に、日程第7、議案第109号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

別宮副市長。

別宮副市長 議案第109号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」提案理由のご説明を申し上げます。

本案は、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づき、本市における遊子谷辺地ほか15辺地に係る総合整備計画書を策定するものであります。

この整備計画の事業は、辺地対策事業債を活用するもので、平成20年度から平成24年度までの5カ年の事業計画を新たに策定し、同法第3条第1項の規定により議決を求めるものであります。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたします。11時10分再開をしたいと思います。(休憩 午前10時58分)

議長 再開をいたします。(再開 午前11時10分)

(日程8)

議長 次に、日程第8、議案第110号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。

理事者の説明を求めます。

三好市長。

三好市長 議案第110号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げますとともに、本年度から

の議会への報告が義務づけられました健全化判断比率について少し触れさせていただきます。

平成19年6月に公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、自治体財政の状況を財政が比較的健全な自治体、早期の財政健全化が必要な自治体、これを早期健全化団体と言います。財政の再生が必要な自治体、これを財政再生団体と言いますが、3つの区分をすることになり、この区分は実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の各指標値によって決定されます。4つの指標値は、平成19年度の決算数値に基づき算定され、監査委員の審査を受けた上で議会に報告し、平成20年秋に公表することになります。そして、平成20年度の決算数値に基づく4つの指標数値のいずれか一つでも早期健全化基準以上になりますと、早期健全化団体となり、将来負担比率を除く3つの指標値のいずれか一つでも財政再生基準以上になると、財政再生団体となります。早期健全化団体になりますと、財政健全化計画を策定し、議会議決を受けることが義務づけられるとともに、計画策定年度のみ公認会計士、弁護士等による個別外部審査が強制適用となります。

また、財政健全化計画の実施状況を毎年度議会に報告し公表するとともに、早期健全化が著しく困難と認められるときには、総務大臣または知事から必要な勧告を受けることとなります。財政再生団体になりますと、財政再生計画を策定し、議会の議決を受けることが義務づけられるとともに、早期健全化団体と同様に、個別外部審査が強制適用となります。

また、財政運営が財政再生計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣から予算の変更等の勧告を受けることとなります。

さらに、個々の地方公営企業についても、資金不足比率を用いて経営が比較的健全な公営企業、早期経営健全化が必要な公営企業と2つに区分されることとなります。公営企業ごとにそれぞれの資金不足比率が経営健全化基準以上になると、当該公営企業について、早期健全化団体と同様に経営健全化計画の策定、個別外部審査等が求められることとなります。後ほど平成19年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告をいたしますが、西予市においては、いずれも健全な状況でございますが、これから大型事業が控えておりますの

で、なお一層気を引き締めて健全な財政運営に努めてまいりたいと思っております。

それでは、今回の補正予算でございますが、既決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ1億7,147万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を244億2,290万7,000円と定めるものでございます。

今回の補正につきましては、平成19年度歳入歳出決算の確定によります繰越金と原油高騰によります燃料費の見直し、原則どうしても今回計上しなければならない案件について計上しております。

主な内容でございますが、まず総務費につきましては、現在使用しております電算システムの保守契約が今年度末満了となることから、その見直しに係る経費、東宇和農協本所の土地建物の購入に係る経費を計上しております。

次に、民生費では、7月1日付で人事異動に伴う国民健康保険特別会計への繰出金、特別養護老人ホーム寿楽苑のデイサービス利用者送迎マイクロバスの買いかえに係る経費を計上しております。

次に、衛生費では、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町の3市2町で運営しております病院群輪番制運営事業の事務局が、今年度は西予市になりましたので、各病院への支払いに係る経費を計上しております。その財源は、各市町からの負担を充てております。

次に、農林水産業費では、多田地区営農飲雑用水施設整備事業に伴い必要となります農作物生産振興対策に係る東宇和農業協同組合への補助金、明浜はま湯、民宿故郷等の施設修繕に係る経費、また先日犯人逮捕の報道がされましたが、林道成谷線、竜王線の横断溝ふた盗難に伴う溝ふた施設に係る経費を計上しております。

次に、土木費では、市道惣川栲原線舗装に係る経費と平成19年度からの繰越事業として、宇和都市計画道路の見直しを実施しているところでございますが、愛媛県都市計画課と事前の協議により、宇和都市計画区域内の都市計画道路の全面的な見直しが必要になりましたので、それに係る経費を計上しております。

次に、教育費では、小学校と中学校施設で、平成17年度に実施しました耐震化優先度調査の結果から、優先度のランクの高い建物の耐震診断調

査に係る経費と昭和48年建設の野村中学屋内運動場屋根の改修に係る経費を計上しております。

また、三瓶南グラウンド整備事業のための用地等の購入及び造成工事に係る経費を計上しております。

次に、諸支出金では、平成19年度決算が確定し、余剰金が確定しましたので、地方財政法第7条第1項の規定により、余剰金の2分の1相当を財政調整基金に積み立てております。

また、庁舎建設事業基金に1億円と一般廃棄物処理施設等建設基金に2億9,570万円を積み立てておりますが、これは八幡浜・大洲ふるさと市町村圏基金の返還金を充てております。

以上、歳出予算の概要でございましたが、続きまして、主な収入についてご説明いたします。

まず、国庫支出金につきましては、小・中学校の耐震診断調査に係るものでございます。

県支出金につきましては、新ふるさとづくり総合支援事業補助金や水田農業経営確立対策事業補助金を計上しております。

そのほか、八幡浜・大洲ふるさと市町村圏基金からの返還金、老人保健特別会計からの前年度繰越金、病院群輪番制病院運営事業負担金などを計上しております。

市債につきましては、市道惣川栲原線舗装工事事業や南グラウンド整備事業に伴うものを計上しております。

また、この上で歳出に不足する財源措置として財政調整基金1億3,484万9,000円の繰り入れを行っております。

また、例規集データベースシステム導入に係る債務負担行為の設定でございますが、例規管理は合併以前、同一業者により行っていること、新システムを導入することにより事業の効率化と経費削減が図られること等の理由により、平成21年度から新システムを導入、稼働させたいと考えております。今回の債務負担行為は、経費の発生は平成21年度からになるものの、本年度から入札その他の事務が発生することから、準備期間等を考慮して本補正で設定するものでございます。

以上、説明いたしました。詳細な点につきましては、担当課長から補足説明をさせますので、よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。

議長 河野財政課長。

河野財政課長 それでは、予算書に沿って補足説明をさせていただきます。

まず、歳出につきまして説明をいたします。

14ページをお開き願います。

9目11節修繕料1,214万4,000円でございますが、これは公共ネットワークのための光ケーブルの修繕及び共架電柱移転によるつけかえに係る経費でございます。同じく13節電算関係委託料3,836万3,000円でございますが、現在西予市のネットワーク構成は、職員の机に設置のパソコンで運用しております基幹系システムとインターネットや外部メール用の情報系システムを別回線で運用しておりますが、平成20年度で基幹系の保守契約が満了となりますので、それにあわせ基幹系と情報系との統合を行うための経費であります。このことによりまして、平成21年度以降、6年間で約6,000万円の経費の削減を見込んでおります。

16ページをお開き願います。

20目駅前開発事業費1億7,000万円でございまして、これは東宇和農協本所の土地1,709.43平米と建物2,550平米の購入に係る経費であります。

19ページをお開き願います。

2目18節機械器具費366万5,000円でございますが、これは特別養護老人ホーム寿楽苑のデイサービス利用者送迎車の買いかえに係る経費であります。

22ページをお開き願います。

1目19節病院群輪番制病院運営事業負担金2,294万6,000円でございますが、これはこの事務局が平成20年度は西予市になったことにより、その支払い事務を西予市が行うことになりましたので、その経費を計上しております。この費用につきましては、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町が負担をすることになっております。

24ページをお開き願います。

3目19節農作物生産振興対策事業費補助金2,466万1,000円でございますが、これは多田地区営農飲雑用水施設整備事業に係る東宇和農協への補助金であります。

同じく4目15節工事請負費159万6,00

0円でございますが、これは大野ヶ原育成牧場導水管改修工事に係る経費であります。

同じく5目15節工事請負費160万円でございまして、これは川津南地区導水給水施設新設工事に係る経費であります。

次に、25ページでございますが、9目農業施設管理費1,069万4,000円でございますが、これは主に明浜オートキャンプ場、塩ぶろ、民宿故郷、野村ほわいとファームの施設修繕に係る経費であります。

同じく3目15節工事請負費217万9,000円でございますが、これは林道成谷線、竜王線の横断溝ぶた盗難による溝ぶた修復に係る経費であります。

26ページをお開き願います。

2目19節漁場環境保全対策事業費補助金128万円でございまして、これは八幡浜漁協が実施する下泊湾養殖漁場の環境保全対策事業に対する補助金であります。事業費の2分の1を補助することとなっております。

次に、27ページでございますが、1目13節委託料241万5,000円でございますが、宇和都市計画道路の見直しにつきましては、平成19年度からの繰越事業として実施をしているところでありますが、当初は宇和町卯之町伝統的建造物群保存地区だけの見直しを考えておりましたが、愛媛県都市計画課との事前協議において、愛媛県都市計画道路見直しガイドラインに沿った宇和都市計画区域内の道路の全体的見直しが必要となりましたので、そのための経費であります。

28ページをお開き願います。

3目15節工事請負費136万8,000円でございますが、これは公共下水道に接続するための西予市消防署の宅内排水整備工事に係る経費であります。

次に、29ページでございますが、3目小学校の建設費1,733万円でありますが、これは小学校耐震化調査に係る経費と魚成小学校建設時に仮撤去しておりました夜間照明の修復に係る経費であります。

同じく3目中学校建設費3,682万5,000円でございますが、これは宇和中学校と三瓶中学校の耐震化調査に係る経費1,446万円と野村中学校屋内運動場の屋根の老朽化によるふきかえ工事2,236万5,000円でございます。

33ページをお開き願います。

2目体育施設費1億509万2,000円でございますが、これは主に三瓶南グラウンド整備事業に係る経費であります。

34ページをお開き願います。

1目基金費6億5,502万9,000円でございますが、これは財政調整基金、庁舎建築事業基金、一般廃棄物処理施設等建設基金の積み立てに係る経費であります。財政調整基金につきましては、平成19年度一般会計剰余金の2分の1相当額、また庁舎建築事業基金と一般廃棄物処理施設等建設事業基金は、八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合からの還付金を充てております。

次に、歳入でございますが、戻りまして、10ページをお開き願います。

4目1節有価証券売却収入3億9,570万円でございますが、これは今言いました八幡浜・大洲地区広域市町村圏組合からの出資金の80%が返還されることとなりましたので、その収入を計上しております。

同じく1目老人保健特別会計繰入金2,690万6,000円でございますが、これは平成19年度の医療給付費精算により老人保健特別会計から繰り入れております。

次に、11ページでございますが、5目3節病院群輪番制病院運営事業費負担金2,288万4,000円でございますが、これは八幡浜市、大洲市、伊方町、内子町からのこの事業に対する負担金であります。

12ページをお開き願います。

市債につきましては、5目1節道路橋梁債1,610万円でございますが、これは高速道路周辺整備事業に係る合併特例債350万円と市道惣川袴原線舗装事業に係る過疎対策債1,260万円であります。

同じく7目5節保健体育債6,000万円でございますが、これは三瓶皆江グラウンド整備事業に係る過疎対策債を計上しております。

以上、説明とさせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程9)

議長 次に、日程第9、議案第111号「平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」から議案第120号「平成20

年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」についてまでの10件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

森教育長。

森教育長 議案第111号「平成20年度育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度決算による繰越金の計上と平成20年度貸付金の確定及び償還金の調整によるもので、歳入歳出予算にそれぞれ570万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,329万5,000円と定めるものであります。

歳出では、新規貸付者数の減少により貸付金1,122万円を減額し、予備費に1,692万円を計上いたしました。

歳入につきましては、償還金が当初の計上額を上回ると見込まれますので、322万円を増額し、前年度繰越金を248万円増額いたしております。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 議案第112号「平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、平成19年度決算による繰越金の確定によるものであります。

まず、歳入におきましては、前年度繰越金1万9,000円を増額し、歳出につきましては、予備費1万9,000円を増額いたしました。これによりまして歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,376万8,000円となりました。

続きまして、議案第113号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

まず、事務事業勘定予算からご説明いたします。

今回の補正は、平成19年度決算による繰越金の増額、前年度精算による国庫支出金、諸支出金の調整及び決定通知による老人保健拠出金、介護納付金の調整等を行うものであります。

歳出では、一般管理費で人件費266万3,0

00円の増額、老人保健拠出金で297万1,000円増額、介護納付金で78万5,000円の減額、償還金で、過年度療養給付費等交付金2,593万8,000円を増額いたしました。

歳入では、国庫支出金で療養給付費等負担金、過年度分1,881万1,000円、一般会計繰入金266万3,000円、財政調整基金繰入金630万2,000円、前年度繰越金301万1,000円をそれぞれ増額いたしました。これによりまして議決いただいております歳入歳出予算にそれぞれ3,078万7,000円を増額し、事業勘定予算歳入歳出予算の総額を59億3,576万5,000円と定めるものであります。

次に、診療所施設勘定予算についてですが、今回の補正の主な内容は、前年度確定によります繰越金の調整とこれに伴う基金積立金、繰出金の調整及び診療所の修繕、医療用機器のリース料、備品購入に係る経費等であります。

それでは、診療所別にご説明を申し上げます。

依津診療所の歳出では、一般管理費の修繕料を78万円増額、医療費の加工用原材料費を29万円増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を102万5,000円増額、前年度繰越金を4万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を8,424万5,000円といたしました。

次に、狩江診療所の歳出では、医業費の使用料及び賃借料を19万8,000円増額いたしました。

歳入では、一般会計繰入金を15万1,000円増額、前年度繰越金を4万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額を6,465万8,000円といたしました。

次に、高山診療所の歳入では、一般会計繰入金を4万3,000円減額し、前年度繰越金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額には変更ありません。

次に、田之浜診療所の歳入では、一般会計繰入金を4万9,000円減額し、前年度繰越金を同額増額いたしましたので、歳入歳出予算の総額に変更はありません。

次に、惣川診療所の歳出では、諸支出金の償還金を4万円増額、予備費を5,000円減額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を3万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を909万7,000円といたしました。

次に、土居診療所の歳出では、一般管理費の使用料及び賃借料を76万3,000円増額、医業費の備品購入費を87万8,000円減額いたしました。

歳入では、他会計繰入金を48万5,000円減額、前年度繰越金を37万円増額し、歳入歳出予算の総額を1億2,463万1,000円といたしました。

次に、杉之瀬出張診療所の歳出では、一般管理費の繰出金を5万7,000円減額、医業費の使用料及び賃借料を11万5,000円増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を5万8,000円増額し、歳入歳出予算の総額を1,463万9,000円といたしました。

次に、遊子川出張診療所の歳出では、一般管理費の繰出金を39万6,000円増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を同額増額し、歳入歳出予算の総額を439万2,000円といたしました。

次に、二及診療所の歳出では、一般管理費の備品購入費など28万2,000円を増額、基金積立金を371万9,000円増額、予備費を343万9,000円増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を744万円増額し、歳入歳出予算の総額を5,142万4,000円といたしました。

次に、周木診療所の歳出では、一般管理費の修繕料など18万8,000円を増額、基金積立金を150万9,000円増額、予備費で131万6,000円増額いたしました。

歳入では、前年度繰越金を301万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額を4,934万4,000円といたしました。

次に、議案第114号「平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、平成19年度の老人医療給付費等実績額確定に伴い生じた追加交付金及び超過返還金の予算計上を行うもので、それに伴い一般会計への繰出金を計上するものでありま

す。

まず、歳出につきましては、償還金として、支払基金償還金を8万7,000円、適正化推進費補助金償還金を17万円増額し、一般会計繰出金を2,690万6,000円増額いたしました。

次に、歳入につきましては、医療費交付金の追加分として、前年度未交付医療費交付金を460万9,000円、国庫負担金の追加分として前年度未交付医療費国庫負担金を2,255万4,000円増額いたしました。これによりまして歳入歳出それぞれ2,716万3,000円増額し、歳入歳出予算の総額は6億1,383万2,000円となりました。

次に、議案第115号「平成20年度西予市高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、政府・与党合意による後期高齢者医療制度の見直し決定により、保険料の軽減措置、納付方法の変更など市町事務が増大したことによる時間外勤務手当の増額補正で、それにあわせて一般会計より繰り入れを行うものであります。

歳出につきましては、一般管理費の職員手当のうち時間外勤務手当を35万7,000円増額いたしました。

歳入につきましては、これに伴う一般会計繰入金を同額計上いたしております。これによりまして、歳入歳出それぞれ35万7,000円増額し、歳入歳出予算の総額は6億3,763万3,000円となりました。

次に、議案第116号「平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入においては繰越金、歳出では基金積立金、償還金が主なものであります。

それでは、予算の説明を申し上げます。

本予算の事業勘定では、歳入歳出それぞれ5,433万円を増額し、歳入歳出予算の総額を44億9,455万6,000円といたしました。内訳といたしまして、歳出では、総務費の介護認定審査会費で、燃料費高騰に伴う必要経費を5万5,000円、基金積立金で、前年度精算による積立金を3,727万8,000円、諸支出金の償還金及び還付加算金で、基金積立金と同様に前年度精算による国庫と支払基金への償還金を1,

699万7,000円増額いたしました。

歳入では、支払基金交付金で、前年度給付実績の精算交付金999万7,000円、繰入金の一般会計繰入金を5万5,000円、繰越金を4,427万8,000円増額いたしました。

次に、サービス施設勘定予算についてであります。明浜特別養護老人ホーム勘定の歳入歳出それぞれ1,932万1,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億5,473万7,000円といたしました。内訳といたしましては、歳出では、総務費の施設管理費で、燃料費高騰に伴う必要経費等を186万9,000円、基金積立金を1,500万円、予備費を245万2,000円増額いたしました。

歳入につきましては、サービス費収入の自己負担金収入を19万9,000円、繰越金を1,912万2,000円増額いたしました。

次に、明浜デイサービス勘定では、歳入歳出それぞれ877万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を3,596万7,000円といたしました。内訳といたしましては、歳出では、総務費の施設管理費で、燃料費高騰に伴う必要経費を11万4,000円、予備費を866万4,000円増額いたしました。

歳入につきましては、繰越金を877万8,000円増額いたしました。

以上、5議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議案第117号「平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の確定と宇和町明石地区のさくら団地の農業集落排水加入金の計上に伴い、一般会計繰入金を減額するもので、歳入歳出それぞれ276万7,000円増額し、歳入歳出の総額を6億9,409万8,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、施設管理費で、西予市宇和町坂戸国道56号線歩道設置工事に伴う管路移設工事198万3,000円、管理施設の経年による老朽化対応のための修繕費78万4,000

円を増額いたしております。

歳入につきましては、さくら団地の農業集落排水加入に伴う負担金1,411万円の増額とこれに伴う一般会計繰入金1,411万円の減額、前年度からの繰越金78万4,000円の増額、雑入で管路移設工事に対する国よりの補償金198万3,000円の増額であります。

続きまして、議案第118号「平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の確定による増額とそれに伴う一般会計繰入金の減額で、歳出においては、歳入の補正に伴う充当財源の組み替えを行うものであります。

内容につきましては、前年度繰越金を369万3,000円増額し、それに伴い一般会計繰入金を54万2,000円、分担金及び負担金を300万円、使用料過年度分を15万1,000円減額するものであります。これによります歳入歳出予算の総額には、変更はございません。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 議案第119号「平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度繰越金の調整と三瓶簡易水道の建設改良に対する一般会計繰入金を増額を行うものであります。

歳入歳出にそれぞれ2,221万7,000円を追加し、歳入歳出の予算総額を3億8,098万9,000円と定めるものであります。

それでは、事項別明細7ページをお開き願います。

まず、歳出の主なものは、第1項総務管理費で、11節需用費114万6,000円、25節基金への積立金1,299万1,000円。

第2項施設整備事業費では、13節委託料385万円のうちその他委託料は、三瓶南簡易水道での新たな水源地試掘調査費285万円であり、15節工事請負費420万円、主なものは、

三瓶の蔵貫小学校前水源地のポンプ取りかえ工事に270万円であり、

次のページ8ページ、17節公有財産購入費66万円であり、これは計画変更によりまして減額いたしております。

次に、歳入ですが、6ページ、一般会計からの繰入金56万9,000円、前年度繰越金2,164万8,000円を増額いたしております。

次に、議案第120号「平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」について提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正は、7月1日付の公営企業部設置に伴う人件費の増額と国道378号線改良工事に伴います水道管移設工事に係るものであります。

1ページをお開き願いたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の補正についてご説明をいたします。

今回の補正は支出のみとなっており、営業費用におきまして、給料、職員手当等749万5,000円の増額をいたしております。これによりまして収益的支出の総額は6億4,514万1,000円となっております。

なお、この人件費の増額補正に伴いまして、第5条で議会の議決を経なければ流用することのできない経費を749万5,000円増額し、1億1,765万6,000円といたしております。

次に、第3条、資本的収入及び支出の補正についてご説明をいたします。

今回の補正は、愛媛県の事業であります国道378号線改良工事に伴います三瓶上水道の水道管移設工事を、当初予算におきましては起債事業として計画しておりましたが、企業債を発行せず、自主財源で対応することとしたため、収入における企業債540万円を減額するものであります。これに伴いまして、第4条の三瓶上水道施設整備事業の企業債を変更いたしております。

また、支出の建設改良費として、設計委託料136万5,000円を増額いたしておりますが、これは全額愛媛県からの補償金を受け実施するものであります。

以上によりまして、資本的収入の総額は5,710万円、支出の総額は3億3,860万9,000円となりました。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額を補てんする財源を第3条の括弧書きのとおり

に改めました。

以上、2議案よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。再開を1時10分から再開したいと思います。よろしくお願いをいたします。(休憩 午後0時00分)

議長 再開をいたします。(再開 午後1時10分)

(日程10)

議長 次に、日程第10、認定第1号「平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

理事者の説明を求めます。

角藤会計管理者。

角藤会計管理者 それでは、平成19年度西予市一般会計の決算についてご説明をさせていただきますが、何分にも膨大な決算額であり、ページ数も多数になっておりますので、大まかな説明になりますことを、まずお許しいただきたいと思っております。

お手元に地方自治法に基づきます平成19年度決算における主要な施策の成果報告書をお配りさせていただいておりますが、主にこれに基づいて説明をさせていただきます。

認定第1号「平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、まず初めに、その概要を申し上げます。

資料は1ページからになります。

平成19年度は合併から4年目を迎え、西予市としての第1段階の基礎づくりを終え、さらなる発展を期する第2段階のまちづくりの始動の年度でありました。これまでの3年間では、西予市まちづくり計画や西予市総合計画に基づき、新市としての基礎をなす市道、林道、港湾、商工観光施設などの利便性や経済効果を促進するための事業や公共下水道、農業集落排水事業などの快適な生活環境を整えるための事業を初め、社会インフラ全般の整備を急ピッチで進めるとともに、住民一人一人を尊重し、安全・安心して暮らせる福祉施策、教育施策などソフトの事業の充実を図り、住民サービスと福祉の向上に努めてまいりました。

一方、国において平成16年度から18年度にかけての3年間で三位一体の改革が進められ、総額約5兆円もの地方交付税の削減が行われ、地方財政は厳しい運営を強いられました。本市においても、地方交付税や国、県の負担金、補助金の減少、さらには、主産業である農林水産業の長期低迷による市税の伸び悩み等の影響により一般財源が想定していた以上に縮減して、いまだに経験したことの無い厳しい財政運営を迫られました。

平成19年度においても、国の取り組みと歩調を合わせ、地方みずからの努力により、さらなる地方行財政改革を強力に推進し、地方財政の健全化を進めていくことが緊急の課題とされ、新たな地方分権改革への取り組みとして、三位一体の改革を踏まえ、1つに、国と地方の役割分担の見直しを進めるとともに、国の関与、国庫補助負担金の廃止、縮小、2つ目に、地方税について、地方交付税、国庫補助負担金の見直しとあわせ、税源移譲を含めた税源配分の一体的見直し、3つ目に、地方交付税について、不交付団体の増加を目指し、簡素な新しい基準による算定等の一体的取り組みが推進され、それにより地方交付税はさらに削減され、効率的な行財政運営について一層の改革努力が求められました。

そこで、当初予算において一般会計では、対前年度比約7億1,000万円の減、一般会計及び特別会計合計では、対年度比約1億8,000万円の増となる緊縮型予算となりましたが、限られた財源を必要な事業に重点的、効率的に配分することを基本に、新庁舎建設の推進、CATV整備による難視聴対策や情報通信網の格差是正、市民が安心して暮らせる医療体制の確立、企業誘致の推進、健全な財政構造への展開の5つのテーマを掲げ、新たな行政需要に対応しながら積極的にまちづくりに取り組みました。

そのための具体的手法として、昨年度から導入が始まった行政評価システムにより、事務事業全般の徹底した見直しや各種施策の優先順位についての厳しい選択を行い、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化を進めました。本年度も昨年度に引き続き、まちづくりにおける重要な課題で財政的にも大きな影響を及ぼす56項目について事務事業評価を実施し、平成20年度予算に反映させるとともに、今後すべての事務事業評価を行い、平成20年度には行政評価に基づく予算編

成管理に完全に移行するよう作業を進めております。

主要な施策の成果報告につきましては、一昨年度までは西予市まちづくり計画を基本としておりましたが、昨年度より西予市総合計画の中の基本計画によりまとめております。

この基本計画は、基本構造に基づき、今後取り組むべき主要施策を行政の各分野にわたり体系的に定めたもので、計画期間は基本構想と同じく10年間とし、急速に変化する社会経済情勢に的確かつ柔軟に対応できるよう必要に応じて見直しを図ることとしております。

本報告書の作成に当たっては、昨年同様行政評価システムが完全に構築できていない状況でございますが、同システムと連動させ、総合計画に示す施策基本事業ごとにその主なものを抜粋して取りまとめております。

それでは、平成19年度一般会計の決算状況とあわせて普通会計における財政指標等の状況についても説明し、主要な施策の成果につきましては、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

まず、一般会計の決算規模と決算収支につきましてご説明をいたします。

資料は21ページになります。

平成19年度の一般会計の決算規模は、歳入決算額246億1,362万2,000円、歳出決算額239億8,421万2,000円、歳入歳出差し引き額は6億2,941万円となり、繰越財源1億1,075万4,000円を除くと実質収支は5億1,865万6,000円となります。前年度の決算規模と比較すると、歳入で5億6,770万円の減、歳出では5億783万3,000円の減となっており、平成16年度以降減額が続いております。

次に、歳入決算の概要について説明いたします。

平成19年度の決算額は246億1,362万2,000円で、前年度の251億8,132万2,000円と比較し、5億6,770万円の減となり、4年連続の減額となっております。その主な要因は、国の三位一体改革などに伴う投資的事業の減少による国県支出金、地方債などの収入減によるものでございます。

また、市税は景気の低迷により、横ばい状況が

続く中で、税源移譲による市民税の増により、前年度と比較し3億5,392万1,000円の増の32億5,885万6,000円となる一方で、地方譲与税は2億9,632万5,000円の減額となりました。収入のほとんどを地方交付税や地方債に依存しており、今後も国の歳出歳入一体改革や国、地方が一体となって取り組む経費削減、財政の健全化施策により大きな影響を受けることが想定され、また合併による財政的支援措置が今後も減少することも考慮すると、予算規模は縮小せざるを得ない状況にあります。

次に、自主財源と依存財源について説明いたします。

資料は23ページになります。

自主財源は、58億2,187万5,000円と歳入全体の23.7%で、うち市税は約32億6,000万円で13.2%しかなく、依存財源が187億9,174万7,000円で76.3%を占めております。

次に、地方交付税の状況について説明いたします。

普通交付税につきましては、全国総額ベースで4.4%の減、全国市町村平均で4.2%の減、愛媛県内市町平均で2.2%の減という状況の中、西予市おきましては、基準財政需要額が新型交付税の影響で6,795万9,000円の減となったものの、頑張る地方応援プログラムに係る増額が約2億8,286万3,000円、合併特例分加算額約1億1,763万円などにより交付額は102億7,301万1,000円で、前年度と比較し1億381万4,000円の増額となりました。

特別交付税につきましては、全国総額ベースで4.4%の減、全国市町村平均で4%の減、合併関係市町村や災害復旧費関連などで集中的に配分となったため、県内市町平均で7.2%の減となりましたが、西予市におきましては、合併特例分加算額の減額等もあったものの、昨年度に比べ8,899万6,000円の減額にとどまり、10億6,210万2,000円を確保することができました。

また、臨時財政対策債は7億1,360万円で、前年度と比較し7,300万円の減となり、これを含めた交付税総額は、昨年度と比べ5,818万2,000円減となりました。今後も国の

歳出歳入一体改革により交付税改革はさらに進められ、交付額の削減が予想されることと合併による算定がえが約18億円あり、この額が合併の11年後から5年間で段階的に減額になることなどにより極めて厳しい状況が続くことが懸念されます。

次に、財政力指数の状況について説明いたします。

資料は24ページになります。

平成19年度財政力指数は0.283で、昨年度より0.001ポイント上昇しております。この指標は、交付税算定における各年度の基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均数値でございます。この数値が1に近く、また1を超えるほど財政に余力があり、財政力があるとされております。将来的に指数が上昇することが予想されるのは、財政力が強くなるのではなく、分子となる基準財政収入額が余り変化しないものの、人口の減少などで基準財政需要額全体が縮減傾向にあるため、結果として分母が小さくなり、指数が大きくなるということによるものであります。

次に、市債の状況について説明いたします。

資料は25ページになります。

市債の発行におきましては、不足財源の補てんとして、健全財政を維持できる範囲で財政上有利な起債を必要最小限借り入れすることといたしておりますが、平成19年度の決算額は32億1,140万円で、普通建設事業の削減等により前年度の決算額33億9,720万円と比較し1億8,580万円の減となり、地方債残高は334億8,904万4,000円となり、昨年度より1億5,909万円の減少となりました。

次に、公債費比率と実質公債費比率の状況について説明いたします。

資料は26ページでございます。

平成19年度の公債費比率は12.3%、実質公債費比率は14.0%となっております。今後合併前後の大型事業に対する償還が本格化することに加え、新庁舎建設事業、CATV整備事業などの大型建設事業の実施により、この比率は高水準で推移することが懸念されます。

また、実質公債費比率におきましては、特別会計を含む公営企業会計への公債費に対する繰出金や一部事務組合の公債費に対する負担金等も算入

されるため、全会計の建設事業の見直し、削減による市債の慎重な発行や適切な管理により比率の上昇を抑制し、計画的かつ節度ある財政運営が重要でございます。

次に、歳出決算の概要について説明をいたします。

資料は27ページになります。

平成19年度の決算額は239億8,421万2,000円で、前年度の244億9,204万5,000円と比較して5億783万3,000円の減となっております。その主な要因としては、職員採用の抑制、議会議員報酬、特別職給与の一部カット、一般職員の管理職手当などの一部カット、早期退職者制度導入による人件費の削減、行政評価システムを導入しての事務事業見直しによる経常経費の削減、投資的経費については、道路建設事業、小学校建設事業、中心市街地活性化事業などの普通建設事業の見直し、削減及び事業の終了、災害復旧事業の減少等によるものでございます。

性質別決算額では、人件費が47億9,017万円、普通建設事業費が46億4,904万7,000円、公債費が39億3,523万6,000円、物件費が32億3,389万8,000円で、これらの合計額が歳出の約7割を占めております。人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費の合計は、108億5,116万2,000円となっております。そのほか災害復旧費が、公共土木施設災害及び農林水産施設災害の減により昨年度に比べ1億9,378万3,000円の減、投資及び出資金が、上水道事業会計への出資金の減などにより8,257万5,000円の減となっております。

一方、積立金は、庁舎建設事業基金、一般廃棄物処理施設等の建設基金の積み立てにより2億8,812万円の増となっております。

目的別に見ると、民生費が60億5,869万8,000円、公債費が39億3,493万6,000円、農林水産業費が31億9,134万7,000円、教育費が23億3,904万3,000円で、これらの合計が歳出の6割を占めております。総務費につきましては、庁舎建設事業基金への積み立てなどにより、前年比5億6,261万8,000円の増となっております。一方、商工費につきましては、中心市街地活性化整

備事業の終了により3億1,585万2,000円の減となっております。

次に、主要な施策の成果について、その総括と主要な施策単位ごとに概略を報告いたします。

資料は2ページからになります。

国の三位一体の改革による地方交付税や国庫補助金負担金の削減、景気低迷による市税の横ばい状況などにより、歳入による一般財源は厳しく抑制される一方、新市建設計画や総合計画に伴う普通建設事業や新たな行政需要への対応、急激な少子・高齢化に伴う扶助費や合併特例債の償還に伴う公債費などの義務的経費の増収、特別会計、公営企業会計における繰出金の増大などにより財源が不足し、新たな市債の発行や財政調整基金などの取り崩しで賄うといった赤字基調が続き、財政状況は年々厳しさを増しております。このような状況の中、行政評価システムを導入して、人件費、経常経費の削減や各種団体への補助金、負担金の見直し、普通建設事業の削減など事務事業全般にわたり徹底した歳出見直し、各種施策の優先順位についての厳しい選択と必要事業への重点的、効率的な配分を行い、西予市総合計画に基づいた各種施策、事業を積極的に推進し、予定どおりの成果を上げることができました。特に庁舎建設事業におきましては、市民の利便性や行政事務への効率化、地域社会への影響、財政上の課題などについて総合的に検討を行う庁舎建設調査研究及び基本設計業務を委託し、新庁舎建設に向けて具体的な取り組みが始まりました。

また、2011年7月で終了するアナログ放送からデジタル化への対応及び通信格差の解消を図るためCATV整備の事業においても、推進のための説明会の開催や詳細設計を委託し、事業推進を図りました。

企業誘致の推進におきましては、農林水産加工品開発事業、ブランド産品販路開拓支援事業、地域内発型産業創出事業を設け、新たな産業創出や企業支援を図り、地域活性化に努めました。

教育施設の整備では、三瓶中学校屋内運動場改修及び庭球場移転整備により安全で豊かな教育環境づくりに努めました。

さらに、超高齢化社会への対応として、施設福祉の充実を図るため、宇和町社会福祉施設協会が三瓶町に建設した特別養護老人ホーム整備に対する補助を行いました。

今後も国の歳出歳入一体改革の影響やさらなる社会保障費、公債費、繰出金などの増加が想定され、財政状況が厳しくなることが予想されますが、限られた財源を有効に活用するため、行財政改革に積極的に取り組み、健全財政に努め、合併に伴う財政的支援措置がなくなるまでに継続可能な財政基盤を確立することが急務となっております。そのためには、行政改革大綱、集中改革プランの完全実施と行政評価システムの厳格な運用により、無駄の排除を徹底し、行財政のスリム化と効率化を図ることが必要不可欠であると考えております。

なお、主要な基本施策の成果の概要につきましては、12ページから17ページに記載しておりますので、お目通しいただきたいと思っております。

以上、主要な部分のみをご説明を申し上げますが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして、施策の成果報告に基づき各担当部課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

(日程11)

議長 次に、日程第11、認定第2号「平成19年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

角藤会計管理者。

角藤会計管理者 それでは、平成19年度西予市特別会計の決算についてご説明をいたします。

公営企業を除く特別会計全体の歳入決算額は207億2,997万8,000円、歳出決算額が205億2,973万7,000円、歳入歳出差し引き額は2億24万1,000円となり、繰り越しすべき財源6,137万7,000円を差し引いた実質収支は1億3,886万4,000円の黒字決算となっております。

それでは、会計別にご説明をさせていただきます。

まず、認定第2「平成19年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明します。

資料は228ページからになります。

授産場特別会計は、歳入歳出総額ともに2,148万5,000円でありまして、形式収支、実質収支はともに0円でございます。

なお、手袋加工賃などの事業収入につきまして、昨年度より56万2,000円増の453万9,000円となりました。

次に、認定第3号「平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明をいたします。

資料は232ページからになります。

住宅新築資金等貸付事業特別会計は、歳入総額が1,624万8,000円、歳出総額は1,622万8,000円でありまして、形式収支は2万円の黒字となり、実質収支においても同額を計上いたしております。

次に、認定第4号「平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について」説明をいたします。

資料は234ページからになります。

育英会奨学資金貸付特別会計は、歳入総額が6,268万円、歳出総額は5,319万9,000円となりました。形式収支は948万1,000円の黒字となり、実質収支においても同額を計上いたしております。

なお、19年度貸付者は、継続99名、新規36名の合計135名で、貸付総額は5,298万円、償還者は357名で、償還総額は5,650万2,000円でございます。

続きまして、認定第5号「平成19年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明をいたします。

資料は236ページからになります。

まず、国民健康保険特別会計事業勘定は、歳入総額が59億9,459万4,000円、歳出総額は59億9,158万2,000円となりました。形式収支、実質収支はともに301万2,000円の黒字となっておりますが、歳入総額から前年度繰越金、財政調整基金繰入金を除きますと1億9,310万2,000円の赤字となっております。今後も健全な財政運営のため、保険税収入の確保対策や西予市健康づくり計画2014の実践により、医療費の適正化に努めていきたいと思っております。

次に、診療所勘定について、診療所ごとにご説

明をさせていただきます。

資料は241ページからになります。

俵津診療所勘定では、歳入総額が8,115万円、歳出総額が8,110万3,000円となりまして、形式収支、実質収支ともに4万7,000円を計上いたしております。

狩江診療所勘定では、歳入総額が6,637万7,000円、歳出総額が6,632万8,000円となりまして、形式収支、実質収支ともに4万9,000円を計上いたしました。

高山診療所施設勘定では、歳入総額が7,520万3,000円、歳出総額が7,515万8,000円となりまして、形式収支、実質収支ともに4万5,000円を計上いたしております。

田之浜診療所勘定では、歳入総額が1,943万5,000円、歳出総額が1,938万5,000円となりまして、形式収支、実質収支ともに5万円を計上いたしております。

坂石診療所勘定では、歳入歳出ともに273万8,000円で、形式収支、実質収支は0円であります。

惣川診療所施設勘定では、歳入総額が938万1,000円、歳出総額が934万5,000円となり、形式収支、実質収支とも3万6,000円を計上いたしております。

土居診療所施設勘定では、歳入総額が1億3,299万5,000円、歳出総額が1億3,262万5,000円となり、形式収支、実質収支とも37万円を計上いたしております。

杉之瀬診療所施設勘定では、歳入総額が1,173万8,000円、歳出総額が1,168万1,000円となり、形式収支、実質収支ともに5万7,000円を計上いたしております。

遊子川診療所施設勘定では、歳入総額が490万1,000円、歳出総額が450万6,000円となりまして、形式収支、実質収支とも39万5,000円を計上いたしております。

二及診療所施設勘定では、歳入総額が5,183万3,000円、歳出総額が4,439万1,000円となりまして、形式収支、実質収支とも744万2,000円を計上いたしております。

周木診療所施設勘定では、歳入総額が4,720万2,000円、歳出総額が4,418万8,000円となりまして、形式収支、実質収支ともに301万4,000円を計上いたしております。

す。この11診療所を合計いたしますと、収入総額が5億295万3,000円、歳出総額が4億9,144万8,000円となりまして、形式収支、実質収支はともに1,150万5,000円の黒字となっておりますが、歳入総額から一般会計繰入金、前年度繰越金を除きますと7,922万9,000円の赤字となっております。今後赤字経営からの脱却を図るため、医師の兼任管理体制の見直しや医薬材料等の一括購入により経費削減に努め、地域にはなくてはならない診療所づくりに努めたいと思います。

次に、認定第6号「平成19年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

資料は255ページからになります。

歳入総額は65億5,858万9,000円でございます。

歳入の主な内容といたしましては、平成14年度老人保健法改正に伴い、医療費に対する公費の負担割合が段階的に引き上げられているため、前年度と比べ支払基金交付金が1億7,005万7,000円減の33億672万3,000円となったものの、公費である国庫支出金が1億1,545万9,000円増の21億737万円、県支出金が1,779万円増の5億1,953万4,000円、市の負担分である繰入金が2,283万5,000円増の6億793万3,000円となりました。それ以外に繰越金が21万2,000円、第三者納付金などのその他の収入が1,681万7,000円でございます。

次に、歳出につきましては、総額で65億5,858万7,000円となりました。

歳出の主な内容といたしましては、医療諸費が総額で64億4,387万5,000円となり、歳出全体の98.3%を占め、歳出のほとんどを医療費に充当するものとなっております。それ以外に総務費が6,390万8,000円、繰出金が4,115万4,000円、その他支払基金への償還金が965万円でございます。形式収支は2,000円の黒字となり、実質収支におきましても同額を計上いたしております。

次に、認定第7号「平成19年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

資料は259ページからになります。

まず、介護保険特別会計事業勘定は、歳入総額が42億7,773万4,000円、歳出総額は42億3,345万7,000円となり、形式収支は4,427万7,000円の黒字となりました。実質収支においても同額を計上いたしております。今後も介護サービス事業所の指導や地域支援事業の充実に努め、保険給付の適正化や介護予防を推進し、保健医療の向上及び福祉の増進を図っていききたいと思います。

次に、サービス施設勘定について事業所ごとにご説明をいたします。

明浜特別養護老人ホーム勘定は、歳入総額が3億4,429万3,000円、歳出総額が3億2,516万9,000円となりまして、形式収支は1,912万4,000円を計上いたしております。

明浜居宅介護支援勘定は、歳入歳出ともに1,161万5,000円となりまして、形式収支は0円でございます。

明浜デイサービス勘定は、歳入総額が3,283万6,000円、歳出総額が2,405万7,000円となりまして、形式収支は877万9,000円を計上いたしております。

城川居宅介護支援勘定は、歳入歳出総額ともに2,088万4,000円となりまして、形式収支は0円でございます。

この4つの直営介護サービス事業所のうち、明浜特別養護老人ホーム、明浜デイサービスは黒字経営となっております。今後も利用者が安心して介護サービスの提供が受けられるよう、職員研修や施設設備の充実に努めたいと思います。

一方、明浜・城川居宅介護支援事業の2事業所は、歳入不足のため、両施設で1,317万円を一般会計から繰り入れしておりますが、これは主に人件費に係るもので、サービス収入の不足を補てんするものでございます。この2事業所につきましては、介護サービスを受ける上で必要不可欠の事業のため、民間事業者の参入が消極的であった両施設は、市直営で実施してまいりました。

しかし、近年の介護保険制度改革に伴い、民間の居宅介護支援事業所の統合などにより、明浜につきましては、民間事業者の参入が可能となったことから、19年度末をもって廃止いたしました。

また、城川におきましても、21年度からの民

間事業所の参入に向け協議中でございます。

次に、認定第8号「平成19年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

資料は274ページからになります。

港湾整備事業特別会計は、昭和63年3月に三瓶港港湾整備事業債として1,500万円を借り入れた元利償還金に係るものでありまして、歳入歳出総額はともに132万円でございます。

なお、この償還金は平成20年3月をもって終了したことから、特別会計も19年度をもって廃止となりました。

次に、認定第9号「平成19年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

資料は278ページからになります。

西予市簡易水道事業特別会計は、歳入総額が5億9,873万7,000円で、主な収入といたしましては、水道料金収入が1億2,069万8,000円、分担金及び負担金1,237万2,000円、県補助金が605万8,000円、繰入金1億397万2,000円、諸収入のうち営農飲雑用水事業受託収入が2億5,165万6,000円、市債6,590万円などがございます。

歳出総額は5億7,142万4,000円で、主な支出といたしましては、中山間事業負担金が5,018万2,000円、施設整備に係る工事請負費が2億9,616万7,000円などでありまして、多田地区営農飲雑用水事業、野村の中筋簡易水道施設整備費、城川の田穂簡易水道の地域環境整備事業などがございます。このほかの支出につきましては、主に経常経費でございます。形式収支は2,731万3,000円の黒字となり、実質収支におきましても同額を計上いたしております。

次に、認定第10号「平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

資料は283ページからになります。

農業集落排水事業特別会計における歳入総額は12億1,668万3,000円、歳出総額は12億178万6,000円ございまして、形式収支は1,489万7,000円の黒字となり、実質収支におきましては1,055万7,000

円を計上いたしております。

本事業につきましては、現在市内8地域で全面供用を開始しており、総排水区域面積393ヘクタール、総排水人口5,303人、年間総処理水55万7,499立方メートルの規模で汚水処理を行っております。

19年度の施工の内容といたしましては、多田地区の管路延長1万2,374.7メートルと終末処理施設建築、明間地区におきましては、管路5,838.5メートルの工事を実施いたしております。今後の予定といたしましては、平成21年度に多田処理区、平成22年度には明間処理区において全面供用開始を目標に施設整備を進めております。

最後になりますが、認定第11号「平成19年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明いたします。

資料は293ページからになります。

公共下水道事業特別会計は、歳入総額10億6,932万7,000円、歳出総額は10億749万6,000円でございます。形式収支は6,183万1,000円の黒字となり、実質収支におきましても479万4,000円の黒字を計上いたしております。

事業内容につきましては、宇和处理区、野村処理区ともに供用を開始しておりまして、順次拡張区域の整備を鋭意進めているところでございます。

以上、平成19年度西予市各特別会計歳入歳出決算につきまして大まかな説明になりましたが、詳細につきましては、各常任委員会におきまして各担当部課長が説明を行いますので、よろしくご審議をいただき、ご認定いただきますようお願い申し上げます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 続きまして、認定第12号「平成19年度西予市上水道事業会計決算の認定について」提案理由のご説明を申し上げます。

資料は公営企業会計決算書があろうかと思いません。18ページをお開きいただきたいと思いません。

まず、平成19年度の西予市上水道事業の連結決算における概要を報告いたします。

少子・高齢化に伴う人口の自然減少により、給水収益は年々減少する傾向にあります。当年度は明浜上水道におきまして、18年度に毎月検針を隔月検針に変更したことに伴い、今年度は通常の12カ月の調定となったため、給水収益は微増をいたしました。

また、前年度決算の費用増加要因でありました落雷による電気系統機器の修繕等の突発的な費用を抑制することができたため、前年度と比較して増益となりました。

次に、イの業務量であります。給水人口は前年度から359人減の3万737人、有収水量は前年度比0.2%減の347万5,000立米となりました。

次に、収益的収入及び支出の決算額についてご説明をいたします。

4ページをお開きください。

収入の水道事業収益は6億3,644万6,051円、一方支出の水道事業費用は5億4,824万4,739円となり、前年度と比較しまして収益は0.4%の増、費用は4.7%の減となっております。なお、これらは消費税込みの金額であります。

8ページをお開きください。

これらを8ページの損益計算書で見ますと、1の営業収益は5億9,520万9,861円、このうち給水収益は前年度比0.2%増の5億8,432万6,333円となっております。

それに対します2の営業費用は4億5,479万438円であり、前年度比5%の減になりました。

支出の主な内容として、人件費、材料費、修繕費、動力費等があり、またこのうち6,548万4,920円を南予水道企業団への受水費として支出しております。これにより差し引き営業利益は1億4,041万423円となりました。

次に、3の営業外収益は、水道加入金など1,221万198円、うち123万5,006円が一般会計からの補助金であります。

また、4の営業外費用7,774万7,586円は、企業債の支払い利息として支出しております。

以上によりまして、経常利益は前年度比69.1%増の7,488万2,035円、当年度純利益は前年度比76.1%増の7,427万7,8

25円となり、当年度末の未処分利益剰余金が3億9,966万9,815円となりました。

なお、積立金と合わせました利益剰余金の合計は7億8,878万2,220円であります。

次に、資本的収入及び支出についてご説明をいたします。

6ページをお開きください。

資本的収入につきましては、税込み収入総額3億4,888万8,541円となっております。

その主なものは、企業債2億7,730万円、一般会計繰入金3,397万4,989円、一般会計出資金2,080万円であります。

次に、資本的支出につきましては、税込み支出総額6億1,120万2,115円で、建設改良費として3億571万3,504円を支出しております。

この建設改良の主なものは、宇和上水道第4次拡張事業に伴う送配水管布設工事、中央監視施設及び明石配水池整備事業であります。

また、企業債償還元金として3億548万6,811円を支出しております。

資本的収入が資本的支出に不足する額2億6,231万3,574円は、過年度及び当年度の損益勘定留保資金、建設改良積立金、減債積立金等により補てんをいたしました。

なお、37ページからは各上水道事業ごとの決算資料を掲載しておりますので、ご参照を願います。

それからまた、上水道事業におきましては、水道料金等の平準化が喫緊の課題でありまして、暮らしに欠くことのできない大切な水を安定的に供給できる事業経営の統合に向け、今後サービスの向上と企業としての健全経営に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、認定第13号「平成19年度西予市病院事業会計決算の認定について」、同じく公営企業会計決算書の82ページをお願いいたします。

この表は、宇和病院と野村病院の決算について合算した報告書で、消費税を含む額であります。

まず、1の収益的収入及び支出についてご説明いたします。

病院事業収益の決算額は26億3,247万188円となり、前年度と比較して11.8%減収となりました。

病院事業費用の決算額は27億7,904万2,969円となり、その主なものは、人件費、材料費、経費などの医業費用であります。あらゆる面で抑制に努めてまいりましたが、結果的に前年度対比9%の減額にとどまっております。

次に、2の資本的収入及び支出についてご説明いたします。

資本的収入の決算額は2,963万1,000円でありまして、建設改良に伴う一般会計出資金であります。

資本的支出の決算額は2億2,347万1,484円となっており、第1項の建設改良費におきまして、老朽化した医療機器の更新や電子化の推進に努めてまいりました。

また、第2項は企業債償還金であります。

これらによりまして、資本的収入額が資本的支出額に不足いたします1億9,384万484円につきましては、過年度分損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

それでは、両病院ごとの決算額につきまして、88ページの損益計算書でご説明をいたします。

88ページをお開き願いたいと思います。

まず、宇和病院であります。1の医業収益は12億2,171万339円、それに対します2の医業費用は13億1,715万7,313円となり、差し引き営業損失が9,544万6,974円となりました。

また、医業外であります。3の収益は預金利息や一般会計からの負担金であります。2,301万1,434円、4の費用は、企業債償還金や消費税などで2,726万1,495円となり、経常損失が9,969万7,035円でありました。

以上によりまして、宇和病院は本年度純損失、赤字が1億511万2,939円となり、前年度までの繰越利益剰余金を差し引いた当年度末の未処理になります。欠損金を4,215万7,718円計上することとなりました。

次に、野村病院ですが、1の医業収益は13億2,736万7,904円、それに対します2の医業費用は13億2,800万1,822円となり、差し引き営業損失は63万918円となりました。

医業外であります。3の収益は預金利息や一般会計からの負担金で5,619万7,900

円、4の費用は企業債償還金や消費税などで8,445万3,785円となり、経常損失が2,888万9,803円となりました。

以上により、野村病院の純損失、本年度赤字が4,691万5,385円となり、前年度までの繰越利益剰余金から差し引いた当年度末の未処理利益剰余金は8,106万5,556円となりました。これらの事業概要は、94ページから宇和病院、106ページから野村病院について掲載しておりますので、それぞれご参照を願いたいと思います。

なお、その主なものにつきましては、宇和病院においては、特に泌尿器科を初め2名の医師が前年度に対しまして減となりました。野村病院におきましても、内科医1名と愛大から週2回の応援を受けておりました婦人科医者が減となり、入院・外来ともに減少をしました。

そのほか、国の社会保障費抑制政策による診療報酬の見直し等により、高齢者医療や救急医療など過疎地での不採算部門が多く、厳しい経営環境が続いております。このような中で両病院とも西予市の中核病院として、医師の懸命な努力により2次救急の継続など地域医療のために最善を尽くしておりますが、自治体病院の経営は極めて厳しい環境であります。

なお、昨年12月には総務省から公立病院改革ガイドラインが公表され、経営効率化、再編ネットワーク化、経営形態の見直し、この3つの視点に立った公立病院改革プランを本年度中に策定することが求められております。本市におきましても、昨年医療問題等検討委員会から地域医療のあり方について答申を受けており、早急に病院経営の健全化を図るべく改革プランの策定を行い、市民の皆様にご安心いただける医療体制の確立に努めてまいりたいというふうに考えております。

続きまして、認定第14号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」ですが、同じく公営企業会計決算、117ページからであります。

120ページをお開きください。

まず、1の収益的収入及び支出についてご説明をいたします。

施設事業の収益の決算額は3億9,005万9,969円となり、前年度と比較して1.4%の減収となりました。

施設事業費用の決算額は3億9,425万1,764円となり、その主なものは、人件費、材料費などで、経費節減に努めましたけれども、前年度と比較して3%の減にとどまりました。

次に、2の資本的収支であります。資本的収入はございません。

資本的支出につきましては、備品購入及び企業債償還金により決算額は3,158万843円となりました。

資本的収入に対する資本的支出の不足額につきましては、過年度分の損益勘定留保資金で補てんをいたしました。

それでは、122ページの損益計算書でご説明をいたします。

1の施設運営事業収益が3億8,923万5,479円、それに対します2の施設運営事業費用は3億7,133万5,717円となり、差し引き営業利益は1,789万9,762円でありました。

また、施設運営事業外であります。3の収益は預金利息などで51万1,828円で、4の費用は企業債の償還金及び消費税などで2,270万135円、6の特別損失として、過年度におきましての借受消費税の支払いについて計上漏れがありまして、本年度決算において損益修正損として813万3,287円を計上いたしました。

以上によりまして、19年度純損失、赤字が1,242万1,832円となり、前年度までの繰越欠損金と合わせまして当年度末未処理欠損金を2,106万967円計上することとなりました。これに伴います事業の概要につきましては、128ページから詳細を列記しておりますので、ご参照を願います。

なお、19年度より在宅介護支援センター業務は、地域包括支援センターのほうに移っております。

利用者は増加をいたしました。平成17年度に介護保険法の改定により、食費が保険給付の対象から外されるなど、昨年度に引き続き介護給付費収益が1,000万円の減額となり、利用者負担が1,300万円余り増となりました。全体的に事業収益については、対前年比減額となりました。今後の施設運営につきましては、国の制度改正に左右されるところが大きいわけですが、非常に厳しくなることが予想され、さらなる利用者

への負担増や運営経費以外については、一般会計からの繰り入れも検討する必要があるのではないかと考えております。今後本格化する高齢化社会を見据え、公共の介護老人保健施設としての役割を十分に発揮できるよう、なお一層のサービスの向上に努め、健全経営に努めてまいりたいと考えております。

以上、平成19年度西予市公営企業会計決算についてよろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

議長 理事者の説明は終わりました。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第14号までの監査報告を求めます。

正司代表監査委員。

正司監査委員 決算審査意見についてご報告いたします。

去る6月26日市長から、地方自治法第233条第2項及び241条第5項により平成19年度西予市一般会計、特別会計及び西予市基金運用状況並びに地方公営企業法第30条第2項の規定により平成19年度西予市企業会計の決算について審査に付されましたので、監査委員はこれらの決算につきまして慎重に審査し、去る9月5日に三好市長に対し、一般会計決算、特別会計決算及び基金運用状況並びに西予市企業会計決算の審査結果について意見書を提出したところでございます。

以下、その結果についてご報告いたします。

お手元の平成19年度西予市一般会計及び特別会計決算審査意見書の表紙をめくっていただきますと、平成20年9月5日付、西予監発第50号。

西予市長三好幹二殿。

西予市監査委員正司哲浩、同松山清。

平成19年度西予市一般会計及び特別会計決算審査並びに基金運用状況審査意見の提出について。

地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により審査に付された平成19年度西予市一般会計、特別会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定められた書類並びに平成19年度西予市基金運用状況について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出する。

次に、1ページをお開きください。目次の次になっております。

平成19年度西予市各会計決算審査意見。

第1、審査対象。平成19年西予市一般会計歳入歳出決算及び平成19年度西予市授産場特別会計外11特別会計歳入歳出決算であります。

第2、審査期間。平成20年7月1日から平成20年8月8日までの間実施いたしました。

第3、審査方法。審査に当たっては、市長から提出されました一般会計と特別会計歳入歳出決算書、その他政令で定められた書類について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合し、計数の正確性、予算の執行状況の適否及び遺漏がないかについて審査をいたしました。

第4、審査結果。審査に付された一般会計並びに特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書の計数について、関係諸帳簿及び証拠書類と照合を行いました。その中で、基金の運用から生ずる収益を歳入予算に計上しながら一部の基金に積み立てていないものが1件、基金として積み立てながら条例を設置していないものが1件見受けられましたが、これらについては、平成20年度において速やかに対応していただくよう要望するものであります。そのほかは適正に執行されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以下に記載をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。詳細の説明は省略させていただきます。

次に、35ページをお開きください。

5町が合併して4年、決算の審査結果は、一般会計の歳入決算額246億1,362万2,000円に対し歳出決算額239億8,421万2,000円で、合併初年度の決算と比較してみると、歳入で43億4,850万5,000円、歳出で41億2,611万円と大幅に減少しています。特別会計合計では、歳入決算額207億2,998万1,000円に対し歳出決算額205億2,974万2,000円となっています。

また、当年度で見えますと、三位一体の改革による税源移譲により市民税は増加をもたらしたものの、地方譲与税に減少が生じるなど厳しいかじ取りが迫られています。

審査結果の主な概要は、次のとおりですが、今

後の検討課題としていただきたくよう要望するものであります。

なお、決算につきましては、それぞれ予算の目的に沿って適正に執行されていると認められました。

1、財政指標等状況で明らかなように、普通会計における公債費負担比率は21.7%、経常収支比率は90.9%とそれぞれ高比率となっています。このことは既に財政構造の硬直化を示しており、行政内容の変化に対応しにくい状況にあると言え、予算編成に当たっては、十分審議して慎重に対処すべきであると考えます。

2、住宅新築資金等貸付事業特別会計においては、実質は貸付金の元利償還金の滞納金額は7,848万4,000円生じていますが、この不足金額は赤字決算として翌年度繰上充用金で対応すべきと考えます。

3、国民健康保険特別会計（診療施設）においては、地域の実情を踏まえ、診療所の改革は漸次進んでいますが、今後とも業務の効率化を求めて一層の経営改善について検討を加えていただくよう要望いたします。

4、財産に関する調書においては、財政調整基金等で38の基金がありますが、確かに特定の目的のために設置されておりますが、近隣市と比べると類似した基金が西予市には数多くあり、この際統一するなり、整理すべき時期に来ているのではないかと考えます。

5、差し迫った課題として、収入未済額いわゆる滞納額等の問題がありますが、収入未済額は一般会計で1億8,839万6,000円、特別会計で2億4,274万4,000円、合計で4億3,114万円が生じています。公平化の観点から、悪質滞納者に対する法的措置を講じるほか、関係職員は増加する未収入金対策と収納率向上に向け一層積極的に取り組むべきであると考えます。

平成19年度決算分から地方財政健全化法に基づく健全化の比率の公表が始まり、平成20年度決算分からは、健全化判断比率が一定の基準値を超えた自治体に財政健全化に向けた計画の策定が義務づけられることになっています。自治体の財政運営に市場原理を持ち込むことは、それぞれ実情のある自治体にとって厳しいことかもしれませんが、しかし、各自治体の財政状況や財政健全化に

向けた取り組みが適正に評価され、それを通じて自治体間の資金調達コストに一定の差が生じれば、自主財源が少ないながら財政運営の効率化を進めている本市にとっては、むしろよい方向になり得るかもしれません。

昨今、米国のサブプライムローンに端を発した金融不安から原油や食糧を巻き込んだ連鎖危機は、自治体経済にも影響が及びスタグフレーションの懸念が広がりつつあります。このように景気後退局面が物々しく変化する中で、本市を取り巻く環境も厳しく、今後とも政策の選択と周知を図りながら行政運営を実施しなければならないと考えます。市民から政策の信任を得るためには、透明性と説明責任が果たせるかどうかにかかっています。西予市の可能性を信じ、市民とともに職員も危機意識を持ち、一層知恵を絞っていただくよう期待するものであります。

平成18年8月に公表されました地方行革新指針の概要の中で、我々監査委員も今まで以上に善良な管理者の注意義務を負っており、地方公会計改革とともに、監査機能の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上、一般会計、特別会計財産に関する調書、基金運用状況の審査結果報告とさせていただきます。

次に、平成19年度西予市公営企業会計決算審査意見書の表紙をお開きください。

平成19年度西予市公営企業会計決算審査意見。

1、審査対象。平成19年度西予市上水道企業会計決算、平成19年度西予市病院事業会計決算、平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の3会計であります。

2、審査の期間。平成20年7月1日から平成20年7月30日までの間実施いたしました。

3、審査の方法。審査に当たっては、3事業会計の決算報告書、財務諸表及び決算附属書類が、地方公営企業法、その他関係法令の規定に従って作成されているか。また、これらのケース、経営成績及び財政状況が適正に表示されているかについて関係諸帳簿により確認をいたしました。

また、当該事業が公共の福祉を増進し、経済性を発揮して合理的に運営されているか等についても必要に関係職員から事情を聴取して審査を行いました。

4、審査の結果。審査に付された決算報告書、財務諸表及び決算附属書類は、いずれも地方公営企業法、その他関係法令に基づいて作成されており、関係諸帳簿に基づいて確認した結果、その計数は正確であり、経営成績及び財政状況が適正に表示されていると認められました。

なお、各会計の決算審査の状況及び意見は、2ページ以下に記載しておりますので、お目通しいただきたいと存じます。詳細説明は省略させていただきます。

次に、20ページをお開きください。

平成19年度の上水道事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。年間総配水量は431万9,090立方メートルで、前年度に比べ1万1,429立方メートルの増加、年間有収水量は347万5,270立方メートルで、前年度に比べ6,849立方メートルの減少、年間有収率は80.5%と前年度に比べ0.3ポイント減少し、4年連続の減少となっています。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額6億4,316万9,000円に対し決算額6億3,644万6,000円で、執行率は99.0%、税込みの収益的支出は、予算額6億4,320万2,000円に対し決算額5億4,824万4,000円で、執行率は85.2%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を13.8ポイント下回り、利益の向上につながっていると言えます。

3、経営状況。上水道事業の総収益は6億742万円で、前年度に比べ218万8,000円増加し、総費用は5億3,314万2,000円で、前年度に比べ2,991万4,000円減少し、当年度の純利益は7,427万7,000円となっています。

各上水道事業体で見ると、宇和・野村・三瓶地区の各上水道事業体は黒字決算であるのに対し、明浜の上水道事業体は、他事業体と異なり、受水費用がかさみ、当年度も517万1,000円の赤字決算となっています。このほか各上水道事業体は、上水道事業の拡張、配水池施設整備、配水管施設、配水池諸設備の取りかえ工事など、市民の衛生環境の向上と安全で良質な水の提供に成果を上げております。

上水道事業の現状として、給水人口は年々減少

傾向にあり、当年度も359人が減少しています。今後も給水人口の減少が続き水道使用量が給水人口に比例して減少していくものと推察いたします。

また、三瓶上水道企業体では、受水費用に対する収益が少ないといった問題もあります。こうしたことから、水道事業の経営の健全化を図るため、宇和・明浜・野村・三瓶地区の各上水道事業体の統一化及び使用料金の一本化について積極的に検討され、最少の費用で最大の効果を上げるよう努力していただきたいと考えます。

なお、水道料金の未収金及び貯蔵品に関する台帳については、統一したマニュアルを作成するなど管理体制の充実に努めるとともに、職員の資質の向上に一層の努力をするものであります。

次に、37ページをお開きください。

平成19年度の病院事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。当年度の特徴として、平成16年度から導入されました研修医制度の影響による医療不足も手伝って、医師2名が減少、また野村病院においては、愛媛大学から週2回の来援もなくなり、宇和病院の泌尿器科、野村病院の婦人科が休診に追い込まれ、総患者数は18万6,963人と前年度に比べ2万8,447人の大幅な減少となっています。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額32億8,034万円に対し決算額26億3,247万円で、執行率は80.2%、税込みの収益的支出は、予算額32億8,034万円に対し決算額27億7,904万2,000円で、執行率は84.7%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を4.5ポイント上回り、費用高となっております。

3、経営状況。病院事業の総収益は26億2,828万7,000円、前年度に比べ3億5,216万6,000円と2年連続して大幅に減少し、総費用は27億8,031万5,000円で、前年度に比べ2億7,090万2,000円の減少となっており、当年度の純損失は1億5,202万8,000円、宇和病院1億511万3,000円、野村病院4,691万5,000円と大変厳しい決算となっています。特に宇和病院は大幅な赤字決算となっており、医師不足もさることながら、背景に建物の老朽化、患者に対す

るサービス低下、最新医療技術の対応のおくれなどがあるのではないかと推察いたします。

また、病院事業を前年度と比較した場合、総費用の減少よりも総収益の減少が大幅に上回っており、病院経営に対する管理者等の取り組み姿勢が十分でないかと推察いたします。病院事業は医師不足と患者の減少で極めて深刻な状況に追い込まれています。患者が病院に足を運んで安心して治療に専念できる体制づくりが必要ではないかと考えます。当面の課題として、民間経営の手法の主な新たな導入を検討するほか、地域に密着した医療進展のため、1、医療定数の確保、2、診療科目の充実、3、患者サービスの向上を最重点に上げて取り組み、あわせて経営の合理化、職員の資質の向上に努め、救急医療、地域医療の充実と病院経営の長期健全化の確立に努めていただくよう要望するものであります。

次に、52ページをお開きください。

平成19年度の西予市野村介護老人施設事業会計の決算審査の概要です。

1、業務実績。老人保健施設つくし苑は、入所定員80名及びデイケア定員25名からなっております。当年度の総利用者数は延べ3万4,180名で、前年度に比べ492名の増加となっています。これを対応別で見ますと、入所者数は延べ2万7,705名で、前年度に比べ117名の増加、通所者数は延べ6,475名で、前年度に比べ375名増加しております。

2、予算の執行状況。税込みの収益的収入は、予算額4億15万9,000円に対し決算額3億9,005万9,000円で、執行率は97.5%、税込みの収益的支出は、予算額4億15万9,000円に対し決算額3億9,425万1,000円で、執行率は98.5%となっており、収益的支出の執行率が収益的収入の執行率を1.0ポイント上回り、やや費用高となっております。

3、経営状況。平成19年4月より在宅介護支援センターが廃止され、居宅介護支援事業の一部が施設運営事業に組み入れられたことに伴い、介護老人保健施設事業の総収益は3億8,974万7,000円で、前年度に比べ524万7,000円減少し、総費用は4億216万9,000円で、前年度に比べ179万4,000円の減少となっております。総費用の中には特別損失として

過年度損益修正額 8 1 1 万 3 , 0 0 0 円が含まれており、これが当年度の純損失の増大につながり、純損失は 1 , 2 4 2 万 1 , 0 0 0 円となっております。

なお、特別損失がなければ、当年度の純損失は 4 2 8 万 8 , 0 0 0 円になります。

つくし苑は関係機関と緊密に連絡を図り、入所者及び通所者の確保、経費の節減等に努力され、事業は順調に推移していると考えます。つくし苑の平均的な入所者数は 7 6 名で、入所割合は 9 5 % で良好な状況にあります。事業は順調で黒字決算に近づいており、引き続き気を緩めないで入所割合の向上に工夫するとともに、経費の削減等経営基盤の構築をさらに研さんしていただくことを熱望いたします。

以上、西予市公営企業会計決算の審査結果報告とさせていただきます。

これで決算審査意見についての報告を終わります。

議長 暫時休憩に入りたいと思います。2 時 4 5 分に再開いたします。(休憩 午後 2 時 3 0 分)

議長 再開をいたします。(再開 午後 2 時 4 5 分)

(日程 1 2)

議長 次に、日程第 1 2、報告第 5 号「平成 1 9 年度健全化判断比率の報告について」から報告第 1 7 号「西予市 C A T V (株)の経営状況について」の 1 3 件を一括議題といたします。

理事者の説明を求めます。

別宮副市長。

別宮副市長 報告第 5 号「平成 1 9 年度健全化判断比率の報告について」提案のご説明を申し上げます。

平成 1 9 年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の健全化判断 4 比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付しご報告を申し上げます。

実質赤字比率とは、一般会計などの普通会計を対象にした実質赤字に対する比率でございます。

連結実質赤字比率は、普通会計及び病院会計や

国民健康保険特別会計などの公営企業会計を対象にした連結実質赤字に対する比率であります。

実質公債費比率とは、普通会計、公営事業会計及び愛媛県市町総合事務組合などの一部事務組合等を対象にした元利償還金及び準元利償還金に対する比率であります。

将来負担比率とは、普通会計、公営事業会計、一部事務組合等及び土地開発公社などの地方公社、第三セクターを対象にした一般会計等が将来負担すべき実質的な負債に対する比率であります。

各比率につきましては、お手元の平成 1 9 年度健全化判断比率の状況のとおりでございまして、西予市はいずれも健全な状況でございます。

続きまして、報告第 6 号「平成 1 9 年度資金不足比率の報告について」ご説明を申し上げます。

上水道事業会計、病院事業会計、野村介護老人保健施設事業会計、簡易水道事業特別会計、港湾整備事業特別会計、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計につきまして、平成 1 9 年度資金不足比率を算定いたしましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 2 2 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付しご報告を申し上げます。

この資金不足比率とは、各会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率でございますが、平成 1 9 年度資金不足比率の状況のとおり、各会計とも資金不足は生じておりません。

なお、この制度の詳細につきましては、お手元に地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率及び資金不足比率についてをお配りしておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

続きまして、報告第 7 号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」、報告第 8 号「西予市土地開発公社の経営状況について」、報告第 9 号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」、報告第 1 0 号「株式会社エフシーの経営状況について」、報告第 1 1 号「株式会社城川開発公社の経営状況について」、報告第 1 2 号「株式会社どんぶり館の経営状況について」、報告第 1 3 号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」、報告第 1 4 号「株式

会社グリーンヒルの経営状況について」、報告第15号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」、報告第16号「有限会社宇和オーピーシステムの経営状況について」、報告第17号「西予CATV(株)の経営状況について」一括して提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法第221条第3項で規定する市の出資比率が50%以上の法人等については、同法第243条の3第2項の規定により、事業年度ごとに法人の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することが義務づけられてきた。本議会に11法人の平成19年度経営状況について報告するものであります。

各法人の経営状況の詳細につきましては、担当部長から補足説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 それでは、報告第7号「財団法人宇和町住宅協会の経営状況について」説明させていただきます。

平成19年度財団法人宇和町住宅協会の事業は、みどり団地2期宅地を平成15年、16、17、18年度に継続して販売いたしました。全53区画のうち、平成15年度に宇和町住宅産業連合会加盟業者に住宅部屋用地として9区画、個人へ12区画、16年度は3区画、17年度は5区画、18年度は3区画、19年度は2区画販売し、平成19年度末現在の残り区画は19区画となっております。

次に、平成19年度の収支報告をいたします。

収入の部では、事業活動収入2,340万6,095円、繰越金6,358万899円、歳入合計8,698万6,994円でございます。

歳出の部では、事業活動支出419万3,824円、財務活動支出2,000万円、歳出合計2,419万3,824円でございます。差し引き繰越金といたしまして6,279万3,170円となります。

財団法人宇和町住宅協会としては、出資団体からの財政支援を受けず、基金及び繰越金で財源を確保し、健全な運営に努めていますが、今後は前年度に引き続き、みどり団地2期残り区画の販売を促進するのみとなっております。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通しください。

以上で財団法人宇和町住宅協会の経営状況説明を終わります。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 報告第8号「西予市土地開発公社の経営状況について」説明させていただきます。

平成19年度西予市土地開発公社の事業につきましては、完成土地の売却について、城川町高野子団地7区画を販売し、2,826万5,568円の収入がありました。

開発中の土地について、宇和町さくら団地の宅地造成工事に着手いたしております。

公有用地取得につきましては、一般国道378号三瓶バイパス道路改築事業との合併施工負担金として1,800万円を愛媛県へ支払いいたしております。

公社におきましては、完成土地のうち三瓶町いぶき団地全24区画のうち残13区画を、城川町高野子団地全15区画のうち残8区画の販売推進を行っております。

次に、平成19年度の収支報告をいたします。

歳入の部では、事業収益、事業外収益、繰越金、事業借入金合わせまして、歳入合計1億9,707万872円でございます。

歳出の部では、事業費用、販売費及び一般管理費、事業外費用、事業借入金元金償還合わせまして、歳出合計1億6,705万9,853円でございます。差し引き繰越金といたしまして3,001万1,019円であります。

詳細につきましては、お配りいたしております資料をお目通し願いたいと存じます。

続きまして、報告第9号「株式会社野村町地域振興センターの経営状況について」ご説明いたします。

本センターは、農業公園、ほわいとファームの運営管理を中核事業としており、地域特産品の製造販売事業及びレストラン事業並びにイベント開催事業による域外からの集客等を通して、地域産業の活性化と地域雇用の場の創出に取り組んでおります。

19年度においては、部門ごとの収支分析によ

る実態把握を行い、職員の限界意識の徹底を図ってまいったところでございますが、全部門の売上実績では、目標を1割程度下回る結果となりました。このため管理委託料収入2,481万9,000円を加えても経営は非常に厳しい状況でございます。最終的に593万2,000円の当期純損失を計上する決算となりました。

営業収支の改善のためには、地域や農家との連携強化や魅力ある施設づくりが重要でございますので、なお一層の努力を重ねてまいります。

なお、20年度の売上目標は、19年度事業実績を約13%上回る7,695万1,000円といたしております。

乳製品部門では、新商品ドリンクヨーグルトの開発と都市部への販路開拓を推し進めるとともに、レストラン部門の芝生広場を活用したガーデンランチの導入等、継続的な経営の改善に取り組んでまいります。

詳細につきましては、配付いたしております資料をごらんいただきたいと存じます。

次に、報告第10号「株式会社エフシーの経営状況について」ご説明いたします。

エフシーは、伐出、除伐、作業道開設、治山等の受託作業を主力事業として、森林の保全や林業の担い手確保と育成等に取り組んでおります。

収益面では、素材生産量、伐出が前年比23%増の9,491立米と好調であったため、売上高も前年比14%増の1億7,450万1,000円に達し、営業損益もあと一息でプラスに転じるまでとなりました。

添付いたしております損益計算書のとおり、営業外収益として、市及び県の補助金がございますので、経常利益は1,268万7,000円となり、当期純利益も743万6,000円を計上することができました。

市の財政支出として委託料2,655万3,000円がございますが、この委託料は指定管理者制度における施設管理の委託料ではなく、作業の委託料でございます。作業依頼者から機械使用料として市の一般会計へ1,342万4,000円の納入がありましたので、実質的な市の負担は1,312万9,000円でございます。

20年度においては、黒字経営に向けた努力はもちろんのこと、現場作業の履歴を管理する施工情報システムの運用によって森林所有者のより長

期的な山林の管理を支援してまいる計画でございます。

詳細につきましては、お配りしております資料をごらんいただきたいと存じます。

次に、報告第11号「株式会社城川開発公社の経営状況について」ご説明申し上げます。

本公社は、他の第三セクターと異なり、決算が1月末となっている関係上、本報告の19年度実績数値と決算数値が一致しないことをご理解いただきたいと思っております。

19年度総売上額は5億6,020万3,000円で、前年対比1.9%の増加でございました。しかし、事業部門ごとの売り上げを見ますと、農産物加工センターや食肉加工センターなどの農林業部門では、10%の比較的好調な数字を残すことができましたが、宿泊、保養事業では、逆に15%の減となり、明暗を分ける結果となっております。クアテルメ宝泉坊の利用者数の減少が、そのまま売り上げの減につながり、管理部門を除き、19年度では唯一の赤字事業となっております。ただ本公社は、クリや豚肉などの原材料の購買で、地域生産農家の経営安定化に大きな役割を果たしておりますし、雇用の面においても、季節雇用を含むと93名の市民の皆さんに就労の場を提供するなど、地域にはなくてはならない重要な事業所でございますので、今後ともより一層の地域への貢献を果たすべく積極的な商品販路の開拓や健康保養地の形成に向けた魅力ある施設運営に努めてまいりたいと考えております。

お配りしております資料で詳細をごらんいただきたいと思っております。

次に、報告第12号「株式会社どんぶり館の経営状況について」ご説明いたします。

どんぶり館は、年間レジ通過客数が6年連続で50万人を超えており、青空市を中心に毎年安定した販売を維持いたしております。平成19年度の販売額は、青空市、特産品販売等の5部門で、前年比1%から2%の微減となりましたが、テント販売が好調であったため、全体ではわずか0.3%ではありますが、18年度実績を上回るすることができました。当期純利益も507万円が確保されており、現時点で経営上の問題はございませんが、施設のキャパシティーから見て、集客、販売額とも限界に近づいてきた感がございます。

19年度決算数値の目立った変動ですが、貸借

対照表、資産の部で、現金及び預金が、前年度から大きく減少いたしております。これにつきましては、県道向い側の土地、建物の取得によるものでございます。

どんぶり館には、本来の産直施設の機能以外にも西予市の観光を初めとする各種の情報の発信基地としての役割も期待されておりますので、今後とも施設機能の拡充、強化に努めてまいります。

詳細につきましては、お配りの資料をごらんいただきたいと存じます。

続きまして、報告第13号「あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について」ご説明申し上げます。

シーサイドサンパークは、ふるさと創生館、はま湯、民宿故郷、オートキャンプ場きゃんぱの各事業を通して、地域特産品の製造販売、市民の健康増進、観光交流の推進など、明浜地区の地域振興を担う拠点施設を管理運営いたしております。

昨年度の売上高は、市からの委託料を含み2億4,118万4,000円となり、同じく委託料を含む18年度売上高を金額で2,579万8,000円、率で12%上回る売上高となりました。この要因は、無添加ジュースを主力とする創生館事業が前年を5割近く上回る売り上げを達成したことによるものでございます。ただ売り上げは伸びたものの、搾汁委託ジュースの製品事故処理に絡んで、販売費、一般管理費が大きく膨らんだことから、123万円の営業損益が生じてしまいました。このため、株主資本は18年度に続き減少し、残高が2,389万4,000円余りの厳しい経営状況でございますが、全所挙げて商品販路拡大、顧客獲得、経費の削減に邁進をし、経営の健全化に努めてまいっております。

詳細につきましては、お配りの資料をごらんいただきたいと存じます。

最後に、報告第14号「株式会社グリーンヒルの経営状況について」ご説明いたします。

グリーンヒルは、市内で生産されるケールを青汁に加工し、その製造販売を通して農家の所得向上や地域雇用の創出に寄与いたしております。

経営状況は、前期に引き続いて順調に推移いたしており、工場へのケール入荷量、青汁製造とも前年を10%以上超える実績となり、売上高においても前年比5.4%増の2億464万7,000円を達成することができました。20年度はパ

ートを含め22人の社員を配置して製造に取り組む計画でございますが、製品に対する消費者の要望等をファンケルを通して把握するとともに、HACCPを遵守することによってすぐれた製品づくりに努めてまいります。

なお、詳細につきましては、お配りしております資料をごらんいただきたいと存じます。

以上、報告第8号から第14号までの説明とさせていただきます。

議長 森教育部長。

森教育部長 それでは、報告第15号「財団法人宇和文化会館の経営状況について」ご説明申し上げます。

財団法人宇和文化会館は、平成18年度から指定管理者として芸術文化事業の実施と施設の管理運営を行ってまいりました。

芸術文化事業といたしましては、会館の自主事業を6事業、共催事業を7事業を実施してまいりました。中でも八幡浜管内の合唱団に呼びかけまして、レインボー合唱祭を開催、15団体の出場があり、950名の入場者ございました。多くの市民の方々にご観賞いただくことができました。

貸し館事業でございますが、年間707件、会館利用者延べ3万5,925名でありました。

平成19年度の事業活動収支につきましては、指定管理者となったことで、一昨年度から財団の収入となっております。今年度は921万7,978円を計上しております。西予市からの受託料3,292万9,000円を含めた事業活動収入合計が6,414万9,273円でございます。

活動支出につきましては、管理費2,303万419円と事業費支出4,058万6,092円であります。活動支出合計6,361万6,511円となりました。事業活動収入合計6,414万9,273円から事業活動支出合計6,361万6,511円を差し引いた額の53万2,762円が事業活動収支差額となります。

詳細につきましては、お配りをいたしております資料をお目通し願ったらと存じます。

以上で財団法人宇和文化会館の経営状況についてご報告とさせていただきます。終わります。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、報告第16号「有限会社宇和オービーシステムの経営状況について」ご説明申し上げます。

平成19年度におけるオービーシステムの業務受託契約は、施設管理等を主体とした建物管理部門7件、宇和運動公園等の公園管理部門5件であり、受託料収入は、損益計算書のとおり、建物管理及び公園管理部門を合わせまして8,237万9,060円、総収入で8,243万2,322円であります。総費用では、そのほとんどが人件費に係るもので、全体としまして8,193万2,372円となり、当期純利益は49万9,950円でありました。

オービーシステムはご存じのとおり、本年3月31日をもって解散することが決定され、5月からは清算事務に入っておりますが、去る7月24日の株主総会において、清算が完了した旨報告があり、承認されたところであります。最終的な清算額は523万5,360円でありました。

続きまして、報告第17号「西予CATV(株)の経営状況について」ご説明申し上げます。

西予CATV株式会社の前身であります野村ケーブルテレビ株式会社の発行済み株式について、株式譲渡に関する契約を平成20年2月に締結し、平成20年2月28日に株式の所有権が西予市に譲渡されました。これによりまして、発行済み株式1,200株のうち580株を新たに取得し、既に取得しております480株と合わせ1,060株、保有率は40%から88.3%となりました。平成20年4月1日に社名を西予CATV株式会社に変更し、現在に至っております。

事業としましては、旧野村町の中心部におけるケーブルテレビ事業であり、1,350世帯を対象に事業を行っております。今後は西予市のCATV事業に伴い、エリアの拡大を行う計画であります。

平成19年度の収支でございますが、損益計算書のとおり、当期純利益が198万4,750円でありました。平成19年度は西予市からの財政支出はございません。

詳細につきましては、お配りしております資料をお目通し願いたいと思います。

以上、西予CATV株式会社の経営状況の説明を終わらせていただきます。

議長 理事者の説明は終わりました。

以上で経営状況報告を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は明日9月18日午前9時より一般質問及び質疑を行いたいと思います。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後3時18分

平成20年第3回西予市議会定例会会議録(第2号)

- 1.招集年月日 平成20年9月18日
 1.招集の場所 西予市議会議場
 1.開 議 平成20年9月18日
 午前9時00分
 1.散 会 平成20年9月18日
 午後3時22分

1.出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1.欠席議員

なし

1.地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教育長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 角藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教育部長 森 精一
 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 上甲 憲章
 財政課長 河野 敏雅
 監査委員 正司 哲浩

1.本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係長 井上 千浪

1.議事日程

1.会議に付した事件 別紙のとおり

1.会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

1 一般質問

2 議案第103号 西予市認可地縁団体印鑑
 条例の一部を改正する条
 例制定について

議案第104号 西予市公益法人等への職
 員の派遣等に関する条例
 の一部を改正する条例制
 定について

議案第105号 西予市立学校及び幼稚園
 設置条例の一部を改正す
 る条例制定について

議案第106号 西予市立学校給食センタ
 ー及び学校給食調理場条
 例の一部を改正する条例
 制定について

議案第107号 西予市中小企業振興資金
 融資条例の一部を改正す
 る条例制定について

議案第108号 西予市みかめ海の駅条例
 の一部を改正する条例制
 定について

3 議案第109号 辺地に係る公共的施設総
 合整備計画の策定につい
 て

4	議案第110号	平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)	認定第5号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第111号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第6号	平成19年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第112号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	認定第7号	平成19年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第113号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第8号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第114号	平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	認定第9号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第115号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	認定第10号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第116号	平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	認定第11号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第117号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	認定第12号	平成19年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第118号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第13号	平成19年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第119号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第14号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第120号	平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)		
6	認定第1号	平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	本日の会議に付した事件	
			1	一般質問
7	認定第2号	平成19年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	2	議案第103号 西予市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について
	認定第3号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について		議案第104号 西予市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について
	認定第4号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定につ		議案第105号 西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について

議案第106号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	6	認定第1号	平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第107号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について	7	認定第2号	平成19年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第108号	西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について		認定第3号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3	議案第109号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	認定第4号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
4	議案第110号	平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)	認定第5号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
5	議案第111号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	認定第6号	平成19年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第112号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	認定第7号	平成19年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第113号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	認定第8号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第114号	平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	認定第9号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第115号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	認定第10号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第116号	平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	認定第11号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
	議案第117号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	認定第12号	平成19年度西予市上水道事業会計決算の認定について
	議案第118号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第13号	平成19年度西予市病院事業会計決算の認定について
	議案第119号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	認定第14号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について
	議案第120号	平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)		

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。

本日はこのように大勢の方が傍聴にお越しただきまして、まことにありがとうございます。

本日の出席議員は24名であります。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります。

(日程1)

議長 これより、日程第1、一般質問を行います。

この際、申し上げておきますが、各議員の発言は申し合わせのとおり、質疑におきましても申し合わせのとおりお願いを申し上げたいと思いません。

通告順に質問を許可いたします。

まず最初に、10番元親孝志君。

10番元親孝志君 皆さんおはようございます。

台風13号の接近に伴いまして、連日大変不安定な日が続いておるわけでございますが、きょうはまた早朝よりこのようにたくさんの皆さん傍聴においでをいただきました。この場をかりまして心から厚くお礼申し上げたいと思えます。

さて、今ほど議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして理事者の所信をお伺いしたいと思います。

その前に、きょうの私の一般質問の論旨につきまして、簡単に説明をさせていただきたいと思えます。

西予市も合併をして5年を迎えております。今回の平成の合併につきましては、合併以前に住民の方より、合併をしたら周辺地域は寂れるという根強い不安、反対がありました。にもかかわらず、西予市は5町で合併をいたしました。なぜ合併に至ったのか、改めて当時をちょっと振り返ってみたいと思えますが、平成12年に地方分権一括法というのが制定されました。これは画期的な法律であるというように私は思っておりますが、それまでの日本というのは、明治から今日まで中央集権国家として、国が地方自治体を監督してきました。極端な言い方をしますと、はしの上げおろしまで国は監督してきたというふうに私は思っております。それが地方分権一括法によりまし

て、地方でできることは地方に任すということになりました。そのための税源も権限も移譲しようということになったわけです。そこでびっくりしたのは、当時の町村でございまして、全部を任されて本当にやっていけるかどうかという不安が出てきたわけでございます。財源の問題、それからまた政策、企画立案能力、そういったものがうちの町でできるかということで、一気に市町村合併の話が起こりました。市町村合併によって自治体規模を大きくすることによって、要求される住民ニーズを高める、あるいはまた問題となっております財源の問題、今、日本の国は、国の借金900兆円と言われております。そのうちの約200兆円が地方自治体の借金であります。このままでいいたら今の夕張市のように財政破綻を起こすんじゃないかというふうな危機感もありまして、合併の話は進んだと思っております。

そしてまた、それと同時に国は合併をしたら、10年間合併特例債という非常に有利な補助金を出しましょうというあめをばらまかれまして、地方自治体は我より先にという形であめ拾いに走ったのが今回の市町村合併ではないかというふうに思っております。それから今5年がたちまして、果たしてその当初の目的というのは、合併によって達成したかどうかということに私は疑問を持っております。例えば、国が言った地方分権ということは、果たして進んでおるのか。これは三好市長も先般愛媛新聞のインタビューで答えられておりましたが、ほとんど進んでないと。そしてまた、住民サービスは合併によってレベルアップしたのか、これも住民に聞いてみたわけではありませんが、恐らく住民はそういう実感はないというふうに答えられると思えます。

そしてまた、唯一大きな問題であります財政問題は、合併によって改善されたのかということでございますが、これも全国の合併をした自治体を見ますと、ほとんどが合併をしてよくなってない、そういう結果が出ております。

じゃあ、今回の平成の合併は一体何だったのかと。ただ唯一わかるのは、合併前に住民が心配した、合併をしたら周辺地域は寂れるということだけは顕著に今その結果が見えております。そういう現状の中で行政も一生懸命やられておるのはわかります。その一つが財政再建に向けて西予市も平成18年に行政評価システムを導入されてお

ます。この行政評価システムも私調べてみますと、先に導入された自治体が、意外と思ったほどの成果が出てないというのも事実でございます。

そこで、きょうはその行政評価を一定の成果を上げるためにどうしなければいけないかという視点で質問をさせていただきたいと思います。

そして、前段に、2年前に財政破綻を起こしました夕張市、これは非常に我々としても教訓になりますので、それを簡単に検証して、今ほどの行政評価システムの運営につきまして理事者の所信をお伺いしたいと思います。

夕張市の財政破綻は、全国に大きな波紋を投げかけました。あれから2年余りが経過し、過日会派五和会で破綻後の夕張市を視察してまいりました。町は閑散として、町としての活気はどこにもありません。これから20年かけて財政破綻処理が粛々に行われます。住民にとってまさに死のロードであることは間違いありません。不本意な結果に対して住民からすれば、財政破綻はなぜ起こったのか、チェック機能はなぜ機能しなかったのか、同時に他の自治体にとって、夕張市から何を教訓として学ぶことができるのか、極めて関心の高い事例であります。

そこで、なぜ夕張市は財政破綻を起こしたのか、簡単に検証してみたいと思います。

夕張市は、明治23年夕張炭鉱の開鉱に着手して以来、炭鉱の町として栄えてきました。しかし、時代は石炭から石油へと変化し、昭和37年に3つの炭鉱が閉山し、急激な人口減少と町の衰退が始まりました。以後20カ所余りあった鉱山は次々に閉山し、平成2年3月には夕張市内のすべての炭鉱が閉山する事態となりました。閉山後の雇用対策や人口減少によるゴーストタウン化を阻止するために市が打ち出した地域振興策が観光開発事業でありました。産業遺産とも言うべき炭鉱跡地を活用した地域振興策に異を唱える者はだれもいませんでした。昭和53年に120億円の巨費を投じて石炭の歴史村事業がスタートいたしました。当時の夕張市の一般会計規模110億円からすれば、けた違いの事業であります。市長の強力なリーダーシップと日本社会の高度経済成長を背景に事業は肥大化いたしました。当然ながらその後は資金需要に財政が追いついていきません。そこで、行政が長年とった手法が、出納閉鎖期間を利用して、普通会計と他会計において一時

借入金を利用して資金不足が決算数字にあらわれないような会計処理が続けられました。その結果、財政破綻時には、借入金632億4,000万円に膨れ上がっており、当然ながらなぜこうなるまでにチェック機能は機能しなかったのか、住民からすれば納得がいかないはずであります。行政に対するチェック機能には、大きく分けて2種類あります。1つは、監査委員制度です。しかし、監査委員は、経理の不正はただせても、事業の妥当性については、あくまでも経営判断であって、チェックすることができないジレンマがあります。

2つ目は、当然議会であります。議会はなぜ機能しなかったのか。1つは、会計処理上、起債制限比率や今回のような財政再建団体申請の基準となる実質収支比率のいずれもがフロー比率であって、実際の借金の総額が幾らあるのか、ストック部門については現行の決算書だけでは議会は把握できにくくなっております。もう一点は、議員が地域の代表制をとっているため、市長の政策に対峙するというよりも、むしろ一体となって地域振興に取り組むという体制ができ上がっていました。そのためブレーキをかけるべき議会が、アクセルを踏む側に回ってしまったということが結果からいえます。

以上のことから、同じ轍を踏まないためには、自治体は何を教訓とすべきであるのかということでもあります。

1点目として、西予市のような条件不利地域における地域振興策は、一朝一夕にはいかないということでもあります。今回のような事業投資には、特に行政は専門分野でないだけに、慎重過ぎる調査研究が必要であるということ。

2点目として、企業誘致の危険性であります。雇用の場の確保として積極的に議論しなければならないことは当然であります。企業はあくまでも生き物であり、将来の保証はどこにもありません。行政にどこまで調査能力があるのかが問われます。

3点目として、地域振興という大義名分に対して、だれが財政規律を働かせるのかということです。議会はもちろんであります。どうしても住民による財政規律が必要になってまいります。あれもこれもでなく、本当に必要なものは何かの選択が住民側に求められます。

4点として、財政は今後さらに厳しくなることを想定しておかなければなりません。当然国や県の依存にも限界があります。その場合、地域の暮らしを一体だれが守るのかということになります。厳しいようではありますが、地域の暮らしは地域で守るしかない、これが結論だと私は思います。

以上、前置きが長くなりましたが、第2、第3の夕張市にならないために、以下の点についてお伺いをしたいと思います。

西予市は、平成18年度に自治体が生き残っていくための手法として、行政評価システムを導入されました。西予市のホームページには、平成19年度に56の事務事業に対して評価結果が公表されております。ここで疑問に思うことは、行政評価とは、事務事業の見直しのためであり、すなわち住民側の予算カットのための道具にしかっていないのではないかということであり、市長のマニフェストにもあるように、これからは行政運営から行政経営を目指すのであれば、行政評価はさらに施策、政策まで対象としなければならぬと思っておりますが、西予市の行政評価の適用範囲は、施策基本事業の評価までとなっております。これでは不十分だと思っておりますが、お考えをお伺いしたいと思います。

同じく市のホームページによりますと、重要な施策の決定過程においては、市民の意見を聞くためのパブリックコメント制度が設置されております。平成19年度は該当事業なし、当然コメントも載っておりません。西予市が計画を進めている庁舎建設事業に対しては、建設に対する疑問の声がいまだに多くあります。西予市は高度情報化社会に向かってかじを切っているのに対し、やっていることは時代に逆行しているのではないかという意見は多く聞かれます。この事業こそパブリックコメントを受け入れ、政策決定の判断材料とすべきだと思いますが、パブリックコメントの対象とされていないのはどういう理由でしょうか、お伺いをいたします。

市長は、さきの選挙において、みずからがローカルマニフェストを作成して、将来ビジョンを掲げ、それに対して事業費、数値目標を明示されております。総合計画は市長のマニフェストに基づいて作成され、4年ごとに変更されることとなります。マニフェストの性格上、これを100%実

行することが、市長の今後の目標となるわけですが、これには当然莫大な事業費が必要になります。これらの事業の行政評価システムがいう目的妥当性、有効性、効率性に対して、行政評価システムはどの段階でどのように機能するのでしょうか、お伺いをいたします。

最後に、市長のマニフェストから2点質問したいと思っております。

1点は、政策提言の一つ、「元気だせ、元気だ西予農林水産業」の中で、第1次産業の生産額1割アップを目指しますと目標設定がなされております。大変すばらしいことであり、そうあってほしいと願うものでありますが、高齢化が著しい西予市の第1次産業において、現状が懸念される中で、1割アップすることは至難のわざと思っております。市長には当然計算があつてのことと思っておりますが、どうすれば生産額1割アップが可能なのか、考えをお伺いしたいと思います。

2点目として、「輝く文化と学びのまちづくり」の中で、適正規模の学級・学年・学校づくりを目指し、児童の真の学力、体力、情操教育に適した学校体制を進めるといふ目標設定がなされております。しかし、具体的な数値は明示されておられません。市長にとって真の適正規模の学級・学年・学校とは一体どういう規模を考えておられるのでしょうか。

また、真の学力、体力、情操教育に適した学校体制とは、どういった体制を言うのでしょうか、お伺いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長 三好市長。

三好市長 皆さんおはようございます。

きょうは7人の方の通告がありますけれども、その一般質問をお受けして、先ほども元親議員がおっしゃられましたけれども、政策として私は皆さんこの場で大いに語って、西予市をどうしていくかということをお伺いし、この場は語る場であつて、それが政策として本当に可能でできるものであれば、積極的に取り入れていきたいと、そのような思いできょうはお答えいたしますので、よろしくお願いをしたらとこのように思っております。

また、本日は早朝から傍聴のほう、多くの方が

来ていただきました。まことにありがとうございます。きょうの私どもの議論の場といたしますが、それを十分に聞いていただきたいとこのような思いであります。よろしく願いいたします。

それでは、私のほうからは、元親議員の私のマニフェストに関する質問2点についてお答えをさせていただきますと思っております。

まず、第1点の「元気だせ、元気だ西予農林水産業」の生産額1割アップの目標についてでございますが、西予市はご承知のとおり、宇和海を望む海岸部から四国カルストに至る標高差と変化に富んだ地理的条件の中で、多種多様な農林水産業を営んでまいりました。少し強調して言えば、日本に生産可能な農林水産品はすべてこの西予市に生産可能な地域で、少量多品目市町村として希有な存在であります。農林水産業の時代変遷をたどってみますと、米が食生活の重要品目の時代は、宇和地域を中心に安定的農業を営んでまいりましたし、かんきつのよい昭和40年代から50年代前半では、海岸部の農業は活力がありました。国産材を中心とした家を建築する時代は、林業の安定的収入があり、植林をし間伐を行い、山を守ることができまして、山間部の生活は安定をしてまいりました。このような時代にあっては、第1次産業の所得が地域に配分され、商工業部門へ波及し、勤労者に生活圏を与えるなど、地域経済循環システムがうまく働いておったと思います。西予市においても、今の2倍弱の人口があり、活力あった時代でもありました。

しかし、日本人の食生活の変化、社会様式の変化、さらに日本が工業立国化を進める代替として、農林水産品の海外依存度が高まることによって、日本の第1次産業は急速に独立した産業としての役割が行き詰まったことは否定できません。このような情勢を踏まえまして、私のマニフェストの中で「元気だ、元気だせ農林水産業」の政策提言で目標を1割生産額をアップするとさせていただきます。今の現状では、現生産額の維持さえままならず、低下する可能性さえ大いに秘めております。私の提案は、農林水産業を基幹産業とする西予市の危機感を市民に共有いただき、奮起を促すためにあえて高い目標値とさせていただきます。その背景には、この平成12年と平成17年の農林水産統計年報がありますが、その西予市の統計でございますけれども、農業一般では8

8.5%に減じております。林業では50%まで落ち込んでおりますし、漁業では85.4%と、これまた減額となっております。このことを見ましても、1割以上の生産の減であり、まず目標は平成12年度の生産額まで戻すことは可能ではないかと考えた次第でございます。そのために、まず国の政策の構造的な問題に対して、農林水産業者とともに地方から声を上げることが必要であります。食の安全、食の防衛的側面から国内食品の消費アップと海外依存度食品の低減は最も大切であります。林業につきましては、外材中心から再生産可能な日本森林資源へのシフトが必要であります。政府も39%まで落ち込んだ食料自給率を50%まで上げる目標へ大幅に食糧農業の基本政策を転換してまいりました。

また、食の安全から安全な農産品の供給へと法律や基準を見直し、外国産農産物との差を明確にしつつあります。

西予市農林水産業の施策として、農業分野では、最大の組織でもありますJAと協働して、ややもすれば低下傾向にある営農部門の再強化を進めなければならないと考えております。

また、認定農業者、後継者を中心とする生産意欲の高い農業者の育成は不可欠であります。

また、本年と来年の2カ年、担い手アクションサポート事業を積極的に取り入れているところであります。

また、有機農業の取り組みとしまして、組織研究と協議会を立ち上げまして、今後支援と生産拡大に努める考えでございます。

さらに、酪農では厳しさが増す中で、守ることを主眼とした施策を今年度から打ち出しましたけれども、このことが次への展開のステップになろうと信じております。

林業では、西予市産材の取引を高めるため、平成17年度から西予市産材の木材住宅促進事業を制度化いたしました。市場の出荷の増など連鎖が高まり始めました。この施策を一層高めていきたいと考えております。

漁業では、漁業資源の減少が言われる中で、とる漁業ではその鮮度を高めるため、流通まで踏み込むことが必要であります。昨年市の補助も組み込まれ新設された三瓶活魚センターでは、アジが前年度比キロ単価100円弱の取引をされているなどの成果が上がっております。

それぞれ農業につきましては、制度支援を考慮することで強化を図らなければならないと思っております。どの部門においても重要なことは、消費者との距離を縮めることでもあります。この施策を展開したいと考えています。

また、今問題となっております限界集落の対策でございますが、少量品目の特産品生産を育成することで、一定の収入の道を考えなければならないとこのように考えております。

続きまして、第2点目の真の適正規模の学級・学年・学校とはについての質問にお答えをさせていただきます。

このことは、既に西予市の学校教育のあり方を検討いただくため、平成18年に教育委員会で西予市立学校教育に関する検討委員会を設立され、その答申を平成19年7月に受けた上で、平成19年10月に西予市学校再編検討委員会が設立されました。その答申が平成20年7月にありまして、今は教育委員長を先頭に各校区で説明会を開催いただいて、市民の方々から貴重な意見をいただいているところでございます。私としましては、西予市学校再編についての答申の内容を尊重しながら、今教育委員会が開催している説明会での市民の声を踏まえて、市長と教育委員会との協議の上結論を出していきたいと考えております。したがって、今具体的な数値を市長案として示すのは、いたずらに混乱を招くおそれがありますので差し控えていただきたいと思います、このように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、元親議員の行政評価についてのご質問にお答えをいたします。

西予市の行政評価システムは、高齢福祉や生涯学習など総合計画の施策レベルでの町の戦略状況を評価する施策基本事業評価と総合計画の各施策の目的を達成するための手段として、事業費を投じている事務事業について評価する事務事業評価の双方を連動する形で進めております。

今回のホームページには、試行段階として実施している特定の事務事業評価、結果のみを公開したこともあり、行政評価イコール事務事業評価、つまり予算削減のためのツールにしかかっていな

いのご指摘を受けておりますが、しかし現時点では、限られた財源の中で、いかに有効的、効率的なまちづくりを推進するかを判断するために施策基本事業評価を行い、その結果に基づき事務事業レベルでの総体評価を実施しまして、事業の取捨選択を行っております。したがって、施策と財政が連動した行政経営が、徐々にではありますが、図られているものと思っております。

さらに、ご指摘のありました政策、施策レベルに当たる施策評価結果につきましては、総合計画の進行管理として、西予市まちづくり報告書を本年度より議会、市民の皆様幅広くご報告させていただきますとともに、次年度の参考にしていただければ幸いです。どうかよろしくお願いを申し上げます。

次に、パブリックコメントについてでございますが、西予市におきましては、西予市パブリックコメント制度実施要綱を平成19年10月1日に施行しているところでございます。パブリックコメント制度につきましては、市の重要施策を決定する際に、あらかじめその計画概要を公開して、広く市民の皆様の意見を募集し、またそれに対して寄せられた意見に対しての市の考え方を示すというものであります。ご指摘のありました新庁舎建設に関するパブリックコメントにつきましては、平成19年12月20日から平成20年1月31日までの間、広報せいよ1月号及び市のホームページにおいて、新庁舎の施設、機能についての意見募集というタイトルで市民の皆様から広くパブリックコメントを募集いたしました。その結果、延べ57人、合計49名の方から庁舎の機能や環境整備等についての貴重な意見をちょうだいし、それらに対する市の考え方につきましては、広報5月号及び市のホームページに速やかに掲載いたしております。これらのパブリックコメント制度でちょうだいしたご意見は、現在進めております新庁舎建設の基本計画の中に反映させていきたいとこのように考えております。

また、今後はパブリックコメント制度の活用について、職員に周知徹底を行いまして、政策立案において有効な制度となりますよう鋭意努力してまいりたいとこのように考えております。

次に、総合計画と市長のマニフェストの関係についてでございますが、西予市総合計画は、市の目指す将来像である「未来へ輝くゆめ、ひと、ふ

れあい西予」を実現するために、市民の皆さんと議会、行政が一体となりまして計画策定した行財政運営の基本となる西予市の最上位計画であり、決して市長のマニフェストに基づいて策定変更されるものではございません。

また、西予市総合計画の基本構想は10年で、前期計画5年、後期計画5年という構成になっており、市長の任期とは連動しておりませんので、念のため申し添えさせていただきます。

ご指摘のありました市長マニフェスト事業に対し行政評価システムはどの段階でどのように機能するのかですが、これは市長マニフェスト事業は、選挙による市民の信頼を得ておりますので、実施することを前提に事前評価を行います。そこで、主に有効性、効率性を高めるための事業方法について議論することとなります。当然財政状況が厳しい場合には、市長に最優先順位を検討していただき、予算の許す範囲での事業実施となります。

以上でございます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 それでは、今の答弁に対しまして何点が質問させていただきたいと思えます。

まず、行政評価システムの導入につきまして、私も過去の一般質問で西予市も導入してはどうかという質問をした経緯があります。今それを導入していただいてこのように検討いただいておりますということは感謝をするわけでございますが、先ほど申し上げましたように、私がいろいろ調べてみた結果、これを過去に導入した自治体、これが必ずしも期待したほどの成果を上げてないというふうに言われております。その理由は何かということでございますが、まず行政評価システムというのは、西予市が全庁一丸となって取り組まなければならない作業であるという大前提があるにもかかわらず、過去の失敗した自治体は、やはり担当課の仕事で終わっておったというふうなことが指摘されておりますので、その点は十分に周知徹底をいただきたいということが1点あります。

それから、もう一点失敗した理由は、これはあくまでもこのシステムは道具であって、決定するのは西予市の意味決定機関、西予市の場合、部長

職以上の全庁決定会議というのがあるようでございますが、そこで決定されるようになっておりますが、過去の失敗した自治体は、この意思決定機関が非常に対応がまずいというふうなことが指摘されております。

そこで、私も西予市を見て質問させていただきたいと思いますが、今回平成19年度の事務事業の評価の中の56を特別にピックアップしてホームページにその結果が公表されております。これは当然先ほど言いました全庁決定会議で決まった結果であろうと思いますが、それをこうずっと見てみますと、56の中の1割程度が、その結果の文言が、「平成20年は現状を維持し、20年の上期に次年度以降どうするかを検討する」と書いてあるわけです。これは私が思うには、行政がよくやる問題の先送りじゃないかと。これをやってたんでは、やはり時間がかかり過ぎる。やはり決定すべきときは決定するという強い確固たる意思が意思決定機関に必要ではないかというふうに思うわけですが、まずこのことについて部長にお伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 他の自治体でこの行政評価を取り入れておる中で、失敗例もあるというふうなお話でございますが、本市におきましては、これは職員全体、全庁一丸となって取り組んでおります。

まず、その一つの評価、審査する側としましては、企画調整が主体となっております。その中で、財政課そして総務課、こういった職員が審査の形です。それで、その審査する段階でそれぞれ各担当部署の担当者からヒアリングを受けてまして、そしてけんけんごうごう議論してまいっております。

それで、その意思決定機関といいますが、今ほど20年度のほうには、現状維持を考えておるとか、そういったことを言われておりますけれども、これはどういいますか、いきなりその年度において意思決定をいたしますと、当然これは住民に対しまして混乱を招きます。そういったことで、やはりある程度の時間というものも置く必要はあるのではなからうか、そういったことで現在進めているところでございます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 答弁はそうであろうと思いますが、それをやっていますと、やっぱり人間、そら温情はありますが、それをやっておりますと物事前へ向いて進まないのではないかとということを変更してつけ加えさせていただきたいと思います。

次に、市のパブリックコメントの質問に対して、私はやってないんじゃないかという質問ではありましたが、部長はちゃんと広報せいで募集してやっていますよという答弁でありましたが、これははっきり言いまして、私は間違っているというふうに思っています。というのは、パブリックコメントというのは、住民の方はわかりにくいので、わざわざ広報せいで下に注釈つけて説明文が書いてあります。それを見ますと、パブリックコメントとはと、重要な政策を決定する過程においてというふうに書いてありますが、今回のパブリックコメントを募集したのは、新庁舎建設検討委員会が答申を出して、議会が決定をした後にパブリックコメントを募集されております。ということは、重要施策を決定する過程じゃなくて、決定した後に募集されておりますので、これは本来パブリックコメントの趣旨とはずれておるんでないかと。だから、私は載せてないというのが正しいんじゃないかなというふうに思っております。これは答弁要らないんですが、今の行政評価の中で、今自治体がやられておるのは、あくまでも住民サイドの予算削減に向けての事務事業評価が非常に目につきます。当然我々住民サイドからすれば、じゃあ行政側の行政評価はどうなのかという視点が起こります。西予市の財政の健全化を図る指標が多分6つぐらいありますが、その中で私が一番注目しているのは経常収支比率、これは財政の弾力性を示す数値というふうにあります。これが結局高いと住民が陳情に行っても受け付けていただけない、自由になるお金がないわけですから。ですから、我々とすれば、この経常収支比率、平成19年度、きのうの報告では90.7という数字でございますが、国の目安としたら、これが70から80というふうになっております。我々からすれば、当然70、80であれば、当然自由になるお金が市長のもとにあるわけですから、陳情に行っても、よしやりましょうというような話が聞けるわけですが、これが限りなく10

0になりますと、行っても門前払いというふうなことになるかねませんので、どうしても住民側からすれば、この数値を低くしてほしいと。90.7を85、80に下げしてほしい、そういったやはり数値目標を立てて、全体をやっぱり管理しないといけないんじゃないかなというように思っております。これを下げるためには、この分子になっております西予市の人件費、扶助費、公債費これを下げるしかないわけですが、これは非常に難しいんですけども、これをやらないと西予市のやはり財政というものは健全化しないんじゃないかと、これが行政として非常に難しいんですが、数値目標を立ててやっていく決意があるのかどうか、お伺いしたいと思います。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 経常収支比率は、今現在90.7%でございます。それで妥当な線というのは70から80ということは承知しております。それでどうして90.7%になっておるかとお申しますと、これは当然先ほど議員さんがおっしゃいましたように、住民側の皆さんも今まではあれもこれもというふうに要求されておりました。そういったことで、あれもこれも実施してまいりました。そういったつけが現在このような数字になっておるといってもあります。それで、そういったことを何とか引き下げなければならないという考えのもとでこの行政評価を取り入れとるわけでありまして。当然市民の皆さんの大切なお金、税金を預かっておるわけですから、それをまちづくりの達成を行うためにはどうすべきかということも考えていかなければなりませんし、またその費用に見合う成果が上がっているか、そういったことも見きわめていかなければなりません。

また、使っておる経費が無駄な部分はないか、そういったことも当然我々は検分していかざる得ないと思っております。そういったことを含めまして、その行政評価をいかに効率を上げていか、それによって私は当然経常収支比率も下がってくるんじゃないかとこのように思っております。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 最後に、もう一点だけお伺いしたいと思います。

先ほど市長が答弁いただきました適正規模の学級・学年・学校の件でございますが、これは私と市長の意見が全く違うんですけども、先般ある何か読んでおりましたら、日本の教育方針が今回がらりと変わりました。あれほど鳴り物入りでスタートしたゆとり教育、総合学習、生きる力云々という教育方針が、かつて以前に偏差値教育、詰め込み教育に逆戻りしたと。これはなぜこうなったかという理由として、今まで文部科学省がきちっとした教育理念を持ってなかった、国民に示してなかったと。そのかわり中教審にそれを全部依存していた、その結果このように国家の教育基本が変わるんじゃないかというふうな指摘がありましたが、西予市においても私は似たようなことやないかなと思うんですが、今回の小学校の統廃合問題についても、やはり行政側は行政側でしっかりとした理念というものを僕は持つておく必要があるんじゃないか。それを押しつけると、確かにいろいろマスコミにたたかれますので、行政としてもできないと思いますが、持つてることと押しつけることは違うと思います。やはり市長は市長として、私はこう思うという意見がある。それで住民はそれはおかしいんじゃないかという議論を闘わせていいものをつくりゃいいわけであって、行政側には何も無い。検討委員会の答申結果で市民と議論してくださいということになりますと、今説明に回られておりますが、住民側には随分ストレスがたまっておると私は感じております。住民側が行政側に質問します。しかし、行政側には回答を用意してないわけですから、あくまでも答申書の説明ですから、きちっとした説明ができません。ですから、住民側が質問しても、十二分な回答を得られない。みんな不満を持ちながら何か帰られてるんじゃないかなという私は印象を受けております。ですから、ここは私はマスコミが言う行政指導とか、その行政の押しつけということがあってはならないと思いますけれども、しかし行政の意思というものは、裏に確固たるものがしっかりとないと、この議論というのは、私は前へ向いて進まないんじゃないかというふうな思いがするんですが、市長とは随分違うようですけれども、再度市長にお伺いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、適正規模の学校・学級の再質問についてお答えいたしますけれども、私は文部科学省の考えはどうか云々かんぬんは別としても、西予市としてこのことを考えるときに、行政側としての理念というものは、私個人には持つておりますが、まず一番大事なことは、今回教育委員会部局の中でしっかり教育というものは何だろうかということを考えていただいて、それに基づいて今説明会に回っていただいております。その前段で、行政と教育委員会で決めて回るとしたら、回ったことの説明しかすぎない。今から意見を聞こうとしとるときに、その説明、いわゆる決定したことの説明をするだけでは、私はいけないと思っております。住民から意見を聞いて、それを今度私どもは12月から1月にかけて決定をしていこうと、こういう段階にあります。その前段のいわゆる意思をはっきり把握するためのそれぞれの意見聴取段階だというご理解をいただいたらありがたいなとこのように思っております。

以上です。

議長 次に、13番森川一義君。

13番森川一義君 通告により質問をいたします。

まず最初に、市民の関心の高い特別職の給料、議員の報酬の引き下げについて質問いたします。

言うまでもありませんが、私たち議員の仕事は、第1に市民の声を市政に反映させることにあります。市民の方たちに副市長や市長の給料や議員の報酬が幾らかよく問われるのは私だけではないはずで、少し下げてもいいのではないかとよく言われます。合併をして特別職の給料や議員の報酬が下がった自治体もあるのです。西予市においては、経済的に追い詰められて、自殺をした方もおられるのです。私は今まで火災現場や交通事故の現場で3人の方の命を助けましたが、死の恐怖の人を今でも忘れることはできません。自分で死ななければいけないほどになっている市民もいることを理事者や議員は頭に入れていないといけません。西予市は合併をしてもしてなくても実際は田舎の町であって、田舎の議会です。田舎に合っ

た政治をしなければいけません。金額的には少ないかもしれませんが、特別職の給料を10%、議員の報酬を10%下げてはどうでしょうか。市長の考えをお聞かせください。

市民の多くは望んでいるのです。議場におられる皆さんは、南洲翁遺訓中に命も名声も要らぬ、官位も要らぬという人間は仕末に困る。この仕末に困る人間でなければ、困難をともにして国家の大問題を処理することはできないという西郷隆盛の言葉をご存じだと思います。立派な人物とは私心がなくて確固のある人です。平成の年号の考案者である安岡正篤が、現代日本に最も欠如しているのは人物である。人の数は多いが、あるべきところにあるべき人が案外にいないと言っています。つまり、そのところにおる人に心ができていないか、心をおさめた人がそのところにおらぬかである。これが是正されぬ限り、国家社会は決してよくなるまいという言葉を残していますが、理事者や議員はあるべきところにあるべき人がいないと市民に言われぬように、市民の意見を聞かなければいけません。西予市では、今後仕事がふえて景気がよくなる可能性は極めて少ないのです。理事者、議員が率先して経費削減に取り組むべきです。理事者、議員の中には、自分の給料や報酬が減るのはだめだと反対をする人はいないはずで、ほかの自治体の見本になるよう、特別職の給料を10%削減と議員報酬の10%削減をすべきです。市長の答弁をお願いいたします。

次に、西予市の各町の水道加入金と工事負担金について質問をします。

西予市の各町それぞれの水道料金の違いはよく言われますが、水道の加入金のことはだれも何も言わないのはなぜでしょうか。合併協議会についてのミスでしょうか。西予市給水条例の42条において、水道の加入金は、メーター口径が13ミリの場合、明浜町が1万5,000円、野村町が2万円、三瓶町が2万円で、宇和町だけ6万円となっています。この4万円の差はどのような理由でついているのでしょうか、お伺いいたします。

普通に考えれば、明浜町、三瓶町の場合は、野村ダムからの水を利用しているので、宇和町より高くなるはずで、また、工事負担金においても、宇和町の市民だけ負担をするようになっています。しかも13ミリで13万円納めなければいけないのです。宇和町の場合、水道加入金と工事

負担金の両方で19万円支払わなければ水道を利用できないのです。なぜ宇和町の市民だけ13万円の工事負担金が必要なのかお伺いいたします。

宇和町の市民だけ特別おいしい水を飲んでいるとは考えられません。水道本管の工事は、野村町、三瓶町、明浜町においても行われているはずで、合併をするまでは本管からの引き込みをする場合は、加入金の6万円だけだったのが、19万円も要るようになっているのです。宇和町だけ水道の加入者があるから19万円支払わなければいけないのでしょうか。明確な答弁をお願いいたします。

最後に、宇和町山田に予定されていた野菜工場について質問をいたします。

宇和町の山田に野菜工場ができると西予市民が待ち望んでいました。この工場が中止になったのをまだ知らない市民もいます。この工場建設のために市役所の多くの人たちの人件費や埋蔵文化財の経費など、多くの時間と経費が使われました。まだ建物が建っていなかったため、少しはよかったかもしれませんが、埋立地など今後はどうなるのでしょうか。

また、市としては、土地の所有者に対して責任はないのでしょうか。市民にわかりやすく説明をしてください。

以上で私の質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、森川議員の質問の前に、私は私の市の職員に常々言っておるわけでありませんが、市になる市としての職員になってほしい、このように思っております。したがって、今ほど田舎の議会と言われましたが、私は議会も市としての市議会議員としての立派な議会をつくっていただきたい、このように思います。それだけご期待をしたいとこのように思うわけでございます。

それでは、特別職の給料及び市議会議員の報酬の引き下げについての質問についてお答えさせていただきます。

合併後5年を迎え、地域も一体感への醸成も進みつつある中、厳しい財政事情のもとで組織のスリム化、合理化を図る必要もあり、副市長を一人制にしたこと、また一方で議員の皆様の定数も31名から24名に削減されたことはご承知のとおり

りでございます。特別職の給料及び市議会議員の報酬につきましては、平成18年4月より3%の減額改定と任期中に限りとした特例条例制定により計6%の減額を行ってきたところでありますが、現在は3%減額の状態でございます。

また、合併当初の特別職の給料及び市議会議員の報酬を、旧大洲市の報酬を基準として5%減と設置していただきたいきさつもあり、県下の市の中では一番低いランクの報酬となっております。特別職報酬等審議会の答申の附帯意見として、財政事情及び近隣の状況を勘案し、自主的な抑制を継続願いたいと承っているところであり、今後は議会の皆様とも十分協議するとともに、財政状況や社会経済情勢、近隣市町の動向に配慮して総合的に判断を行うことが必要ではなからうかとこのように思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 九鬼公営企業部長。

九鬼公営企業部長 それでは、森川議員2点目の水道事業の給水における加入金と工事負担金についてのご質問にお答えをいたします。

議員もご案内のとおり、水道事業は公営企業として行う事業であります。合併前の旧町時代からそれぞれ一事業一企業として経営が行われており、当然のごとく加入金や水道料金はその給水に係る施設整備や管理運営経費によって金額が設定されているというのが原則であります。よって、旧町ごとの給水のための経費は、水道事業の成り立ちや地域性の違いにより異なるわけでありまして、当然に加入金や水道料金もそれぞれ異なって設定されております。

また、合併協定書によります水道事業の取り扱いにつきましては、管理運営については、現行のとおり、つまり旧町での事業のまま新市に引き継がれ、水道料金、加入金についても当面現行のとおりとすることで協定がされているところであります。したがって、一般行政事務のように経費が税金によって賄われる場合には、公共料金等につきましては、合併と同時に統一されるのが原則であろうかと思われませんが、水道事業は企業会計であり、事業ごとの収支バランスが必要であります。ご理解をいただきたいと存じます。

なお、加入金と申しますのは、安定的に給水を

維持するためには、多額の施設整備が必要であります。それらの経費を新たに利用をしようとする人たちにもその一部をご負担いただき、利用者間での公平を保つためのものであります。

また、工事負担金につきましては、給水条例第43条及び給水条例施行規則第31条の規定によりまして、新たに住宅団地の造成が行われたなどのような例のように、配水管の新設や改良などの工事が必要な場合に、その工事について負担金をお願いするものであります。議員がおっしゃいますように、宇和上水道事業では、今後においても水源の確保及び上水配水施設の計画的な整備が必要でありまして、加入金とともに一律的にご負担をさせていただいているのが現状であります。ただ今後におきましては、まずは旧町ごとの事業の統合が必要であります。現在事務の統一など具体的な行動を起こしておりますし、さらに常に企業の経済性を発揮することを基本原則とし、水道料金や加入金、当然工事負担金についても平準化、格差是正を市民の皆さんのご理解とご協力を得て具体的に研究に取り組み、早期に実現を図りたいというふうに考えております。

以上、答弁といたします。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 森川議員の3点目、山田地区の野菜工場に関するご質問にお答えいたします。

市が本件農産物の生産加工場建設計画の情報を入手いたしましたのは、平成18年春のことです。その計画は、南予地域に有機栽培のイチゴやシソ葉のハウス施設と農産物加工場を建設し、安全・安心な無添加、無農薬を売り物に、首都圏を中心としたレストラングループや大手流通業者に販売を行うというものでございました。現地の経営は、株式会社エリアレポリューションズが中核となりまして農業生産法人を設立し、運営管理を行わせるものでしたが、当初の事業計画では、総事業費が約19億円で、床面積3,300平方メートル程度の集出荷を兼ねた加工工場と2ヘクタール規模のハウスを建設し、雇用予定者数も80人という大規模なものでございました。市にとりましてこの事業の誘致ができれば、大きな雇用の場が生まれますし、西予市産の農産物

のブランド化にも少なからず貢献してくれるという期待を抱かせる事業でございました。また同時に、農業生産法人による大規模な農業の展開が、地域農業に好ましいインパクトを与えてくれるのではという思いもございました。このため市では、本事業の誘致を前提に、立地適地の検討を重ねてまいり、最終的に地元山田地区のご理解を得まして現在地をエリアレポリユーションズに紹介したところでございます。ただ進出に際しての条件といたしまして、19年4月には加工場建設に着手したいので、埋蔵文化財発掘調査を3月末までに終了させることを強く求められていましたので、市として全力で取り組むことを約束したところでございます。そのかいがありまして、11月には地権者と農業生産法人エリアの間で土地売買契約が成立し、以後事業は順調に進展するものと安堵いたしておりました。

ところが、エリアレポリユーションズの経営問題から年が明けても契約済みの土地売買代金の支払いが約定どおりに履行されない事態が発生してまいりました。市も地権者にかわって土地売買代金の全額支払いを幾度となく働きかけてまいりましたが、本年4月一部未払金を残したままエリアレポリユーションズの経営の行き詰まりが表面化し、事業計画の白紙撤回の方針が先方から示された次第であります。

今後当該地はどうなるかというご質問ですが、本件は買い主による一方的な契約不履行でございますので、地元が提示した損害補償条件をエリア側がのみ、両者合意によって契約を破棄して、当該地を農地に復旧することとなりました。と申しますのは、当該地は農産物加工場建設を理由に農地法の転用許可を受けておりますので、売買契約が解除され、転用事態がなくなれば、当然許可の取り消しという法手続が必要となります。許可取り消しに際しましては、当該地を農地として利用可能な状態に戻しておかなければなりません。ただし、農地への復旧行為等は、地元が損害補償金の範囲内で独自に判断されることと承知いたしております。とは申しまして、結果的に市の紹介事業が地元に変なご迷惑をおかけしたこととなりましたので、農地の復旧や今後の土地利用については、地元から具体的な相談があった場合は、誠意を持って対処いたしたいと考えております。本件だけでなく、誘致活動に費やされる労力や経

費が、必ずしも成果に結びつくものではないことはご理解いただくと存じますが、残念ながら、教育委員会がエリアから業務を受託した埋蔵文化発掘調査費用のうち、19年度分が現時点で未納となっております。このためエリアの代表者個人を連帯保証人として分割支払いを確約する書面を徴しましたので、支払い期限である来年2月末までに完納するよう指導してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森川一義君。

13番森川一義君 2点ほど追加質問お願いいたします。

市長にお伺いしますが、特別職の給料と議員の報酬の引き下げを年度内にやる予定はないのでしょうか。

それから、もう一点、エリアの未払金が2月に入るといって確約書をもらっとるそうですが、その保証人は確実に2人ぐらいとっているのか、お答えください。

以上です。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、この場からやらせていただきます。

まず、1点目のほうを私は答えさせていただきますが、特別職と議会の議員の報酬を年内に結論を出すかということでございますが、これにつきましては、今後議会の中で皆さんとの話を継続的にしていくつもりではございますが、いつまでという、まだ時間的設定はするつもりはありません。話をしていくということは、先ほど申し上げたとおりでございます。

以上でございます。

議長 森教育部長。

森教育部長 保証人の件でございますが、2名ということでしたが、今のところ確認をしておりません。この後すぐ確認をしてお知らせをさせていただくことにいたします。

議長 森川一義君。

13番森川一義君 2月にもめることがないように、確実によろしくお願いいたします。

議長 次に、22番大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 通告に基づきまして一般質問を行いたいと思います。

今回は、特に第1次産業の問題と将来のまちづくりに非常に大切な要素を占めます都市計画の問題についてお尋ねをいたしたいと考えております。

まず初めに、西予市独自の農林水産業の活性化対策についてお伺いをいたしたいと思います。

第1次産業を中心の西予市、市としても独自の支援策が提案をされまして実践をされているところであります。

しかしながら、農林水産業を取り巻く環境は一段と厳しく、とりわけ原油の高騰は、ほとんどの農林水産業に甚大な影響を受けています。特に水産、畜産業は大きな痛手だと伺っています。西予市内畜産規模でも明らかのように、乳用牛は89戸、3,973頭が飼育されています。県内シェアで申しますと約46%を占めています。肉用牛につきましても、99戸、7,787頭が飼育をされています。県内シェアで申しますと約40%でございます。そのほか養豚、養鶏なども多く飼育され、県内でも最大の畜産実施と言えるかと思えます。特に近年の配合飼料を初めとした飼料の異常価格高騰は、すべての畜産農家の経営の悪化を招いていることは、ご案内のとおりであります。これらは国、県の支援も当然のことでございますけれども、現在市単独の支援に加え、農家ニーズに合致したさらなる緊急支援が必要と思われませんが、その対策は検討をされているのか、お伺いをいたしたいと思います。

2つ目は、中期展望として耕種農家と畜産農家の連携の必要性についてお伺いをいたします。

既に一部の法人農業を中心に耕畜連携の動きがあると伺っております。異常な飼料の高騰、また一部飼料がバイオエタノールに回っているなどの関係もありまして、当分の間は飼料は高値で推移することが想定されるのであります。耕種、果樹、施設園芸を含むすべての農家にとって、これ

ら一連の値上げは、生産意欲や経営悪化にも結びつくことも想定されます。畜産農家に伺いますと、配合飼料は平成18年トン当たり約4万2,000円であった価格が、ことしに入ってトン当たり約6万5,000円に約1.5倍の値上がりだと伺っております。粗飼料につきましても、キロ当たり30円が48円に、市単独の緊急支援はされているようでありまして、このことについては大変ありがたいことだと感謝をしておいでになりました。今酪農や肉用牛農家は、まさに瀕死の状況にあると切実なお話も農家からお伺いをいたしました。

一方、肥料の急激な値上げでございます。一例を挙げますと、20キロ当たり、ことしの5月では2,765円だった肥料が、現在実に4,360円に、これも約1.5倍の値上げであります。12月には農薬の値上げも予定されているようでもあります。これらのことも踏まえて、国でも来年度予算では、水田の有効活用、飼料自給率の向上対策強化などさまざまな施策が講じられておるようでございますが、市といたしましても、これらに連動した支援策を来年度予算にぜひとも計上されるよう願うものであります。

そこで、私は畜産農家の経営安定、耕種農家の土づくりなども含め、広い農地を有する耕種農家との連携の方策を探るべきではないかと思うのであります。専門家に伺いますと、土壌条件や気候あるいは未利用資源の給与による品質化の心配などがあるやに伺っておりますが、とりわけ耕畜連携に向けてハード・ソフト両面からの積極的な支援をすべきと考えますが、理事者の所見をお伺いをいたします。

3点目として、農林水産物を活用した西予独自のブランド品目づくりについてお伺いをいたします。

ご承知のとおり、愛媛県では農林水産物の「愛」あるブランドの推進が図られています。市内からもミカン、イチゴ、クリなどが認定されているようであります。西予は幸い海、里、山の産物が多品目生産されています。どんぶり館を訪ね出荷品目を伺いましたところ、葉菜類が48種類、果菜類が24種類、果実類が34種類、その他36種類、実に140種類ものの産物が出荷販売をされています。

また、過日の愛媛新聞報道によりますと、大阪

での西予市旬彩市では、実に62品目が出品されたようであります。

一方、農村女性起業家ネットワーク研修会には、22のグループが参加されたと伺っております。これら農山加工品を加えますと、西予独自のブランド品づくりは、実現可能ではないかと考えるのであります。既にイチゴ、トマト、キュウリなどは、市場でも大変高い評価を受けています。例えば、大野ヶ原の大根、新城の里芋などについては、少し工夫を凝らせば、西予のブランドとして高い評価を受けるのではないかと思うのであります。海拔ゼロメートルから1,200メートルの耕地立地条件を生かすならば、農林水産業の振興にも道は開けると思うのであります。そのような観点から、西予独自の農林水産物のブランドづくりを進めるべきではないかと考えるのであります。当然のことながら、これらのブランド品づくりには、生産農家の協力、農協との連携、特に愛媛県の旧農業普及センターの技術支援も必要でありましょう。中国のギョーザ事件、愛媛のウナギ産地偽装、輸入汚染米の転売等、常識を逸脱した行為、消費者は一体何を信頼したらよいのでしょうか。今まさに食の安心・安全が求められているのであります。ブランド品認定に当たっては、当然のことながら、これら安全・安心の面からの認定ガイドラインの設定など大変なエネルギーが必要であり、当然専任職員も必要となるでしょう。20から30品目程度のブランド品認定ができれば、1次産業の活性化にも結びつき、どんぶり館を初めとした市内各施設での売上向上にも結びつくと思うのであります。

さらに、松山等でのアンテナショップの道も開けるのではないかと思います。第1次産業の西予独自のブランド品開発について理事者の所見をお伺いをいたしたいと思っております。

次に、西予市都市計画マスタープランの進捗状況について伺います。

平成4年の都市計画法の改正により、都市計画づくりは、住民の合意と創意工夫を重視し、市独自のまちづくりのビジョンを策定することが可能となり、将来のビジョンを描くための創意工夫の見せどころでもあります。西予市でも19年3月に作成されました都市計画マスタープラン、総合的にはそれぞれの町の特色を生かしたまちづくりの方向が示されているようであります。要は関係

市民の皆さんも巻き込んで、実効ある計画に仕上げていくかであります。当然計画に伴う財政負担も必要であります。担当者の負担も多くなります。また、関係をいたします各課を連携した組織づくりも必要でありましょう。

8月22日だったと思いますが、愛媛新聞の知事談話にもありましたように、10年後は道州制と連動した第2の合併があるだろうと言われておりました。私も同じ思いであります。そうなりますと、西予は当然のことながら、南予の中心に位置をします。南予のへそでもあります。中核都市となる可能性もあると思うのであります。このことから考えましても10年後を展望した都市計画づくりは急務であろうと思っております。既に宇和市街地の整備の方向は具体的にお示しをいただいておりますけれども、とりわけ西予宇和インター周辺の整備については、関係者の意見も聞きながら早急により具体的な方向を示すべきだと考えています。特に都市計画の根幹をなします道路網の検討を急ぐべきだと考えるが、現在のマスタープランの進捗状況と今後の対応についてお伺いをいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、大竹議員の質問についてお答えをさせていただきます。

私のほうは、西予市独自の農林水産業の活性化対策についてお答えさせていただきます。

まず、第1点目の畜産情勢危機に関する西予市独自の緊急支援対策についてお答えをさせていただきます。

世界規模で穀物を中心とした農林産物の高騰は、地球規模での食料政策の重要性を再認識させる大きな問題であります。中でも輸入飼料の急騰が、酪農廃業等への大きな要因となっています。市でもこの窮地を何とかしてしのぐべく、輸入等の粗飼料への緊急支援事業を創出するなど対策を講じましたが、問題の強さやシステムの複雑さに比べ、市の支援がどの程度の効果を期待できるか難しいところではありますが、畜産酪農経営者に心理的な支援はできたと判断をしております。こういう状況の中、国は畜産・酪農緊急追加対策をまとめまして、738億円の追加支援策を打ち出

しましたが、まだまだ先行きの見えない不透明さの中で畜産経営を強いられるのが現状でございます。市といたしましても、畜産業の生産基盤づくりの面から、えさの自給率を上げる取り組みを推進するため、ＪＡひがしうわが中心に、市、県等への関係機関が協調して飼料自給率向上について検討を行う協議会を６月に設立しました。現在、手始めに粗飼料自給率確保のための稲わら収集の取り組みについて検討を重ねているところでございます。

次に、第２点目の長期展望としての畜産連携の取り組みについてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、畜産農家の生き残りのために耕畜連携が不可欠であります。宇和地区の２００ヘクタール余りの水田は、生産規模に限度のある中山間地域の畜産農家にとって、大変魅力的な資源であり、それを有効利用するシステムの構築が早急に望まれているところであります。

しかし、昨年比較的規模の大きな耕種農家を調査しましたところ、水田を有効利用する仕組みが、ほとんどの生産組織で確立されており、畜産農家への飼料を供給できる可能性が薄いことがわかりました。ただ現在国は、飼料の自給率強化対策などを打ち出していることから、新しい国の制度を利用し、耕畜双方が利益を共有できる西予市独自の展開を進めることが重要であると考えています。今年度市では、知事陳情のトップ項目として、畜産事業に対する支援強化を掲げました。その中で、飼料生産団体の設置支援、いわゆるコントラクターの設置許可に向けてのハード・ソフトの支援を盛り込んでおります。耕種農家が生産した飼料を地元の畜産農家が購入すると、飼料の地産地消の取り組みづくりと生産コストをえさ代へ必要以上に反映しないための機械導入の支援が必要であり、今後ともソフト面では、さきの協議会が飼料供給システムづくりを目指し、ハード面では、強い農業づくり交付事業等の国庫事業導入を関係機関に働きかけ、両面から事業を推進してまいりたいと思っております。

最後に、第３点目の農林水産物を活用した西予市独自のブランドづくり品目についてお答えをさせていただきます。

愛媛県では、えひめ愛フード推進機構が中心となり、県内の農林水産物のブランド化を積極的に進めており、西予市においても、宇和のあまおと

め、これイチゴでございます。明浜の浜風みかん、三瓶のm i k a m i k a nなどがブランドの認定を受けております。これらのブランド化は商品、特に農産物において付加価値をつけ、差別化をすることによる魅力を醸し出す商品として、商店に陳列されたときに、明らかに他の商品と違う魅力が必要となります。

しかし、現在の農産物で言うと、その魅力になるものは、安全であり、信頼であると思われまます。産地偽装問題が後を絶えない中、ブランド力いわゆる信用でございますが、西予市においてどう定着できるかが西予市ブランドの開発手段になるのではないかと考えております。

また、西予市では、今年度国の支援を受け、有機農業の推進事業に取り組むことといたしました。既に西予市有機農業推進協議会を立ち上げ、より安全・安心の農産物生産をきわめる活動を展開しております。この活動がすべての生産者に定着することは難しいと思いますが、これらの活動がある程度定着し、すそ野を広げることにより、西予市から生産される農産物のブランド力が向上することを期待しているところであります。今後有機農業推進協議会の活発な展開や今年度設置されるＣＡＴＶ等を活用し、地域情報を盛り込んだ農産物の販売戦略等をＪＡ、県等と連携しながらブランド製品の開発を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

ちょっとだけ一言済みません、訂正をいたします。

先ほど宇和の水田を２，０００というところを２００と言うたそうでありまして、まことに済みません。２，０００ヘクタールであります。

以上です。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 大竹議員２点目の西予市都市計画マスタープランの進捗状況についてお答えをいたします。

西予市都市計画マスタープランは、西予市総合計画を基本といたしまして、まちづくりの方向や地域づくりの方向性を定めるとともに、土地利用の誘導または規制、都市施設整備の方針を示しております。

宇和都市計画区域の整備目標といたしまして、多くの歴史と文化が集積する町を守り育て、南予地方の広域的な拠点づくりを推進するとなっております。マスタープラン作成時において、都市計画区域、用途地域、都市計画道路等のさまざまな課題が抽出されています。その中において、将来の都市整備と土地利用の方向性が示されており、平成19年度から卯之町伝統的建造物群保存地域の指定及び宇和都市計画道路の変更について検討を行い、平成20年度末に都市計画の決定ができるように作業を進めております。

また、西予市宇和インターチェンジ周辺の整備の方向性につきましては、その土地の利用方針に基づいて用途を適正に配分し、機能的な都市活動の確保と良好な都市環境へ誘導する必要があります。そのためには、用途地域の拡大、これは市街地の拡大でございますが、それを考え、既成市街地や農業振興との調和、地域との合意形成を図りながら用途地域の見直しを検討していく予定でございます。具体的には、平成21年度から宇和都市計画区域において、明石地区、伊賀上地区、下松葉地区、上松葉地区の市街地の拡大を想定し、用途地域の拡大の検討や見直しを行い、都市機能の整備と充実を図る計画であります。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 大竹忠盛君。

22番大竹忠盛君 さまざまな角度から積極的なご答弁をいただいておりますが、私はまだまだ未利用資源がたくさんあるだろうというふうに思っております。これだけ資材を初めさまざまな飼料値上がりいたしますと、当然のことながら農家の考えも萎縮をしまっているだろうと思っております。特に稲わらは活用するとすれば、畜産農家も本当にこれは大きな、どういいですか、支援になるだろうと思っております。当然このことは言われましたように、集落の合意形成も必要になってまいるだろうとこのように考えますので、ぜひとも行政の積極的な支援をお願いをいたしておきたいと思っておりますし、ごみ減量1億円達成に示されましたように、生ごみの堆肥化等についてもさらに進める必要があるだろうと思っております。

過日も養鶏農家の方がお見えになりまして、焼

却した鶏ふんを活用できないかということで、どうぞ私の田んぼへまいてください、実証しますと、わずかな田んぼであります、非常に燐酸系統の多い商品ができ上がっております。けさも聞きますと、竹を利用した飼料化も検討をされておるようでございます。あるいは、大豆や小麦もたくさん生産をされておりますが、これらもまだ未利用のままのようでございます。西予市にはさまざまな未利用資源がございますので、これら積極的な活用についてもぜひご検討を加えていただきまして、畜産農家も耕種農家も生産が向上するような、向上できるような対策をぜひともお願いを申し上げたいと思っております。

2点目、都市計画の問題について、21年度からさらに具体的に検討を加えていくというご答弁でございました。心配をいたしておるのは、あちらこちらが虫食い状態になって、ここへ道路をつけなければならない、ここに付けるのが一番いい、こんな状況でも、実施できないようなことが起こり得る可能性が十分にあるだろうと想定をいたしております。そういう意味では、できるだけ動線計画を早く立て、周辺の住民の皆さんのご理解を得ていくことが、将来のまちづくりにとって大変重要なことであろうと思っておりますので、さらに検討を急がれるようお願いを申し上げておきたいと思っております。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、大竹議員の再質問の未利用資源の活用についてお答えをさせていただきます。

先ほど具体的ないろいろなことの話もありましたが、例えばわらについてであります、先ほどもお答えしましたように、なかなか組織体ができておりません。だから耕畜連携の中で、畜産農家が、例えば野村地区の畜産農家が宇和地区に連れてわらをとる組織が十分お互いができてない、その組織化を図ることがやはり耕畜連携につながっていくということだと思っておりますので、その組織化がどうしても必要だとこのような考えであるところでございます。

未利用資源の活用につきましては、来年度できたらバイオタウン構想といいますが、エコタウン構想、それをつくりたいとこのように計画をして

おりまして、そういう農畜産物の新たな活用とい
いますのをやっていきたい、そのような今進めよ
うという考えにおるところでございます。

都市計画については、部長のほうからお答えを
いたします。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 道路網の整備につきまして
の質問でございますけれども、道路網につきまし
ては、宇和の都市計画区域内につきましては、昨
日補正でご提案させていただいておりますよう
に、今年度都市計画区域内の道路網の整備を見直
すということで進めていきたいと考えております
ので、よろしく願いをしたらと思います。

議長 大竹忠盛君。

2番大竹忠盛君 もう一点だけ申しわけない
ですが、追加の質問をさせていただきたいと思
いますが、果樹農家も私は大変だろうと。特にミカ
ン農家大変だろうと。これだけ肥料が値上がりす
ると経営が大変だなと思っております。去年、お
ととしてしたか、もう改善はされておるかと思
いますが、野村のエコセンターがせっかくあの一
様な良質の堆肥が多く生産をされておるわけで
あります。これを市としてもこのような環境であ
りますもんですから、できるだけ果樹農家に何
らかの形で支援をしていくような形がとれない
か、お伺いをいたしたいと思っております。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 議員ご質問のエコセンタ
ーの堆肥の分につきまして、果樹のほうに利
用できないかということでございますが、今堆肥
ペレットの活用事業というのを昨年度より実
施いたしております。これ若干一部試行的な事
業でございますけれども、昨年度は浜浜地区
のミカン農家に堆肥ペレットの配布という事
業を実施させていただきました。いろいろ問題
点はございますけれども、今年度も引き続
いてその堆肥ペレットの事業を県の補助事
業で行うわけですが、その方面を含めまし
て利用の方向性を探っていきたいと思
っております。

議長 暫時休憩をさせていただきます。再開を
15分後の55分から再開をさせていただきます。
(休憩 午前10時40分)

議長 再開をいたします。(再開 午前10時
55分)

森教育部長。

森教育部長 先ほどの森川議員の再質問につ
いてお答えをいたします。

支払い確約書の保証人は1名いただいでおり
ます。

議長 次に、1番兵頭竜君。

1番兵頭竜君 おはようございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通
告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

私が市議会議員になりまして5カ月が経過
いたしました。その中で私が切に感じたところ
に、予算の削減があります。この4年間に一
般会計ベースで言うと、旧5町は約300億
円前後であったに対して、約245億円まで
減少しました。これは大変な状況であり、市
民の痛みを伴い、またそうすることによっ
て、中・長期的な財政展望がある程度見え
てきたというところの現実でもあると理解し
ております。今後も削減できるところは削
減していかなければなりません、私は予算を
どうやって削減するかのじゃなく、どうやっ
たらふやしていけるのか、どうすれば自主財
源をふやしていけるのか、財政が厳しい中、
削減はいたし方ない部分もありますが、今こ
そ予算を落とさずに自主財源率を上げてい
く方法を考えていくべきだと思います。そ
して、将来を見たときに、使うべきところ
は使っていかなければならないと強く考
えます。そういった思いの中、以下の4点に
ついて質問させていただきます。

まず初めに、若者の定住対策についてお伺
いたします。

現在、西予市では過疎化、高齢化が急速に
進み、高齢化率は35.1%に達し、限界集
落も2割を超える状況にあり、過疎化、高
齢化は今後さらに加速していくと考えられ
ます。地元の高校を卒業した若者の多くが
都会に進学、そして就職をし、その地で生
活基盤をつくり、西予市にUター

ンして帰ってこないのが実態であります。

また、一度は西予市で就職した若者でも、不景気なあおりで将来に不安を覚え、西予市外へ就労を求め、離れていくケースをよく耳にいたします。平成18年度に実施された夢創造せいよ21の市民アンケートによりますと、今後の定住意向についてのアンケート結果では、20代、30代の西予市に住み続けたいと答えた人は36%、40代、50代の64%、60代の73%と比較すると非常に弱く、どちらかといえば、住み続けたいと答えた人を含めると20代で75%、30代で82%となっています。どちらかといえばという人は、ふるさとでは住みたいが、現状と将来のことを考えると不安になり、こういった答えになるのじゃないかと思われる。その不安を解消するには、安定した所得が必要不可欠であり、若者の定住のテーマだと言っても過言ではありません。

また、今後特に力を入れてほしい施策で、若者の定住促進のための施策42.3%、就労の場の拡充41%となっており、市民が強く望むところであると考えられます。

そこで、西予市でも若者定住対策は重点的に取り組むべき施策となっていますが、現在この2点の施策の市での取り組みの状況をお伺いいたします。

また、西予市における企業誘致に関する取り組み状況と合併後の実績についてもあわせてお伺いいたします。

次に、ふるさと納税についてお伺いいたします。

平成20年4月30日の地方税法改正により、従来の寄附金控除制度を拡充する形で導入されたふるさと納税制度ですが、先般の愛媛新聞にも掲載されておりましたとおり、西予市での実績は9万円でした。まだ導入されたばかりで、他の自治体と比較するのは早過ぎるかもしれませんが、市町村によってその取り組みに格差を感じます。西予市をふるさとに持ち、活躍され、成功された方も多く、国が地域間経済格差で過疎などによる税収減に悩む地方自治体に格差是正を推進するためにこの制度を設けたものであり、市は大いにアピールして成果を上げていくべきだと考えます。

また、西予市では、寄附をいただいた方にその返礼として広報を贈るとなっていますが、他の自

治体では、特産品の贈呈などさまざまなまもろみが見られます。

しかし、ふるさとの明確な基準がないこの制度で寄附金集めが今後加熱すれば、豪華賞品が登場することも考えられ、自治体間での奪い合いも生まれてくる可能性も否定できないため、その点を十分に考慮した上で取り組んでいかなければならないと思います。

さらに、西予市では、この寄附金の使い道について、これからのまちづくりのために使うと言われておりますが、一つの使い道として、寄附をしていただいた方に提案をしてもらう提案型ふるさと納税もよいのではないのでしょうか。西予市外から西予市を見たときに、我々とは違った感覚で活性化策やまちづくりなどが見えてくるだろうし、離れていた人も自分の意見とお金がふるさとで有意義に活用されれば、この上ないのではないかと思います。

そこで、これらの面を含めて、西予市ではどのような形でこの制度を活用していくのか。そして、西予市をふるさとに持つ人々にどう周知していくのか、市長の考えをお伺いいたします。

次に、林道開設事業における地元負担金の見直しについてお伺いいたします。

西予市の森林面積は約3万7,600ヘクタールで、市の面積の75%を占めており、長い歴史の中で林業がもたらした役割は非常に大きなものがあります。中でも宇和町は、全国に宇和ヒノキの名で知られる優良ヒノキ材生産地域として発展してきたところでもあります。

しかしながら、現在の林業の経済性は、言うまでもなく悪化しており、その体をなくしている状況下にあります。

一方では、森林の役割として、地球温暖化防止におけるCO₂の削減を初め森林レクリエーションの活用など、今までにない形で森林整備の重要性がクローズアップされてきているところでもあります。

また、国土の保全や水源の涵養など市民の生活と密接かつ重要な役割も担っております。地域経済と国土保全などをあわせ持つ林業ではありますが、将来に備えての森林管理が不可欠であります。

また、木材供給のための生産コストを下げるためには、作業効率のアップが求められ、そのため

には、林道整備率を高める必要性があると考えられます。したがって、国、県、各市町村においても、林道整備には重要施策として取り組んできた結果、今日の林業振興につながったものと理解しているところでもあります。今後におきましてもこのことに変わることはないと思われませんが、西予市において林道開設に伴う地元負担金が県内の各市町村と比較して異常に高く、関係者にとって林道開設を考える上で非常にネックとなっているところでもあります。国補林道開設事業において、地元負担率が県内平均の約3%に対して、西予市は11%と突出しており、県内の負担率が西予市に次いで高い市でも5%であるのに、ましてや11%は高過ぎるのではないのでしょうか。これでは今後林道開設の計画すら上がらない状況も考えられます。市民、受益者、林業関係者に立った政策転換、また将来の森林環境にもたらす影響を考えると、早急にご検討を望むところではありますが、理事者の考えをお伺いいたします。

最後に、グラウンドの芝生化についてお伺いいたします。

西予市はスポーツ立市を掲げて、2017年の愛媛県で開催される国体に備えて、スポーツによるまちおこし運動を展開するようになっており、その基本目標の中で、社会体育施設を整備するとされており、現在、宇和、野村、三瓶には、小学生のジュニアサッカークラブがあり、野村町のセルジオ杯は、ことして20回目を数え、地域に根づいた大会として町民の支持を得るまでに成長してきました。過去にはJリーガーも輩出しており、歴史を刻んでいるさなかではないかと思えます。そういった中、現在西予市にはサッカーなどを行う芝生グラウンドがありません。やはりスポーツを行う上で、その環境が及ぼす影響は多大なるものがあると考えられ、また芝グラウンドが整備されれば、いろいろな試合、合宿の誘致も可能になり、さまざまな効果があるのではないのでしょうか。何よりよい環境下の中でスポーツは行うべきであろうし、それが結果となって出てくるものもあると思えます。

また、各地区で盛んに行われているソフトボールやゲートボールといったスポーツも行えるような多目的な芝グラウンドの設置が望ましく、市民が願うところであると考えます。例えば、野村町の運動公園多目的グラウンドを芝生化すると、先

ほど述べましたサッカー大会が芝生の上ででき、多方面からの大会参加が見込まれます。週3回行われているソフトリーグの試合も環境を整備することによってその人口もふえ、西予市が掲げているスポーツ実施率向上にもつながっていくと考えられます。

また、隣接して最近では使用機会が減っているクロッケー場を競技人口が増加して人気のあるフットサルの会場にすると、天然芝のテニスコートにすれば、多目的にとらえることができ、使用機会も増加すると考えられます。整備費や維持費等の今までにかからなかった経費がかかるというデメリットはありますが、デメリットを感じさせないメリットのほうが大きいということが、この芝グラウンドにはあると私は考えます。

また、最近では、学校の校庭を芝生化する動きも全国で見られ、平成19年度までに1,492校が300平米以上の芝生化をしています。弾力性に富んだ芝生は、けがの防止に役立ち、豊かな心をはぐくむ効果があるだけでなく、大気浄化機能など環境対策にもすぐれています。今後保育園や幼稚園の園庭、福祉施設も含めてサッカー場、多目的グラウンドとリンクしながら考えていくべきだと思いますが、理事者の考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、兵頭議員の質問に答えさせていただきますが、一番若い議員さんでありまして、思い出に残るきょうは質問になるんではなからうかと思しますので、私も一生懸命答えさせていただきます。と思っています。

それでは、若者の定住の対策について私のほうからお答えをさせていただきます。

合併後も野村地区及び城川地区において定住促進に向けての各種補助金の条例、要綱を暫定施行をしておりましたが、各種補助金の見直し、旧町間の統一の検討、また過去3年間に補助金交付を受けられた市民に対するアンケートの結果から、補助金による定住促進の効果が明確にならなかったこと、また旧2町の補助金であり、全市に適用を拡大することに当たっては、補助金のみではなく、より総合的な支援施策を立案し、効果ある制

度とすべきと判断をして、平成17年度末をもって定住促進関係の補助金事業を廃止となっております。

しかしながら、若者の定住促進を進める上では、就労の場の確保、定住促進住宅の整備、安心して子育てができる環境の整備などが重要で、各部署において取り組みがなされております。

定住促進住宅の建設につきましては、明浜町地区で19年度に農業・漁業後継者住宅建設事業で狩江地区に4棟、田之浜地区に2棟の住宅を建設し、後継者の育成とあわせて若者の定住促進を図っておりました。

また、子育て支援につきましては、一部保育所において延長保育や土曜保育、一時保育、病児・病後児保育事業を実施しております。このほか地域子育て支援センターを運営する法人等に委託をして、就学前児童とその保護者に対して子育て家庭の育児不安孤立感の解消など、保護者が育児と仕事を両立できるような適切な相談を受けております。平成20年度からは、3歳から就学前の児童に対する通院分の医療費を無料化し、保護者の負担軽減等につなげております。放課後保護者のいない家庭の小学校低学年児童を集め、健全育成を推進するクラブが市内に2つあり、その業務を委託して運営推進を図っております。このように若者定住対策には、安心して子供を産み育てる環境づくり、男女がともに働きやすい環境づくり、就労場の確保、定住促進住宅の確保、充実等など総合的な取り組みとして今後とも鋭意努力をしてまいりたいと考えております。

次に、若者定住のもう一つの企業誘致に関する取り組みについてお答えをさせていただきます。

まず、企業誘致に関する取り組みでございますが、平成18年度の産業創出課の新設を機に企業誘致条例の全面改正とコールセンター、データセンターを対象とした情報通信関連企業誘致条例を設置いたしました。これにより奨励措置対象業種を拡大し、企業に対する優遇措置を充実させる等、企業が西予市により立地しやすい条件整備を行ったところでございます。企業への誘致、PR等も重要な対策の一つですが、残念ながら西予市には現時点では企業がすぐ立地できる工業団地がありません。したがって、不特定多数の企業にダイレクトメールを送付する等の誘致活動手法をとることができません。したがって、市独

自入手の情報や愛媛県の担当課や東京事務所等から得られる情報を活用しながら、個別に企業に対する働きかけを行っているのが現状であります。ただし、今年度だけの取り組みではございますが、愛媛県地域産業活性化協議会の事業を利用して、西予市を事業所立地候補地として多企業のアンケートを実施する予定でございます。事業所の移転意向や西予市への関心度をアンケートの形で調査し、そのデータを活用して愛媛県と協力しながら企業訪問活動を行う考えでございます。

次に、合併後の企業誘致実績でございますけれども、具体的には条例を適用して市が認定した事業所の誘致実績でございますが、前年度までに3社あり、各社の開業時の合計で41名の市民の雇用がありました。今年度新たに2社が認定となり、19名程度の雇用につながりましたので、合併後の実績は合計5社の新規立地または増設があります。市民60名程度の雇用が創出されたこととなります。企業誘致は日本経済の好不況に左右され、厳しい事案ではございますが、質問ご趣旨のとおり、若者の定住促進にはなくてはならない施策ですので、今後とも不動な努力を続けていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、兵頭議員のふるさと納税のご質問にお答えをいたします。

ふるさと納税制度は、出身地や応援したい都道府県、市町村に寄附をすると、居住地の個人住民税などが軽減される制度でありまして、平成20年4月の地方税法改正で導入されました。5,000円以上の寄附が対象で、寄附金額のうち、5,000円を超える額について、個人住民税額のおおむね1割を上限といたしまして所得税や個人住民税から控除されます。寄附金の用途につきましては、自治体が決めることになっておりまして、地方の活性化などを目的といたしております。

西予市でも法改正に伴いまして、総務企画部を中心に、ふるさと納税普及推進会議を立ち上げまして、ふるさと納税制度の対応等についていろいろ協議を重ねてまいりました。その中でふるさと納税の取り組みといたしまして、宣伝チラシの作

成、西予市ホームページへの掲載、広報せいの掲載、それからふるさと会等の呼びかけ、そして愛媛県東京事務所へのイベント等でのPRを行っております。

寄附者へのお礼といたしましては、お礼状と記念品、この記念品につきましては、いろいろ検討を重ねました結果、華美にならないもの、また旧5町の情報が掲載されていて、ふるさとにより一層関心を持っていただくことで次につながるのではという理由で広報紙を1年間無料で送付することといたしております。

また、みかめ海の駅潮彩館より開館1周年記念といたしまして、ミカンジュースを寄贈していただいておりますので、ことしに限りまして寄附者へのお礼といたしまして、ミカンジュース6本入り箱詰めもあわせて贈っております。

また、この寄附額につきましては、各自治体さまざまなようでございますが、西予市ではこの9月8日現在で問い合わせ12件、それからうち寄附者は4名で寄附総額は24万円でございます。ここで提案型ふるさと納税はどうかということでございますが、このふるさと納税制度の寄附金は指定寄附ではなく、あくまでも一般寄附であります。そこで、指定寄附にならない範囲で寄附申出書の中で希望があればということで使途の希望を聞いておりますので、使途につきましては、その希望を尊重していきたいと考えておりますが、寄附金が幾ら集まるかも未知数のところでもありますので、現在のところは具体的に決めていないのが現状でございます。今年度中には方向を決めていきたいとこのように思っております。

また、どう周知をしていくかということでございますが、決算後寄附金の使途について広報せいよ、ホームページで公表するとともに、寄附者の方にその使途について報告いたしまして、引き続きの寄附のお願いをするよう考えております。

以上でございます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 兵頭議員の3点目、林道開設事業における地元受益者負担金の見直しについてお答えをいたします。

西予市の林道開設事業の地元負担金につきましては、西予市林道整備事業分担金徴収条例で定め

ております。本条例は、合併協議の受益者負担の取り扱いの中で、新市の財政負担を考慮し、調整したものでございます。それで内容は、事業に要する経費のうち、国または県から交付を受ける補助金の額を除いたものに対し3分の1を地元負担金といたしております。議員お示しのとおり、事業費の約11%の地元負担率でありまして、県内の市町平均が約3%に比較して、負担率が高いのは十分承知しているところでございます。

西予市は県下では有数の森林資源を有する地域で、林業振興には木材需要の大半を占める木造住宅への利用促進をするために、西予市産材木造住宅促進事業を初め、間伐材出荷促進対策事業、林業技術者育成支援、さらには、林道を補完する簡易な作業道等、県下に先駆け各種林業振興対策事業により積極的に支援をしているところでございます。市といたしましては、限られた財源の中で効果的、総合的な森林・林業の振興を行うことが重要であると考えており、当面は林道開設事業の地元負担金の見直しは考えておりませんので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 森教育部長。

森教育部長 兵頭議員の4点目の質問にお答えをしたいと思います。

グラウンドの芝生化について、国は2000年にスポーツ振興基本計画を策定いたしております。県も2003年に愛媛県スポーツ振興計画を策定しております。西予市では、国及び県のスポーツ振興計画を踏まえ、平成17年度に教育委員会から諮問を受け、愛媛大学の協力をいただきまして、平成18年4月に西予市スポーツ振興計画審議委員会を設置いたしまして、昨年3月西予市スポーツ振興計画を作成いたしました。

議員ご指摘の社会体育施設の整備については、基本目標として掲げているところでございます。市内のスポーツ施設は、合併に伴い、運動場12カ所、これは多目的広場、公園、グラウンド等でございます。体育館6カ所、プール3カ所、テニスコート4カ所、野球場2カ所、陸上競技場1カ所、武道場1カ所、射撃場1カ所と多くの施設を管理いたしております。整備してほしいスポーツ施設の中では、行政への要望で多目的広場及び近

所の広場や公園などの整備が16.8%と第3位の希望でございます。その中で今回グラウンドの芝生化についてのご質問であります。運動公園多目的グラウンドやクロケータ場を芝生化し、よい環境の中でサッカーなどを行うことは、スポーツ活動への参加人口の増加や実施率の向上に効果があるものと考えております。議員もご心配いただいております整備費や維持管理費等、新たな経費も確かに発生してまいります。芝生化によるメリットも大いにあることは、だれもが認めるところでございます。芝生化の工法等には、多種多様な方法があり、ノシバやコウライシバといった1平方メートル当たり数千円もかけて張るものからティフトンシバでポット苗を小学生や保護者が田植えのように植えつける工法では、平米数百円で張るものまでいろいろ工法がございます。例えば、ノシバやコウライシバで野村運動公園多目的グラウンドの芝生化を行おうとした場合で、面積が約9,500平米あるといたしまして、平方メートル当たり4,800円かかるといたしますと4,560万円、施工費と諸費用で約1.5倍かかるとすれば、約6,840万円が必要となるわけでございます。これに年間の維持管理費が約500万円程度かかる見込みでございます。これは大洲の平野陸上競技場を参考にさせていただいております。今後スポーツ立市運営委員会等の意見を参考にしながら、慎重に検討していかねばならないと思います。教育委員会といたしましては、2017年に愛媛国体の招致種目なども想定し、必要なものから順次取りかかりたいと考えていますので、グラウンドの芝生化の問題につきましては、今後の大きな検討課題とさせていただきたいと考えています。

以上、兵頭議員への答弁とさせていただきます。

議長 兵頭竜君。

1番兵頭竜君 それでは、再質問をさせていただきます。

まず初めに、若者定住対策についてですが、企業誘致に関する5社という報告がありました。それはその5社のうちの内訳を少し教えていただきたいと思っております。県内と県外で何社ずつなのか、そういうことをちょっと教えていただければ

と思います。

それとふるさと納税について、若者定住対策と連動するんですが、私が思うのに、企業誘致とふるさと納税、これはいろいろと市のほうでもいろんな動き、行政のほうでもされてますが、専門職、専門の職員を設ける、そしてどんどんどんどんアピールしていく、そういうことも必要なんじゃないかなと思うのですが、特に企業誘致に関しては、先ほど市長が言われましたように、女性も働ける環境をつくろうということも言われましたので、企業誘致に関して、また女性の目も必要なんではないかなと私は思うんですが、そこら辺のほどよろしく願いいたします。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 兵頭議員の再質問の5社でございますけれども、18年度におきまして愛媛南部ヤクルト販売株式会社、それから同じく18年度丸三産業の西予工場、それからスリーベルの愛媛支店、これが18年度の3社でございます。20年度今年度の2社でございますけれども、四国コカ・コーラボトリング、それからカーディナル株式会社、以上の5社でございます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 ちょっとご質問が難しいようなことでありまして、お答えになるかどうかわかりませんが、とにかく先ほどもお答えいたしましたとおり、今のこのふるさと納税の金額というものは、4件の24万円程度しか入っておりません。それで、今の全国の自治体の状況も見てみますと、なかなかふるさと納税が完全に、どういいますか、その法律がうまくできてないんじゃないかなという気がいたしております。それで、兵頭議員さんは、そこで専門職を設けてどんどんとPRしなさいということであろうかと思っております。そこで一番は費用対効果というものをやっぱり考えるべきじゃないかなという気がいたしております。先ほども言いましたように、使い道等々についてはまだまだ決めておりませんので、そこら辺は十分今後は検討してまいりたいとこのように思っております。

議長 兵頭竜君。

1番兵頭竜君 それでは、もう一点、林道のことについて再質問させていただきたいんですが、たくさんの林業支援事業をされておって、財政が厳しいということで、その中でやっぱり11%になるというお答えだったんですが、ここで当面は下げるつもりはないということなんですが、工事の本数を減らしたり、工事金額を少し削減してもやっぱり林業の経済性を今考えると、今後林道開設、基幹林道としたら、整備はやっぱり必要ですし、そこら辺はやっぱり考えていくべき、もう早急に考えるのがやっぱり必要ではないかなと。林業関係者のやっぱり経済性、先ほども言いましたように、そこら辺が今後の見通し、また高齢化もありますんで、そこら辺をもっと検討していただければと思うんですが、よろしくをお願いします。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、兵頭議員の質問についてお答えしますが、私の林道に関する考え方ですけども、私は基幹林道を今何ぼかつくっておりますが、集落間林道等々何ぼかやっております。それはずっとやっていく必要があると思いますけれども、ただ今一番延ばすのには、林内作業道を延ばしていくのが、私は一番いいという発想を持っておるんです。だから基幹林道として、県単林道等々しますと、非常に莫大な金があってなかなか延びない。それよりか林内作業道をどんどんつくっていく、高知のある町はそれで総延長すごいキロ数をやっておりますが、そういう方法論を講じるのは私は林家に対しても早くそういう支援ができるかということを考えております。発想を変えていく必要があるかということも思っておりますので、お答えをさせていただきます。

以上です。

議長 兵頭竜君。

1番兵頭竜君 済みません、最後に1点だけ、グラウンドの芝生化についてなんですが、コウライシバで費用が整備費にかかるというのはわかりますが、人工芝等も視野に入れて、またいろいろな多方面で考えていただきたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

議長 森教育部長。

森教育部長 ご意見として承りたいと思いません。大変ありがとうございました。

議長 次に、4番明智祥勝君。

4番明智祥勝君 議長の許可を得ましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

集落営農組織の実態と育成についてお伺いをいたします。

市の基幹産業の一つであります農業は、農家数及び農家人口の減少、また農業粗生産額におきましては、平成14年に123億円ありましたものが、現在ではおよそ90億円を割り込むような厳しい状況にあります。

さらに、高齢化また限界集落の増加の進む中、あちこちで耕作放棄地も増加の傾向にあります。全国的には東京都の面積に匹敵するとまで言われております。そこで、地域農業の安定的継続のための一つの方策として、集落営農組織の育成があると考えております。愛媛県内では、2008年3月末で267組織あり、県内全体の農業集落の約3割に当たる1,007集落で活動している現状があると聞いております。市の基本計画の中でも集落を基盤とした農地の受け皿としての営農組織の育成が、農地と基幹産業を守る重要な役割を持ち、体制整備が急務であるとされております。

また、側面的には、農機具の過剰投資を抑える効果も期待できるところであります。

そこで、まず1点目として、市内の各町ごとの集落営農組織の数及び現在の活動状況、その地域に対する波及効果等についてお伺いをいたします。

次に、基本計画にもありますとおり、体制整備につきまして、農協等の関係機関であります支援センターの指導体制の現状と今後の人的体制整備をどのように考えておられるか、お伺いをいたします。

先ほども申し上げましたように、このことを取り組む中では、やはり人、これが一番重要になってくるのではないかと考えております。

3点目として、新たな組織設立につきましては、大型農業機械等の整備が必要になる場面も出てくると思われませんが、国、県の事業導入、あるいは市単独の助成措置等が組織への支援が見込まれるのかどうか、非常に厳しい財政状況にありますが、農地を守り、また地域環境を守っていく上でも営農組織の育成が必要と思われるので、この点につきましてもお伺いをいたします。

以上、3点お伺いし、私の質問とさせていただきます。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 明智議員の集落営農組織の実態についてお答えをいたします。

西予市の農業は、海岸部では、温暖で日射量が多い気象条件を生かしたかんきつを中心とする果樹経営と内陸部の中山間地域では、水稻、畜産、野菜、落葉果樹等の多様な農業経営が行われています。

しかし、社会経済情勢の変化の中で、新規就農者の減少と農業従事者の高齢化から担い手不足が進行しており、極めて厳しい状況にあります。このような状況の中で、市では農業基本計画、農業政策に沿った新たな経営安定対策に対応した効率的かつ安定的な農業経営を目指し、経営改善に取り組む認定農業者や集団営農組織に対し支援を集中、重点化することにより農業改革を進め、地域と連携した農業・農村の持ちます多面的機能の発揮や農業の自然環境を生かした環境保全型農業の推進を図るため、各機関及び団体と連携した活動を展開しているところでございます。

それでは、まず市内の各町ごとの集落営農組織数と活動状況についてお答えをいたします。

西予市の集落営農組織は、57組織が活動しており、組織形態では、特定農業法人2組織、特定農業団体2組織、農業生産法人1組織、その他任意組合の農業機械の共同利用農作業受託組合が52組織でございます。

地区別では、明浜地区が農業生産法人1組織で、かんきつ農家の農作業受託が主な活動を行っております。宇和地区では、特定農業法人が2、特定農業団体が2組織あり、米、麦、大豆の生産と期間作業受託を通じた地域農業の担い手としての活動を行っております。

また、そのほか米を主体とした機械共同利用農作業受託組織22を合わせて26組織でございます。野村・城川地域では、ほとんどが米を主体とした機械共同利用農作業受託活動であり、野村で19、城川で11組織となっており、おのこの地域リーダーが中心になって農業を支えているが現状でございます。

今後の新たな組織成立の推進につきましては、引き続き農業支援センターを中心に、各地域の支部支援センター、関係機関及び関係団体とさらに連携を図り、地域の特性を生かした小規模農家も参加できる、また地域農業を支える組織育成への指導及び推進をし、持続可能な体制整備を図ってまいりたいと考えております。

また、新たな組織設立におけます支援では、地域の要請に応じ、経営規模に対応した効率化に必要な大型農業機械化の整備が必要でありますので、各種の国及び県の補助事業を導入して組織の支援をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 明智祥勝君。

4番明智祥勝君 あわせて1点だけ。

今ほどありましたように回答いただきましたが、特に土地の集積につきましてもそれぞれ指導体制を強化していただきながら各地域との話し合いを進めて土地集積についても一定進めていかなければならないと考えておりますので、そういう対策についてもぜひとも講じていただきたいと思います。

それからあわせまして、先ほど回答いただきましたが、特定農業団体あるいは法人につきましては積極的に数をふやしていくというか、法人化に向けての指導につきましてもお願いといたしますか、積極的な対策をとっていただくよう望むものがあります。ありがとうございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、明智議員の再質問についてお答えをさせていただきます。

土地の集積関係の指導でございますが、ご案内のとおり、国の今農業・農村基本的な考え方が土地の大規模化あるいは認定農業者に対する集積等

がありまして、その背景には、土地の集積をしなさいよというのがあろうかと思えます。特に農業基盤強化法の中で、それを漸次私ももやっているとありまして、そのことは農作業受委託やあるいは圃場整備等々を含めながら土地利用集積等も含めたり、さきにも言いました農業基盤強化法に基づいてやっておいた利用をするところでありまして、これも市の支援センターを中心としてやっていっておりますし、今後ともやっていくつもりであります。

次の特定農業団体あるいは法人化についても、これもやはり今の西予市においてはそういう方向が大事だと思っておりますし、そうすることによって、いわゆる農業が企業的感覚を持った農業といたしますか、そういうものが強化されるものであろうとこのように思っておりますので、指導体制を今後ともやっていきたい、このように思っておりますのでございます。

以上でございます。

議長 暫時休憩をいたします。1時10分から再開をいたします。(休憩 午前11時46分)

議長 再開をいたします。(再開 午後1時10分)

午前中に引き続き一般質問を行います。

2番二宮一朗君。

2番二宮一朗君 公明党の二宮一朗でございます。

それでは、通告に従いまして、以下の3つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、放課後子どもプランについてお伺いいたします。

平成19年度からスタートしております放課後子どもプランは、地域社会の中で放課後や週末などに子供たちが安全で安心して健やかに過ごすよう、文部科学省の放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童健全育成事業を一体的あるいは連携して実施をするものであります。

西予市においては、現在宇和町小学校区と三瓶小学校区においては学童保育が開設され、保護者の皆さんからも大変喜ばれております。

また、野村小学校校区においても、近い将来開設予定と伺っており、大変喜ばしく思っております。

しかし、一方でほかの24の小学校区につきましては、いまだ開設の見込みが立っていないのが現実であります。最近子供が犠牲となる痛ましい犯罪や凶悪事件が相次いで発生し、社会問題化している上、子供たちを取り巻く環境や地域の教育力低下も指摘されております。そうした中で放課後対策は近年ますます重要になってきております。西予市においては、深刻な少子化の中で、今後保護者の皆さんや将来家庭を築かれる若い世代の人たちが安心して子供をつくり、安心して共働きができる環境をつくるのが行政に求められている必要なことと考えます。

また、保育園のときには、5時、6時まで預かってもらっていたのが、小学校に入学すると下校時間が早くなるため、子供の帰宅時間に合わせた仕事に変えざるを得ないなどの状況も起こってきております。ことし行った学童保育に関するアンケートの調査結果でも、小規模校区の皆さんからの要望も数多くありました。現在の学童保育のような規模以外でも、学校の教室や公民館などの既存の施設を利用したり、地域やボランティアの方々との連携や協力のできるような少人数の校区に適した放課後子どもプランを立ち上げていただきたいと思っておりますが、行政としての今後の計画や方針をお伺いいたします。

2つ目に、教員住宅の再編計画についてお伺いいたします。

教員住宅については、市民の皆様からもあいたまましとくのはもったいないとか、市営住宅に転用してもらったらいいのにとか、古いまま放置しておくのは危険だなど、以前から多くの声を耳にしております。現在教育委員会におかれましては、教員住宅の再編計画を作成し、粛々と実施に向けて遂行中だとお伺いしております。その中で老朽化のために取り壊しを予定の建物や修繕や改修が必要な建物、また市営住宅として転用できる建物もあると思っております。

そこで、次の2点についてお伺いいたします。

1つは、再編計画案の進捗状況と近い将来のめどが立っているところとその時期をお示しく下さい。

2つ目は、市営住宅に転用可能な戸数はどのくらいあるのか、答弁を求めます。

最後に3点目、行政の市民サービスについてお伺いいたします。

行政が行う市民の皆様へのサービスは、インフラの整備などのハードなものから、情報の発信などソフトなものまでいろいろあると思います。合併して西予市がスタートしてから市のホームページや広報紙など行政として鋭意工夫、努力をされていることには感謝を申し上げます。

ただ一方で、市民の皆様が市役所に来られたときの声として、どこに行って、だれに声をかければいいのかわかりづらいとの声をよくお聞きいたします。市民生活課や税務課のように日ごろから来訪者の受け入れ態勢ができていて、しかも受付カウンターになっている部署はいいのですが、それ以外の部署で、特に市民の皆さんが申請や相談に来られるところの受け入れ態勢には、工夫をしなければならぬ余地があると思います。現在の庁舎ではスペースに限りがあることは認識をしておりますが、各部署において予想できる申請や相談事については、目につく場所への案内の表示や担当者がわかるようにしていただきたいと思えます。将来新庁舎が建設されれば、解消される問題とは思いますが、一日でも早く改善することも市民の皆様へのサービスだと認識をしております。行政としてのお考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長 森教育長。

森教育長 二宮一朗議員の質問1点目、放課後子どもプランの質問についてお答えをいたします。

少子・高齢化とともに核家族化の増加や就労形態の多様化により、子育てを取り巻く家庭環境が大きく変化をいたしています。放課後等に子供が安心して活動できる場の確保を図るため、平成18年度より生涯学習課と福祉事務所、現社会福祉課で協議を重ねてまいりました。平成19年度には生涯学習課が事務局となり、教育関係者、学識経験者等を加え、県内でもいち早く西予市放課後子どもプラン運営委員会を立ち上げ協議をいたしております。同年に実施いたしました厚生労働省の放課後児童健全育成事業に関するアンケートでは、多くの希望がございました。この結果については、運営委員会でも十分に希望に沿えるよう、現在も協議をいたしております。

学童保育の対象児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している、おおむね10歳未満の児童に対し実施するものです。アンケートでは、子供が帰宅の際、一人でないのかかわらず、学童保育を希望している人数の方が多いという結果も出ております。つまりは対象者でない保護者までもが学童保育を希望いたしています。これは学童保育があれば働きたいとの意向があるものととらえることができますが、子育て支援の観点と教育的観点とをうまく合致した学童保育を進めたいと考えています。

また、今の西予市の財政状況を考えると、補助対象を前提として実施に向けて話し合うことが不可欠と考えますが、この事業は年間を通しまして250日以上開設し、1日10人以上の参加がなければ補助事業として認められず、小規模校ではかなりハードルが高いと考えております。ただいまのご質問の中にあります学校の教室を利用する少人数の開設につきましては、学校統廃合等も加味しながら運営委員会で協議をしていきたいと思えますが、まずは補助事業を受けた中での運営ができることを前提にした学童保育を進めたいと考えております。

続きまして、2点目の教員住宅の再編計画についてお答えをいたします。

西予市内の教員住宅は、僻地にある学校の教職員のため、宇和地区を除く4地区、明浜町19戸、野村町20戸、城川町29戸、三瓶町13戸で、合計81戸整備をされております。

しかし、近年は道路網が整備され、遠距離地からの通勤が可能になったことや携帯電話の普及により、即座に連絡がとれるようになったこともあり、空き住宅が目立ってきている状況はご指摘のとおりであります。

1点目の教員住宅再編の進捗状況と時期についてのご質問でございますが、平成19年度から教員住宅再編に向けて現地調査、関係各課との協議を進めているところであります。このような中にありまして、八幡浜教育事務所の南予教育事務所への統合により、教職員の人事異動が従来より広範囲になることが予測されることで、教員住宅への入居希望者への配慮、学校再編計画の推進による小学校の統廃合による入居希望者の減少など社会情勢の変化や教育行政を取り巻く環境の著しい変化を考慮した上で教員住宅の再編が求められて

おります。このことから、学校の統廃合を視野に入れ、教員住宅として確保しておかなければならないもの、一般住宅に転用すべきもの、老朽化により取り壊しが必要なものなど将来を見据えた上での区分を行い、学校再編計画とあわせて教員住宅として利用のない施設に関して順次整理を行い、公共施設の有効活用を図らなければならないと考えております。

次に、2点目、市営住宅に転用可能な戸数についての質問であります。現時点では学校再編計画の方針が決まっていない状況でありますので、確定的なことは申せませんが、現地調査の結果を踏まえ、立地条件、住宅の状況等から総合的に判断いたしまして、現時点で市営住宅に転用可能な戸数は、11戸程度と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、二宮議員の行政の市民サービスについてのご質問にお答えをいたします。

昭和31年4月の完成で、その後公民館、図書館、保健センターを建て増しをしておりますので、大変複雑な配置となっております。市民の皆様には大変ご不便をおかけいたしております。そのため主要な箇所には案内板を設置し、また課の出入り口付近には、配席図を設置しておりますが、市民の皆様にはわかりにくいところがあるかと思っております。現状の庁舎では、これ以上の詳細な案内板の設置は、スペース的にも困難と思われるので、職員が積極的に市民へ声をかけ、案内することで対応していきたいと思っております。

なお、予想される申請及び相談等が開催される際には、担当課のほうで目につきやすい場所に案内表示を設置してまいります。

新庁舎におきましては、市民の皆様によりわかりやすい案内表示を行いますとともに、関連のある部署を一つのフロアにまとめて配置するなど利便性を考慮し、住民サービスの向上に努めてまいります。

以上でございます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 いただきました答弁に対して、何点か再質問をさせていただきます。

まず、放課後子どもプランでありますけれども、補助事業であることは承知しておりますし、財政に負担がかかるということも理解はしております。ただ先進地、この子どもプラン等の先進地の状況を見ますと、市の補助も入れたりしてではあります。結構安い金額で利用できるような状況もあると聞いてお伺いをしております。そういう点を研究をしていただいて、今後に生かしていただきたいというのが1つと、今学校再編検討委員会の答申を受けて小学校の再編の流れができ始めている今こそ、こういうことをやり始めるというか、事業としてスタートさせていく必要があるのではないかと考えております。

また、学童保育が、今は現在あるような野村を入れたら3つになるかと思いますが、もしこういうところにしかなければ、今後家庭を持って子育てをしていられる若い世代の方が、やっぱりその地域、学童保育のある校区にしか集まらなくなると。そうなってくると、現在も進んでおりますけれども、周辺地域の少子化であったり、限界集落であったり、または行政区の運営すらなかなか難しくなってくるという状況もあるのではないかと。先ほど言いました再編計画をもとに結構だと思っておりますけれども、その周りもそういう環境、いい環境ができるようなご配慮をぜひ行政としてお願いしたいと思っております。

2つ目に、教員住宅の再編計画の件であります。1つは、市営住宅に転用できる11戸の地区の内訳がわかれば教えていただきたいというのが一つと、もう一点は、できることから順次早くスタートをしていただきたいと。また、取り壊しということもありましたけれども、今地元の業者も不況で仕事がないということもたくさんあるかと思っております。悲鳴に似た声も聞こえてきます。少しでもそういう業者に仕事としてできれば活力も生まれるのではないかとということもあわせて考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それと、3点目の行政の市民サービスについて今ほどもご答弁のありましたように、新庁舎の中にご配慮はいただくとは思いますが、市長もきのうの議会冒頭でのごあいさつにおいて、安

全で安心して人に優しいということをコンセプトに取り組んでいくというごあいさつがございました。やっぱりサービスというのは、もちろんそういうきれいになったとか、そういう仕組みも大事ですけども、やっぱり職員の皆さんの心が、市民に届くかというところが一番大切なところだと私自身は思っておりますので、そういうところも踏まえて、市民の目線でしっかり考えていただいてのサービスをぜひ今後ともよろしく願います。

以上でございます。

議長 森教育長。

森教育長 それでは、再質問についてお答えをさせていただきたいと思えます。

先進地、学童保育放課後子どもプランですか、いろんなケースがあると思いますので、今後先進地等を視察をしていく中で、西予市として取り組めるようなケースがありましたら、また皆さんのご希望も聞きながら検討をしていきたいと考えております。

それと、一般の住宅に変更可能な11戸の内訳でございますが、高山小学校の教員住宅が4戸、土居教員宿舎4戸、高川教職員宿舎3戸、これが現在あいておまして、まだ使える、使用に耐えるということではございますけれど、今後学校再編によりまして、逆にまた使わなければならないような状況になったりとか、そのまま建設課のほうで一般公営住宅として受けていただけるかどうか今後検討をして、なるべく早い時期にめどが立ち次第進めていきたいと思えます。

そして、取り壊しにつきましても、今後調査をしまして、もう当面使えないと、取り壊すべきだという老朽化したものについても、できるだけ早い段階で答えを出しまして進めていきたいと思えますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、二宮議員の再質問の最後の行政サービスの件についてお答えをさせていただきます。

今度の新庁舎についてもそうでありますが、先

ほど部長のほうで答えましたとおり、市民に利便性が高いように、同じような絡みのあるものについては同じフロアにやっていくようなサービスをしていきたい、配置をしていきたいと話しましたとおりでございます。それだけではなしに、今議員のおっしゃるように、職員の心の大切さ、サービスに対する心の大切さを今言いましたが、それはごもっともなことだと思っております。したがって、私どもも新庁舎に関してのパブリックコメント等々もいただいておりますが、その中にもそういう問題もご指摘をされたりしておりますし、あるいは先ほどの話とも同じであります。ワンストップサービス、ワンフロアサービス等々の徹底もしながら職員をしっかりと市民にサービスできるような体制づくりをやって今後ともいきたい、このように思っております。

以上でございます。

議長 二宮一朗君。

2番二宮一朗君 最後に1点だけ、答弁は結構なんですけれども、今回の新庁舎建設に当たり、見させていただいた基本設計の中で、一つ私自身の要望としては、本当に総合案内というようなものを置いていただいて、そこで来られた方にご案内をするというようなシステムがいいんじゃないかなと私自身は考えております。

また、総合案内の場所においては、各課から当番制というか、輪番制に出てきていただいて、職員の方が、ある一定以上の市役所の中が理解されている方がやっていただければ、職員の皆さんの勉強というか、にもなるし、意義もあることじゃないのかなと私自身は考えておりますので、今から基本設計をしっかりとスタートすると思えますけれども、そういうところも視野に入れた設計をぜひよろしく願って、質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

議長 次に、7番松山清君。

7番松山清君 平成20年第3回定例議会におきまして、質問の機会を得ましたので、通告に基づいて質問をいたします。

今世界はリーマン・ブラザーズの破綻やアメリカ最大手の生保であるAIGへの公的資金注入な

どアメリカの景気減速が物すごい勢いで進んでいる結果、1世紀に一度起こるか起こらないかという倒産と今の社会の景気に対する不安が渦巻いております。日本は小泉内閣による地方切り捨ての都市の論理と市場原理、自由競争という耳ざわりのよい言葉に乗せられて、地方での社会と暮らしが崩壊してきており、これからどう生活していくのかという失望感が日に日に高まっております。それにもかかわらずこのような危機感を全く感じていないような総裁選に多大なる時間と労力を費やしている現実が、全く腹立たしく思っております。日本の内閣は議院内閣制であり、アメリカのような大統領制ではないので、現職の総理大臣が職を投げ出すような異常事態には、国会の責任において速やかに新しい総理大臣を決定し、国の今の問題解決やこれからの日本のために打つ手を打つという即断即決が必要なのではないかと痛感しております。政権闘争に明け暮れて、世界から取り残されて日本のこれからは、希望も夢もなくなってしまおうと言わざるを得ません。せめて西予市においては、今何をすべきかしっかり考えて、誤りのない道を歩んでいきたい、そう思うわけです。西予市にも課題は山積み、どれが重要だと順序づけることはできないかもしれませんが、主要なものを5つ上げると、新庁舎建設、CATV事業、宇和病院改築を含む西予市医療体制の改革、学校再編、行財政改革が上げられます。その中でも一番難しいのが、地域の感情や小学校がどうあるべきかを問われる学校再編ではないでしょうか。いずれもこの4年間の後まで結論を持ち越せない喫緊の課題であり、それらに関連した質問をしたいと思っております。

まず初めに、ふるさと納税の推進についてお伺いいたします。

今年度からふるさと納税制度が導入されていますが、現在の西予市においての方針や見通し、行政としての受けとめ方はどうなっているのでしょうか。ふるさと納税制度とは、自分のふるさとに寄附をすることにより、都会で支払っている所得税や住民税から一部が控除される仕組みとなっていますが、それがまだ西予市出身で都市部で生活している方々に対して、周知徹底できていないと思っております。西予市では、ホームページの広報はされていますが、そのほかその対応としてどのような方策を考えているのでしょうか。

9月6日付愛媛新聞によりますと、都道府県単位では、愛媛県が122件で651万7,000円となっていますが、制度開始前のことし1月からPRを始めた徳島県は1,701万1,000円と大差をあげられた結果でした。その取り組みによってふるさと納税の成果は大きく違っているわけです。まだまだ金額面は少額ですが、財政基盤の弱い自治体では、このような制度も大いに活用していかなければならないと考えます。私も首都圏に住む弟が、ふるさと納税をしたいがどうしたらよいかと問い合わせをしてきたことがありましたが、そのときはホームページにも掲載されておらず、しかも自分自身もどうしたらよいかかわからず、的確に答えることができませんでした。せっかくの制度ができたのでありますから、大いにこれを活用して財源確保に努めるべきであると思っておりますが、理事者の考えはどうでしょうか。

何もしないと応募者は増加しません。盆、暮れに西予宇和インターチェンジ付近やJR卯之町駅などに垂れ幕や目につく看板を出すとか、親が都会の子供に頼んでもらうとか、もっと積極的な取り組みをしてはどうでしょうか。西予市理事者、職員、議員や関係者に家族や知人にPRをしてもらうようお願いしたり、西予市にかかわるホームページなどにバナー広告を出すなど強力で推進できないものか、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、西予市版少子化対策について伺います。

ことしの夏以降、学校再編計画策定に向けての校区别懇談会が実施されており、廃校が予定されている地区については、切実な存続の意見が出ております。地域が寂れることを考えると、学校がその地区にあってほしいという気持ちはよくわかります。

しかし、子供の減少が著しく、学校が存続できないというのも現実であります。子供がいなくなれば、地域は荒廃するわけであり、抜本的な少子化対策や子育て支援が求められる時代となっていますが、西予市独自の少子化対策はどうなっているのでしょうか。

人口がふえるためには、出生率が2.07人必要というデータもあり、3人以上の子供を産んで育てなければなりません。しかし、1人や2人の子供の家庭が圧倒的に多く、最近では3人兄弟というのは珍しいくらいになっています。

そこで、3人以上の子供を産んでもらう環境づくりが大切だと私は思うのですが、市として思い切った対策をとらないと、西予市の人口は著しく減少してしまいます。その対策としては、3人目以降の子供に対して高校生までの医療費の免除や保育料、給食費の免除、出産費用の支援など、これまでになかったことまで踏み込んでこれからは対応していかないと、それだけ子供をつくって育てようという親がいなくなるのではないかとまで私は心配しております。西予市全体でごみ処理費削減に取り組んだ結果、一つの目標をクリアして財源確保ができたわけですが、さらに次のハードルに向かって子供の減少を食いとめるためにも、財源が厳しい中ではありますが、そのような西予市独自の少子化対策に取り組んでいただきたいと思うのですが、理事者はどう考えているのか、お聞かせ願います。

次に、合併後10年を経過したときの財政見通しについて伺います。

西予市は合併後5年目を迎えますが、経常収支比率などを見ると財政の硬直化が進んでいることがうかがえます。退職勧奨制度を採用したことにより、職員削減なども計画に近い数字と伺っていますが、おおむね合併後10年までは財政的に破綻することは心配ないとしても、10年を経過すると、地方交付税の額の算定の特例など、合併による特例がなくなるものもあり、財源不足に陥ることがあるのじゃないかということが懸念されます。実質公債費率においても、10年後あたりから16%を超えていく予測であり、地方債の発行に国の許可が必要となる18%に近づいていくため、西予市の懸案事項であるし尿処理場や宇和病院の建てかえなどについての問題など、次世代への政策投資を財源的にどうクリアしていけるのが心配です。合併の際には、地方交付税に関して、合併算定がえによる普通交付税の増額が11年度目以降段階的に縮減され、15年度で増額分がなくなるという説明を受けております。その影響がどう出るのかも、今私は気になっているところです。平成16年度の交付税が114億円であるのが、平成25年で112億円、平成30年になりますと95億円と、このラストの5年間で一気に17億円、15%下がってしまうわけです。このとき西予市で何がどうなるのか、ある程度予測される範囲で準備しておかなければならないと思う

わけです。特に合併後の大型事業の償還金の総額はどれぐらいになるのか、それが一般会計に占める割合や交付税の変動と比較してどうなのかなどお示し願いたいと存じます。

ちなみに、平成20年度予算ベースでは、232億円の歳出のうち公債費が35億円で、16.9%を占めており、歳入のうち市債が29億円という状況で、借入金返済の4分の3相当を新たな借り入れで賄っていることになるのですが、このような財政状態が合併後10年経過した後にも健全に継続できるのか、理事者の考えをお伺いいたします。

次に、本庁・支所間の人事異動と勤務評定について伺います。

合併後人事異動が行われるようになり、旧5町の特色がまざり合って、事務レベルも向上してきていると思われまます。新庁舎建設に伴い、本庁支所方式になるということですが、さらに事務事業の効率化並びに本庁・支所間の格差を是正するためには、一人の人が同じ支所や職場に長く勤めるのではなく、西予市を広く学ぶことが重要であると思われまます。

そこで、本庁・支所間についてもっと人的交流を推し進めていくことについて理事者はどう考えるのか、また現在どのような方針と基準でそれに対応しているのか、お伺いいたします。

また、勤務評定について西予市はどのように行っているのでしょうか。

西予市の中には勤務評定に関する条例や規定がないため、市民の中には、職員は勤めてさえおれば、上に自動的に上がっていくのよと話す人もいます。行政の職員といえども、能力評価や実績評価は必要であると思われまますし、それによって働きがいも違ってきます。仕事を一生懸命やってもやらなくても同じという組織ではいけないと思うわけです。西予市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の中でも、勤務成績という言葉が出てきますが、実際にはどのような形で勤務成績がつけられたり、勤務評定がされたりしているのでしょうか。それらによって士気の向上を図るのが組織であるはずですが、能力評価や実績評価がうまく機能してないと感じまます。今後の方針などもありましたらお聞かせ願います。

最後に、西予市の長期的まちづくりの方針について伺います。

西予市のまちづくりについては、第1次西予市総合計画の中で、その大まかな施策について表現されており、昨日の進捗や財源、事務事業の状況の評価についての報告書を見させていただいたところであります。平成18年度から10年計画あるいはもっと短いスパンでの計画を途中で点検したものと私は受けとめており、そのような進捗状況のチェックは、非常に重要なことであると思います。これが今後のまちづくりに有効に役立ってほしいものです。そのような意味では、もう少し考察がほしかったように思います。それぞれの事業での分析や把握はできていますが、もう一段高い視点で何が問題なのか、そしてどうするのかなど、今の行政としてこのままでいいのか、何か欠けていることがあるのかなどさまざまな角度から西予市の分析をして、今後どう行動するのか、どう改革するのかなど、期中でこそ考えなければならない点もあるのではないのでしょうか。ぜひこれを有効に活用していってほしいと思います。

マネジメントサイクルがPDSとありますが、理論によってはPDCS、プラン・ドゥー・チェック・アクションとも言っております。つまりチェックをして次のアクションは重要であるということを経済報告の場合よく考えていただきたい、そう思うわけであります。

さて、最近富山市長のコンパクトなまちづくりについてという話を聞く機会があり、限界集落対策など大変興味深いものを感じました。富山市は合併により面積が1,241平方キロメートルとなって、西予市の約2.4倍であります。人口は42万人と約10倍近くです。しかし、これまでつくってきた市内各所の団地の高齢化が進むなどして、そのような地域のケアができにくくなっているという問題が生じており、それが富山市として大きな課題でありました。冬の除雪や道路改良、公共交通の確保など広大な面積について全エリアを行政サービスでカバーができないということです。そこで、富山地方鉄道の駅を中心としたエリアに、今後人口を集中しようという政策に切り替え、駅から半径500メートル以内の地域に家を建てる人には補助をするなどして、時間をかけて分散している住民をある程度行政サービスが行き届きやすいところに住んでもらおうという方針を打ち出しているのだそうです。限界集落をど

うすべきか悩んでいる我々と逆の発想かとも思える政策を聞いて、そういう考え方もあるのかとも思いはしましたが、富山市の場合、選択と集中をしていかなければ、もう財源がないというところまで来ているので、苦渋の決断だったとも言えます。

そこで、西予市について考えてみると、富山市と比べて自然条件などもっと条件はよくないのですが、長期ビジョンにおいてまちづくりのビジョンを立て、よい条件、悪い条件をさまざま考慮して市民に示していくべきだと思います。この広い西予市をどうしていくのか、交通の問題や地域づくり、周辺部について、どうまちづくりの中で位置づけるのかなどなど、今から中・長期的視点で考えておかなければならないことも多々あります。厳しい時代が継続すると思われる中、これからの西予市のまちづくりに向けて三好市長の長期的まちづくり方針を今どう考えているのか、お伺いしたいと存じます。

以上で質問を終わります。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、私のほうから、西予市の長期的なまちづくりの方針についての松山議員の一般質問に回答をさせていただきます。

長期的なまちづくりの方針でございますが、西予市も国の三位一体の改革を初めとする構造改革のあおりを受け、大変厳しい行財政運営を強いられています。こうした厳しい時代において、行政を健全に経営し、次世代に引き継ぐことは、行政の責務であります。行政の総合的な経営指針として、市民の皆さんのまちづくりの共通目標として、西予市総合計画夢創造せいよ21を策定しています。この計画は、合併に当たり策定された西予市まちづくり計画を包括する形で、本市の特性、市民ニーズ、時代潮流、発展課題を明らかにし、夢の持てるまちをつくらうとするものであります。まちづくりの基本構想は、基本計画の概念を記述したものであり、この概念をすべての分野に位置づけながら、将来のまちづくりを進めていることとなります。西予市のまちづくりの概念は、自然と文化、交流と活力、協働と自立で、この概念を念頭に事業の展開を図ってまいります。

なお、選択と集中、よい条件と悪い条件を考慮

して市民に示していくべきとの考えは必要なことであると考えます。このことを考慮いたしまして、実施計画もご案内のとおり、前期と後期の5カ年に分け策定をして、その進行管理を行い、まちづくり報告書として市民に公表するため、本年9月に作成をいたしたところでございます。

また、行政評価システムを活用し、計画的にまちづくりが進んでいるか、限られた財源が有効に使われ成果が出ているか、自治体を取り巻く環境変化に対応していくために事務事業のどこを見直す必要があるかなどを評価し、見直しの必要性や事務事業の新規展開を行う際の行政の意思決定の判断材料として方向性に反映するように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 4番目の本庁・支所間の人事異動と勤務評定についてお答えをいたします。

ご質問の本庁・支所間の職員の人的交流の推進がありますけれども、ご提案のとおり、行政事務の効率化及び均等化には、職員が西予市全体を把握し、多様化する住民ニーズに的確かつ迅速に対応することが大変重要であるということは、深く認識をいたしております。

人事異動につきましては、自己申告書等を参考に、職員一人一人の資質、能力を把握し、職員が幅広い視野や知識、技術を習得できるよう、3年をめぐりに適材適所を基本に計画的な異動を実施をいたしております。

また、本庁・支所間の異動も最低2年を基本に計画的に実施しているところであります。職員の適性を生かしながら、地域性の異なる部署に配置をすることによりまして、職員の一体感の醸成、さらには異なった地域での職務が経験でき、資質の向上が図られるとともに、業務のマンネリ化等が回避できるものと考え、平成17年度より実施をいたしております。今後も常に長期的な観点による適正な人事を通じ、能率的で公正な行政サービスが提供できるよう、職員間の交流と事務の効率化を考慮した人事配置に取り組むとともに、職員の資質、能力の向上と、ひいては行政能力全体の向上を実現するため、積極的かつ効果的な人事異動を進めたいとこのように考えておるわけでござ

います。

勤務成績の評定の件でございますけれども、ご案内のように西予市は合併をいたしまして、平成16年度に合併をいたしまして、翌17年度より旧5町それぞれ給与が格差があるということでございますので、この給与調整を実施をいたしておるところでございます。このため人事評価は、国の示します14項目の基準に基づいた人事評価は実施をしておりません。判定期間の勤務状況及び懲戒処分等を受けた職員の評定を中心に、総合的に判断をし評価をいたしておるところでございます。今後住民サービスの向上のためには、公平、客観的な評価基準を設定、国の基準を準用いたしまして、職員の能力や実績を評価するとともに、それを非評価者にフィードバックすることによりまして、人材育成と効率的な組織が形成できますよう今後とも進めてまいりたいとこのように考えておるわけでございます。

以上で答弁にかえさせていただきます。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 それでは、松山議員の1点目のご質問であります。西予市のふるさと納税の推進、取り組み、また現在の実績等につきましては、午前中の兵頭議員の一般質問への回答のとおりでございます。

この制度は始まったばかりで、どの自治体も試行錯誤の状態、取り組み、実績に温度差があるようでございます。9月6日付の愛媛新聞でも掲載されておりましたが、8月末現在で43都道府県に1,884件、約3億3,000万円寄附があったとの報道がなされております。このうち1,000万円以上寄附のあった府県は4府県、愛媛県は122件の651万円の寄附であるということでございました。ちなみに、愛媛県下24市町の8月1日現在の寄附金申し込み合計は100件の398万6,000円でございます。この実績からしましても、この制度は財源確保というより、むしろふるさとを離れ、ふるさとを思う人たちがふるさとに目を向け、ふるさとのまちづくりに参加して、そしてふるさとの町、人たちの交流を促進する制度であるようにも思います。この制度はことし限りの制度ではありません。今スタートしたばかりでございます。一過性とならな

い地道な呼びかけも必要でございます。

議員提案のバナー広告も有効なPR手段であると思いますが、これは費用対効果を考えてとき、どのようなものかとも思っておりますが、そのほかPR方法いろいろとあると思いますので、いい案がございましたら、どしどし提案をお願いいたします。

また、企画調整課、財政課に宣伝のチラシを備えておりますので、議員各位におかれましては、西予市ふるさと納税についてのPRのご協力をお願い申し上げます。

続きまして、3点目の合併後10年を経過したときの財政見通しについてのご質問であります。市町村の合併の特例に関する法律によりまして、平成17年3月31日までに合併が行われた関係市町村に対し財政支援が行われているところであります。

本市におきましても、この法律によりまして、普通交付税で合併補正約5億9,000万円、特別交付税7億8,000万円、合併特例債で借入限度額22億5,000万円、基金29億円、合併補助金で5億1,000万円の財政支援を受けることができしております。普通交付税におきましては、合併後10カ年度は合併がなかったと仮定しまして、毎年算定した交付税の額を保証され、その後の5カ年間は激変緩和措置がなされることとなっております。平成20年度の普通交付税額は、旧5町が存在したものと積算した合併算定がえと西予市全体で積算した一本算定との差額は約20億円となっております。合併後15年で合併財政支援が完全になくなりますと、普通交付税は大幅に減少し、自主財源が乏しく、財政力の脆弱な本市にとりましては、極めて厳しい財政運営を迫られることとなります。この時点までに行財政改革に積極的に取り組み、継続可能な財政基盤を確立することが最重要課題であると考えております。そのため平成17年に策定いたしました行政改革大綱、同集中改革プランや平成18年度から導入を始めた行政評価システムにより、事務事業全般の徹底した見直しや各種施策の優先順位についての厳しい選択を行いまして、限られた財源の重点的配分と経費支出の効率化に努めているところであります。

さて、本市におきましては、合併以来新市建設計画や西予市総合計画に基づく普通建設事業や大

型事業の実施財源として、後年度に交付税措置がされる起債を有効に活用しまして、新市の社会インフラ整備の推進をしております。こうした事業の実施に伴う起債残高と合併前の旧町の起債残高を合わせ、平成19年度末現在の普通会計における地方債借入残高は約335億円となっております。合併当初と比較し、約23億円増加しております。そのうち合併前に着工しました事業を含めた平成19年度末までの事業費2億円以上の大型建設事業費に対する借入残高は約38億円となり、借入残高の11%となっております。

また、平成19年度一般会計決算では、起債の償還に当たる公債費は約39億円、歳出に占める割合は約16%で、そのうち事業費2億円以上の大型建設事業に対する公債費の割合は0.5%となっております。今後合併前後の大型事業に対する償還が本格化することによりまして、償還額の高どまりが続き、平成22年度まで公債費は平成19年度と同じ39億円程度、一般会計に占める割合も19年度と同じ16%程度となり、ピークを迎える平成22年度の大型建設事業に対する公債費は1.5%程度と見込まれております。

さらに、新庁舎建設事業やCATV整備事業等の大型建設事業の実施によりまして、公債費比率や実質公債費比率の財政指標は、高水準で推移し、合併後10年経過時点でも300億円を超える起債残高となることが予想される一方、地方交付税が大きく減少してまいります。財政の硬直化を避けるために、後年度に交付税措置のない起債については発行しないことなど、市債の慎重な発行や適切な管理による計画的かつ節度ある財政運営に努めてまいりたいとこのように考えております。

以上でございます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 最後になりましたが、松山議員からの2点目の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

議員のご指摘のように、子供の減少がもたらす社会的影響は、地域のいろいろな分野にはかり知れない負の連鎖をもたらす、近い将来において、市政運営に著しい支障をもたらすと危惧しております。

さて、ご案内の人口増につながると言われる2.07人は、合計特殊出生率と言われているそうです。この率を西予市に当てはめ算出することは複雑で難しいとのことでありますので、過去10年間の本市の出生数の推移を見ますと、年間331人をピークに平成19年度の272人まで減少をしております。このように出生率の低下をもたらす原因を個人的主観を交えて分析しますと、大きく2つの理由があるかと推測いたします。

1つは、出生前における両親の心理的状況によるところがあるかと思えます。つまり子供をつくった後、将来にわたって養っていけるであろうかという経済的基盤への不安感がこれに大きくかかわっていると考えます。

2つ目は、議員ご指摘の地域における出世後の子育て支援環境の状況がどうかによるものと考えております。このほか若者を定着させる町の魅力や住環境、医療水準等も無視できない要素としてこれにかかわってくるものと思われれます。

それでは、本市における主な子育て支援策の内容についてご説明を申し上げます。

施策のよりどころとしましては、平成17年3月策定の西予市次世代育成支援行動計画に基づき、実現可能なものから諸事業に取り組んでおります。

まず、保育関係では、多様化する保育ニーズや就労形態の多様化に対応するため、一時保育や病児・病後児の保育、延長保育、土曜保育を実施しております。

次に、保育料関係ですが、19年度に国徴収基準の87%とし、20年度には約80%までに軽減しております。今後につきましても、市長マニフェストに掲げておりますとおり、70%水準を目標にしていまいりたいと考えております。また、5割9割の軽減措置があります。

未就園児に対しましては、2カ所の子育て支援センターを開設し、年間約1万2,000人の利用があり、育児不安や孤立感の解消に努めてまいっております。

児童保育では、現在2カ所の放課後児童クラブに対する補助を行い、児童の健全育成や保護者の就労支援に努めているところでございます。

また、21年4月をめどに、野村地区でのクラブ開設の準備も保護者会との連携をとりながら現在進めているところでございます。

このほかマニフェストどおり零歳から就学前の乳幼児に係る通院・入院医療費について、保護者負担の無料化等、各種の子育て支援を実施しております。ここで議員の答弁となりますが、正直申し上げまして、現在の本市における厳しい財政状況を踏まえて熟慮するとき、処方せんに基づく新たな財政投資を伴う特効薬的な施策は現実的には困難かと判断しております。

しかしながら、ただ手をこまねいて現状に甘んじることはできないと考えております。国におきましても、この子育て支援については、重要な施策の一つとして位置づけており、今後とも手厚い施策が打ち出されるものと期待をしております。本市といたしましても、現行の限定的な縦割りの施策に加え、子供が生まれる前後にわたっての横断的な施策、つまり子育てに直接・間接的につながる関係課や関係機関との情報共有や総合的な見地に立った施策を展開していく施策手法の見直しの必要があるかと考えております。したがって、これまでの子育ての支援施策の拡充、強化に努め、限られた予算のパイの中で、議員が提案された垣根を超えた、これまでにない新たな支援等の可能性を探る幅広い検討を加え、安心して産め、安心して育てられる子育て支援に結びつく西予市ならではの施策構築に向けた取り組みを今後してまいりたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 松山清君。

7番松山清君 多岐にわたる質問にまでご答弁いただきましたが、2点だけちょっと追加質問をさせていただきたいと思えます。

まず1点目は、人事評価についてなんですけども、先ほど答弁の中で14項目については評価してないというような現実であるというような答弁でありましたが、いろいろ見てみますと、条例の中でそういう勤務評価しとるところは、定めておったりとかということも随所にありますし、それでなぜそれがされていないのか、私それがちょっと疑問なんですけども、やはり適材適所とかいろんなことを把握していくためには、そういう仕組みがどうしても組織には必要なんじゃないかというのが私の考えですが、それについて1点伺います。

それともう一点は、少子化対策なんですけども、財政上厳しいというのはもうわかっているわけですが、最初の4年間でごみ削減1億円というような一つのテーマ、それをクリアしてきたわけなんですけども、今度やろうという、きょう言った施策というのは、次のそういう財源確保した上でやったらどうかというのが私の言いたいことで、昨日でしたか、例えば東京の日の出町で75歳以上の方の医療費は無料にするとかというような報道がありまして、それはそういう町の特長性といえますか、そういう財源確保ができたからできたんじゃないかというふうに思いながら受け取って、これは西予市には無理だなあというふうに思ったんですけども、僕の言った子育て支援というのの類似例は、山陰だったか、福井県だったか忘れましたが、それは県として取り組んで、そういう第3子に対する支援策を独自に打ち出して、そういう人口が増加に転じておるといったような例もあります。ですので、そういったことを、財源がないからだめだあってあきらめるのではなくて、そういう中で財源を捻出してやっていくというそういう姿勢というのにも必要じゃないかと、行政がリーダーとなってやっていく姿勢が必要でないかと思うんですけども、その点について追加で質問をいたします。

議長 別宮副市長。

別宮副市長 勤務成績の評定についてであります。先ほど答弁させていただきましたように、合併して5年目ということで、5年をめどに給与調整を現在行っているわけでありまして、平成21年度でほぼ完了するものというふうに思っているわけでありまして、そういう状況の中でございますので、一応国の示しております基準としては、業績、執務態度、事務能力、大きく分けて3点がございまして、区分として14項目あるわけでありまして、平成21年度に給与調整が完了いたしましたら、これらの基準を参考にして勤務評定を実施をするような方向で検討をするということに現在考えておるわけでございます。

以上でございます。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 松山議員さんの再質問であります。財源を確保してから行動に移していくべきだと、現在昨年度ごみ1億円削減で零歳児から就学前までを無料にしたというような経緯もございまして、そういった中で、何らかの財源を確保しながら、いろいろな分野に各課を飛び越えた政策的に財源を確保できるようにして、保護者に負担がかからない制度的なものをつくり上げていきたいというふうに考えております。今現在では、保育料に関しましては、今1人目に10割というような形でいきますが、2人目の子供に対しては5割、3人目が9割の恩典をつくっております。そういった中で順次いろいろな財源が確保できれば方向性をつくっていききたいというふうに考えます。

議長 松山清君。

7番松山清君 それとあと一点、市長への西予市長期的なまちづくりについての質問をもう一点させていただきたいんですが、私がちょっと質問したかった趣旨というのが、非常に西予市はゼロメートルから1,400メートルという、大変広い面積を有しておることでありまして、そういう中で例に挙げた話としては、同様なというか、私は同様なと思ったんですが、そういう悩みを抱えているなという一つの西予市と共通のものがあるなというふうに思いました。それは観点からすると、限界集落という、これから西予市は、とにかく今もたくさんそういうことになるんじゃないかという心配をされておりますけども、そういった観点において今後それらをどう長期的に考えていくのか。今はとにかく限界集落であってもやっぱり交通の足を確保しようとか、いろんなものがこのままやっていけるようにというのが本心かと思うんですけども、そういう本心がずっとやっていけるのか、あるいはまた別の施策を考えなくちゃいけないのかとかというこの広い西予市の中で、将来的に今のままで安心して住めるのかどうかというようなところに対して、ちょっと特に市長の考えをお伺いしたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

議長 三好市長。

三好市長 それでは、松山議員の再質問についてお答えをいたします。

長期的視点に対してご質問だと私は最初思っておりましたので、一小さな分野だけのビジョンで申し上げなかったわけではありますが、例えば、今限界集落という一つの観点から見ますと、限界集落、非常に重要な西予市の今後の政策になってくるとい位置づけをさせていただいております。したがって、やっぱりことしの段階ではいろいろ研究をしながら、次にどういう施策をしていくか、あるいは財源等とも含めてどういうものが要るか、あるいは国・県の施策にどのようなものがあるか等々を含めたり、あるいは国のほうに対してどれだけのことを訴えていけるかということも含めながら今その検討に入っておるところでございます。それを含めて来年度から一歩ずつ具体的なものやっけていくようにしていきたい、このように思います。

これは将来的にできるのかではなしに、しなかったら西予市の地域が輝けるようにならないというところでありまして、地域に細やかに配慮する最高の制度であろうと、私は今後西予市に大事な施策であるところのような思いの中で今後やらせていただきたらとこのように思っているところであります。

以上です。

議長 以上で一般質問を終結といたします。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時20分）

議長 再開をいたします。（再開 午後2時35分）

次に、日程順に質疑を行います。

（日程2）

議長 日程第2、議案第103号「西予市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について」から議案第108号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

嶋川武文君。

11番嶋川武文君 議案第107号につきまして、実はこの件につきましては、私は安藤産業建

設部長のもとに参りまして説明は受けて、それなりの納得はしておるんですが、ここではあえて政治的判断で市長にお伺いしたいと思いますが、きょうも一般質問にございましたように、大竹議員にありましたように、原油の高騰による原材料の上昇のいわゆる不況なんですね、今は。この中で、真ん中ぐらいに第10条の2の下の2、緊急経営資金の融資対象云々というのがございます。間近の3カ月間の平均の売り上げが5%減のところを該当にすると。これはいわゆる愛媛県信用保証協会とのすり合わせの結果そうっておるんでしょうけれども、先ほども申しましたように、安藤部長から説明を受けてそれなりに納得はしておるんですが、いわゆる役所的な文言ですね、これは。現実に非常に合っていない。今回の場合は原材料の上昇による不況なんですね。まず、それをぜひともできるかできなかわかりませんが、市長の政治的判断でぜひそれをやっていただきたい。具体的に申しますと、簡単に申しますと、例えば売り上げが100ありまして、今までですと、費用とか仕入れとか人件費が95あって5%が利益だったと。最近の不況といいますが、その95%のところが上昇して利益が飛んでややもすると赤字になるというのが現状なんでありまして。この文言を見る限り、そこがまず入っていないというのが役所的な文言だなとつくづく感じるところでございます。

それと私も個別な話は余りよくないかもしれませんが、この議会の前に市長と懇談の場があったときに、中小企業を1,000万円にふやしておりますよというようなことで、あっさすが市長だなど、私も非常に感銘を受けたわけですが、中身をいざ開いてみますと、10倍が14倍になっているだけで、ということは4割枠をふやしているというだけです。しかも500万円が1,000万円にふえてはおりますが、裏を返せば、件数が単純に減るんですね。今まで例えば50件融資の申し込みがあったとすると、その方たちがほどなく1,000万円に引き上げた場合は、減るんですね、その件数は。だからここらを三好市長は非常に立派な政治家でございますので、ぜひここは ですから、枠が2億円とすると、4割ふえただけですので、件数が逆行して減るとい、非常に何といいますが、うまく言えませんが、現実に合っていないということでござい

す。もしできるのであれば、私たち民間人が納得できる、PRができるような内容にさせていただきたい。できなければ結構でございますが、ぜひお願いしたいと思います。

議長 三好市長。

三好市長 今ほどの嶋川議員のご質問でございますが、条例の中の10条の2項の緊急経営資金の第2項のことだと、ご指摘のことだとまずは思いますが、確かに今ほど原油高騰等々によって前年度の差ちゅうのは、ご指摘のことが確かにあります。それは私らもちょっと今気づいてなかったところでありまして、これについては、その判定基準について、私どもの融資を決めます委員会に検討をさせてみようと思えます。

それと枠の問題でございますけれども、実は今これ十分枠を利用されておらんです。したがって、枠が減るといった感覚ではなしに、それだけ上がったら、十分効果があるもんだと私はそのようには判断をしておったわけでありまして、その判断がちょっと行き違いがあるんかもしれませんけれども、そういう判断をしておるところでございます。

以上です。

議長 嶋川武文君。

11番嶋川武文君 枠の問題は、多分私も聞いたんですが、およそ五、六十%しか利用していないということでございますが、ご案内のとおり、正月から非常に原油が上がっております。最近原油は100ドル割って少しは安くなっておりますが、一時は140ドルって、原材料が物すごく上がった状態で下がるときはなかなか下がらないんです。個人的に言うと、うちもそうですが、うちはまだ融資は受けてないですが、じゃあそろそろここで受けようかというのが多分出てくると思えます。そういう受け皿としてぜひ検討していただきたいと思うわけでございます。

議長 三好市長。

三好市長 せっかくなかった条例で十分なことができなかったらこれいけないわけでありまして

し、今のご指摘については、ちょっと私どもも予想外のご質問でございまして、まだそこまで至っていない側面もあったということは十分認識をいたしました。それを受けて今後の判断材料にしようとするように思うわけでありまして。

以上です。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程3)

議長 次に、日程第3、議案第109号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程4)

議長 次に、日程第4、議案第110号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)」についてを議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

兵頭勇君。

18番兵頭勇君 今回の補正につきまして1点だけお伺いをいたしたいというふうに思えます。

ちょうど総務関係であります。新庁舎の建設についての意見を述べさせていただいたというふうに思えます。と申しますのは、ちょうど総建設事業費についてであります。昨年の11月の議会全員協議会の中で、議員に理事者から初めて建設の事業費が示されました。そのときにその額が建設については21億円以内ということでご理解願いたいということであったと思えます。それがちょうど今回の本会議の前に全員協議会の中で庁舎建設につきましての再び説明があった際に、約26億円になるのではなからうかというような過程説明がございました。そのようになりまして、ちょうど私どもも地方でございますので、この庁舎建設につきましては、いろいろと苦情といえますか、意見を聞いております。

しかしながら、この建設については、合併の時点で向こう10年間以内に宇和町に建設をするということが決定をしておりましたが、しかしその

建物がどの程度のものが建つのかということは、今までに協議されたことというふうに思います。しかしながら、今言いましたように、昨年11月からここまで来るまでに1年たたずうちに26億円、5億円の事業費のオーバーになっておると思います。それはやはり私もそれぞれの地域に説明義務がありますので、21億円以内でできますよということをして昨年の暮れには地域に報告をしご理解をいただいております。そのような過程がありますことと、余りにも大きなやはり立派なといいますか、庁舎は私個人も要らないのではないかという考えを持っております。というのは、きょうの一般質問にも出ておりましたように、向こう10年以内には道州制も敷かれるのではなからうかというような機運があります。また、西予市においては、人口の減少も目に見えておる、職員も削減しなければならない、そのようなときに、次々にこの際ということになって事業費がかさみ大きくなることは、私はいかがなものかということをして不信に思います。そういうことで、やはりこれでやるんだとしたら、これで押すんだというやはりしっかりした信念といいますか、予算化をしておっていただきたいということは申し上げておったというふうに思います。

以上です。

議長 清水総務企画部長。

清水総務企画部長 今ほど兵頭議員がおっしゃられました以前は21億円というような説明をしてまいりました。これは本体工事が21億円というふうに説明してきたかと思っております。それで、そのほかの附帯工事等々については、そういったお話はしてなかったかこのように私は思っております。それで、本体工事費が、要するに原油高いわゆる諸材料の高騰こういったことで約1割相当は伸びるだろうというような一つの考え方を持っております。そういったことで、21億円の1割増しの23億円を現在想定しているところでもあります。

それで、今ほどの26億円の内容を申しますと、本体工事が23億円、それから外構、駐車場工事、これらを約3,000万円見込んでおります。それから、家具それから備品、こういったものもろのものを約9,000万円見込んでおると

ころであります。こういったところで本体工事、外構、家具、備品で約24億3,000万円というふうに試算をいたしているところでもあります。

それから、設計監理、これも予算もいただいておりますが、これが約7,000万円程度見込んでおるところであります。

それからもう一つ、現庁舎の撤去費、それから公民館撤去費、それから既存の施設の改修費、そういったものが合わせて約1億1,000万円相当を見込んでいるのが現状であります。これらを合わせまして約26億円というような想定をいたしておるところであります。したがって、今まで申し上げてきました21億円はあくまでも庁舎のみの工事費を訴えてまいったと私は思っております。

以上でございます。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 今回の補正で学校の耐震の費用が計上されております。これにつきましてお尋ねをいたします。

事業内容につきましては、昭和56年度以前に建築された旧耐震基準の学校施設について、平成17年度に実施した耐震化優先度調査に基づき耐震診断を行う経費を計上するものということになっております。これも2カ年間で実施するという説明がございましたが、今教育委員会のほうで、学校の統廃合の問題を出してるときに、56年度以前の分については、耐震がないからという形で地区説明もされてるような節がございます。もし耐震がないところでも非常に耐震強度の、もう取り壊してしまわなければならないところ、もう少し手を入れれば耐震強度がすぐに保てるとそういう結果が出たときに、非常に現在の統廃合の基準に合わない、結果が出てからそういうものをすべきでないかという考え方があります。例えば、三瓶小学校が現在古くて後は全部新しいと。狩江小学校は新しくて依津小学校は56年以前と、こういったいろんな問題が絡みがあって、教育委員会の答申がなされております。耐震につきましては、理事者教育委員会ではなしに、市行政の理事者側が判断すると。ある程度一緒のもんで考えないと、統廃合の考え方が市民に徹底しないんじゃないかということがまず1点、それについて今後ど

のような考え方してるか。

もう一点につきましては、2カ年でやります耐震の計画は、学校がどのような順番になってるのか。2カ年でございますので、本年度の補正で間に合うと、結果が出るところもある、早く出るところと遅く出るところがあるわけでございますので、それのご説明をお願いしたいと思うわけでございます。それによって耐震の結果が、もう壊してしまわないとなかなかできないと、新築したほうがいいというぐらいに傷んだところもあるでしょう。また、少し手を加えれば何とかそのままできるんじゃないかというような結果が出るやもわかりません。このあたりについての加味した部分がどういようになるのか、お教え願ったらとかように思います。

議長 森教育部長。

森教育部長 今回の酒井議員のご質問にお答えをいたします。

耐震強度の問題とそれから耐震調査の関係でございますが、これは今回上程しておりますのは、先般平成17年度から実施しました優先度調査に基づきましてランク1から3までの分についてを20年度に耐震調査を行います。それから、21年度来年度残りの分を調査をする考えにあります。ご承知のように統廃合と絡めて考えておるのかというご質問でございますが、当然限られた財源の中で考えていかなければなりませんけれども、示されました答申を初案として持ってまいっておる段階では、このまだ予算化ないものについて逐次ご説明もしかねておりましたので、ちょっとぼやけた説明になっておるかと思いますが、事務局としましては、随時計画を立てております。

それで、詳細については、学校を年度に分けてそれぞれ考えておりますが、小学校が今回補正でお願いしておりますのが、9月補正の分が学校数が15校、棟数が28棟でございます。それから、来年度予定しておりますのが18校、学校数ですね、それから学校の棟数が18棟でございます。これは幼稚園、保育園、小学校、中学校含めたものでございます。

以上でございます。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 今回の本年度と来年度にやる学校の校名を書面で後で提出していただいたらと、かように思います。

それから、先ほど言いました統廃合とは関係なしにちょうどダブった形になりますので、そのあたりが非常に市民のほうというか、いろんな形で統廃合の説明会の中にも少し出ておりますので、そのあたり非常に微妙なところがあるなということに危惧して心配しているところでございます。それで、この問題が出てからという考え方もありますし、そしてやはり最終的には、統廃合の問題の建物を地域として廃校にする場合の跡地の問題、廃校の壊し賃の予算の問題、いろんな問題が出てまいってこようかと思っておりますので、この耐震につきましての結果が早く出ますようにひとつお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長 森教育部長。

森教育部長 ただいまの酒井議員のご質問でございますけれども、書面でということでございますが、書面ではちょっとまだお渡しするのは時期尚早かなというふうに考えております。その点ご了解をいただいて、お見せすることは構わないと思っておりますが、ひとつその点ご理解をいただいたらと思っております。

議長 酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 15校と18校について、現在のところちょうど今のタイミングではないということでございますので、後ほど閲覧をさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で終わります。

議長 ほかに質疑はありませんか。

松山清君。

7番松山清君 2点お伺いします。

1点目は25ページの林道事業費なんですが、これが竜王線で先ごろ溝ぶたが盗まれたのの復旧というふうに、修復というふうにご説明ありましたが、そういう盗まれるであろう予測されるところってというのは、ほかにもあるかと思うんですけども、今後またそういうことがならないような

やり方をしてもらわないと、またこう修復、修復というふうなことではいけないと思うんですけども、それをどう考えられているのか、どういうやり方をされるのか、それをお伺いしたいと思います。

それと、今ほどの酒井議員の質問でもう一つお伺いしたいんですけど、29ページに小学校の施設耐震化事業と中学校の施設耐震化事業というのが計上されておりまして、全く私も酒井議員と同じような疑問というか、それを持っておりました。私がちょっと聞きたいのは、これは平成17年度に実施された耐震優先度調査であったわけですけども、その後これをどうやって実施するんですかと、いつからやるんですかということを私は再三これは聞いてきたんです。そのときに統廃合の検討をしておるから、統廃合によって今後使っていくところをやるんですという答弁を私は聞いておるんですけども、これは教育部の今の説明とちょっと違うんじゃないかと思うんですが、そこはなぜそうなったのかという点についてお伺いしたい。

それともう一点、中学校の耐震化事業というのがありまして、宇和中と三瓶中というようにお伺いしましたが、現在体育館の検討が進められておる、建設委員会の中で進められておるというようにお伺いしておりますが、やはりその地域の声というのをやはりしっかりと受けとめていただいて、委員会の中でやっぱり議論されということ、そこに出た議論によってある程度計画も修正される必要があるだろうし、地域が求めるようなものにしないといけない。それがやっぱり地域の方々から、じゃあそこら辺を全然意見聞いてもらわんのよというような声が私のところへ届いております。これは午前中の一般質問の中で、学校再編の問題についての質問が何かであったと思いますが、やはり教育部の姿勢として、市民の声を聞くスタンスがちょっと間違ってるんじゃないかというふうに私は感じておりますが、ちょっと教育部のばかりの質問になるわけですけども、その点についてもやはりちょっと改善を願いたいというようなことでございます。

以上、質問は2点ですが。

議長 安藤産業建設部長。

安藤産業建設部長 松山議員の林道のグレーチングぶたの盗難による補修の件についてでございますが、以前は普通のグレーチングをそのまま置いとるという格好でいつもの施工方法ですけれども、それで盗難に遭いましたので、今回はボルト締めで固定をしてからグレーチングを敷くという方式をとっておりますので、了解願いたいと思います。

議長 森教育長。

森教育長 今まで教育部が説明してきたことと、今回耐震化の調査の取り組み等がちょっと違うと言われる件ですけれども、皆さんご存じのように、中国で学校が崩壊するような地震が起きまして、その後補強ないし改築して対する補助率が時限立法で補助率のアップが示されまして、それに合わせるためには、耐震診断もしてないと補助の対象にならないところから、今回今までの説明とは変わってきましたが、2年間でやるようなことになりました。

それと、宇和中学校の体育館につきましては、いろいろ市民の方からご心配する意見もいただきましたけれども、あくまでも学校の義務教育の施設でありますので、財源が許せば、いろんなことをこの際にやっておけば問題はないかとは思いますが、宇和中学校での体育館としては、あれで私たちは十分といたしますが、学校教育の上でコートをふやしたりとかしなくても、やっていけるという学校側にも相談しまして、先生たちもこれでいいですよということもありましたし、市長とも打ち合わせもしております、話は聞かせていただきましたけれども、今回はこれでやらせてくださいというようなことで、内容を聞いてあげられなかったことは事実ですけど、再度教育長としても話をさせていただきました。

以上です。

議長 松山清君。

7番松山清君 最後の話についてですが、私も内容を見てないので、何がどんなのかということにはわかりません。ただ先ほどの学校統廃合の問題と絡めて、やっぱり聞く姿勢といたしますが、そういったものをしっかり聞いて議論して相手を納得

していただくというか、そこはしっかり深めてやっていただきたいと思うんです。後はもうその委員会に任せておるわけですから、そん中で皆さんの合意が得られれば、それはそれでいいと思うんですが、その中でやはりいろんなもので、やっぱり議員協議会でもそうですけど、これできました、これどうですかみたいな印象を私らは持っております。ですので、これどうしましょうかという段階でしっかりと意見を吸収するというようなことは、非常にやはり大事なことだと思いますので、そういう消化不良といいますか、それは残らないようにお願いしたいというわけでございます。

議長 三好市長。

三好市長 今回の再質問についてお答えいたしますが、例えばここの議会の場でいろいろ議論をして、通らなかったからいけんというようなことを、声を聞いてないちゅうことでは私はないと思います。同じようなことが今の教育長の言うた中にあると思います。委員の方が言われたことが通らなかったから声を聞いてないという結論は、私はおかしいと思うわけであります。やはりそれなりをつくるためにいろいろな議論をされる。反対もあり、賛成もある。そして最終的に結論を出たものについては、それから外に出て、その委員会から聞いてないから、わしの声聞いてないというような結論を言われてこういう場にそれを松山議員が聞かれてご提案をされるのは、私は何だおかしいかなとこのような気であります。あくまでも委員会の中でいろいろ議論をされることは正しいことであって、すべてそん中が通ったらおかしいわけでありまして、いいことは結論を導く過程の中で、最終的にこういう方向にいくのだったら、そこの中の過程で、いわゆる残念ながら通らないこともあるんだということで私はご理解をすべきじゃなからうかとこのように思っておるところであります。

以上です。

議長 ほかにご質問ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程5)

議長 次に、日程第5、議案第111号「平成

20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」から議案第120号「平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)」についてまでの10件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

元親孝志君。

10番元親孝志君 議案第113号「西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」についてお伺いしたいと思います。

私がかねて厚生常任委員の折からこちらの会計、大変心配をしておったわけでございますが、改めてまず心配が現実になってきておるなということを感じておるわけですが、昨日の19年度の決算報告、そしてまた今回の補正分を見ますと、歳入の分で、国民健康保険財政調整基金の取り崩しが前年度1億5,000万円、9月補正までで1億2,200万円という金額が計上されておりますけれども、まず1点として、国民健康保険財政調整基金の現在の残高が幾らあるのかということ、これが1点、それから、当然この会計というのは、国保税あるいは国の国庫支出金、交付金等で運営していく代物でありまして、基金取り崩しというのは特別な措置になるわけですが、これを本来の保険税で賄うと考えた場合に、単純にどれぐらいな保険税を増額すればやっていけるのかということが2点目質問したいと思います。

それから、3点目として、当然基金がどれぐらいあるか聞いてみなければわかりませんが、基金も打ち出の小づちじゃないんで、やがて底を尽きると思います。それをかんがみたときに、西予市としてこの保険税をいつごろ値上げする予定なのかということをお伺いしたいと思います。

それから、4点目でございますが、国保税の未済額、滞納額ですが、きのうの報告では1億4,000万円という金額になっとります。国保税収は単年度で見ますと12億9,000万円でございますから、単年度の1割以上が今滞納をしておるといことになるわけですが、この徴収方法として、きのう監査委員のほうから法的手段とか、あるいは職員を増員して徴収をしてはどうかという提案がありましたが、しかしこの提案は、あくまでも滞納者が払う能力があって払って

ないという前提であればこれは成り立つわけですが、今全国で言われております格差社会の中で、非常にやはり払えない人が現実出てるんじゃないかというふうな心配もいたしております。そういったことを考慮したときにこういう方法だけでこの滞納問題が解決できるとは私は思えない。ましてやさらに、保険税は上げなければいけないということになりますと、当然前提として滞納者はふえるということになります。そういった場合に、行政として考えなければいけないのは、お金がこれだけ要ったからこれだけ集めるという発想も当然ありますが、やはり一つには、保険を使わない社会をどう構築するかという視点も僕は要るんじゃないかなというふうに思っております。西予市の国保会計で総額で59億9,000万円、約60億円ですから、60億円で1億浮かすためにどうしたらええかっていうのは、利用者を0.何%減らせば済む問題ですので、やはり元気で病院に行かなくて済むような健康者をどうつくっていくかという視点も並行してないと、ただ要るから保険税を払ってください、払えませんかという繰り返しでは、これからのこの会計っていうのはやっていけないんじゃないかというふうに思いますので、行政として市民の健康づくりという視点でこういった取り組みを今実際やられておるのか。

また、今後この滞納者に対して監査委員の意見はきのう出ましたけども、行政として1億4,000万円の未済額をどう徴収していかれるおつもりなのか、お伺いをしたいと思います。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 元親議員のご質問ですが、基金の残高は幾らかということですが、現在2億5,806万7,000円基金に積み立てております。

保険税は幾らあればその年度ができるのかということですが、勉強不足でそこら調べ上げておりませんので、次回に答弁をさせていただきますようなことをご了承を願えませんか。

保険税の値上げについてであります、この部分につきましては、現在基金も大分取り崩してまいりました。合併以来保険税は上げずにここまでやってきましたが、来年度ぐらいから見直しの方

向で保険税をアップせざるを得ない状況になってきております。

滞納世帯の徴収方法であります、悪意の者に関しましては、滞納整理などをしながら徴収に励んでまいりたいと思います。低所得者の方もおいでますので、そこらは分割して入れていただくとか、いろいろな方法で徴収方法をとっていきたい、このように考えております。

健康づくりの対策にいたしましては、今要するに国保のほうで健診をやっております。その健診に基づいてメタボというような方がございましたら、保健指導をしながら健康に維持していただくという方向で進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長 元親孝志君。

10番元親孝志君 滞納者の徴収の方法等についてですが、例えば前年度決算で滞納者に対してどれくらい実績上げてるんですか。昨年度は滞納額っていうのは、これ単年度で1億4,000万円できたもんじゃない。ずっと積み上げて1億4,000万円であろうと思いますが、毎年そういう努力をされてどれくらい問題を解決されておるのかということ再質問したいのと、それからもう一点ですが、今言う保険を使わない社会というものを考えたらどうかという話ですけども、今の三瓶町を除く各旧町には、4カ所にそれぞれ温泉施設というのがあります。これは言えば健康促進施設というのとらえ方もしておるわけですが、こういったものをもう少し、相手側の経営も考えて積極的に活用して、実績の上がる活用方法っていうのも考えていくのも施設の経営とそれから健康管理の二面性から見て非常に有効な手段ではないかなというふうに思うわけですが、その辺のお考えはいかがでしょうか。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 再質問ですが、実績につきましても、現在ちょっとどういう方向でということが答弁しづらいので、次回に答弁をさせていただきますと思います。

それから、保険を使わない社会というようなこ

とで、言われるとおり、そういう方向も一応考えながら進めるべきだというように、議員ご指摘のとおりだと思っておりますので、施設そういうものもあわせてやっていきたいというように考えます。

議長 ほかにご質疑ございませんか。
嶋川武文君。

11番嶋川武文君 議案第113号の関連することでございますが、診療所会計についてでございますが、非常に問題は奥が深く、ましてドクターということが関連いたしますので、非常に難しい答弁になるとは思いますが、合併して5年目、ずっと三瓶の二及と周木以外は、およそ1億数千万円ずっと赤字ですね。これはもうずっと変わってないんです。これは先ほど申しましたように、ドクターの関連がございますので、非常にドクターとの今、はれもんにさわることがございますので、難しいとは思いますが、さりとて何もしないというのはいかがなものかと。私も議会の議席を得ている以上、これも嫌々質問しなければならぬという側面もございます。まして明浜あるいは城川が対象になるのでしょうか。明浜は酒井議員もおいでますし、我らの同朋の松島さんもおいでますし、非常に心苦しいんですが、生活福祉部長の基本的な姿勢、これからどういうふうに持っていくという姿勢を一度お聞かせ願いたいと思いますが、非常に難しい答弁になると思いますが、よろしく願いいたします。

議長 炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 嶋川議員さんのご質問にお答えをせらせていただきますが、嶋川議員さんがおいでます三瓶診療所関係につきましては、黒字経営でやっていただいております。後の8の診療所につきましては、赤字経営といった形で、また施設等の老朽化も見えてきておりますので、そこらもあわせて病院と診療所の関係、そういうものも考えながら今後は診療所の再編統合に向けて進めるべきだと私は考えております。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程6)

議長 次に、日程第6、認定第1号「平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定につい

て」を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(日程7)

議長 次に、日程第7、認定第2号「平成19年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括議題といたします。

これより本案に対する一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

酒井宇之吉君。

17番酒井宇之吉君 市長、非常に財源的に難しくなっている中で、監査委員さんの意見書が今回非常に厳しい面が私出てるというように感じております。何点か指摘があるわけでございますけれども、監査委員さんの意見書につきまして、市長の所見だけをお聞かせ願えたらと、かように思います。

議長 三好市長。

三好市長 非常に漠然とした質問でございますが、非常に今回ご案内のとおり、監査委員さんお二人、議会のほうからも松山議員が出られますし、私どもの議決をいただいたあれの中では、専門の方を今回はお願いをして、監査委員さんも程度が高くなったのかな、このような気がいたしておるところでありまして、そういう意味では、厳しいご意見もいただいて、すごい監査をいただいたとこのように思っております。

ご指摘のことにつきましては、一つ一つ昨日も聞きながら、こういうこともしなくてはいけないかなと思いつつやっておったのも現実でございますが、ただ今ほどお話しされるように、財源的な問題も含めていろいろあります。あるいは、先ほどのご質問等々もありましたそれぞれの滞納の問題からも含めて時代背景が経済的な状況もあつたりもいたしますし、そういうことを勘案しながらこの意見書っていうのは非常に大事な意見でございますし、住民にも公表する意見でございます。それをしっかり受けて私どもも、あるいは議会の議員の方々もしっかり受けとめてやっていく

のが私たちの責務である、このように思っておりますので、各議員の皆さんもよろしくお願いを申し上げますとともに、私もしっかりやっというところのような思いであります。

以上です。

議長 ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案32件につきましては、お手元に配付をしております各常任委員会付託表のとおり、各常任委員会に付託したいと思っております。各常任委員会においては、十分に審査を行い、最終日の本会議において、委員会の審査の経過と結果について、各常任委員長の報告を求めることといたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次回は9月26日午後1時30分から会議を開きます。

本日はご苦労さまでございました。

散会 午後3時22分

平成20年第3回西予市議会定例会会議録(第3号)

1. 招集年月日 平成20年9月26日
 1. 招集の場所 西予市議会議場
 1. 開 議 平成20年9月26日
 午後1時30分
 1. 閉 会 平成20年9月26日
 午後4時28分

1. 出席議員

- 1番 兵頭 竜
 2番 二宮 一郎
 3番 兵頭 学
 4番 明智 祥勝
 5番 井上 勲
 6番 小野 正昭
 7番 松山 清
 8番 宇都宮 明宏
 9番 松島 義幸
 10番 元親 孝志
 11番 嶋川 武文
 12番 沖野 健三
 13番 森川 一義
 14番 藤井 朝廣
 15番 浅野 忠昭
 16番 岡山 清秋
 17番 酒井 宇之吉
 18番 兵頭 勇
 19番 山本 昭義
 20番 梅川 光俊
 21番 菊地 ミスギ
 22番 大竹 忠盛
 23番 二宮 元
 24番 坂本 隆重

1. 欠席議員

なし

1. 地方自治法第121条により

説明のため出席した者の職氏名

- 市 長 三好 幹二
 副市長 別宮 静
 教 育 長 森 英二
 公営企業部長 九鬼 則夫
 会計管理者 角藤 和幸
 総務企画部長 清水 忠夫
 産業建設部長 安藤 芳夫
 生活福祉部長 炭倉 貞明

- 教 育 部 長 森 精一
 明浜総合支所長 高岡 和廣
 野村総合支所長 西田 光和
 城川総合支所長 清水 享司
 三瓶総合支所長 芝 則重
 消防本部消防長 中野 竹夫
 総務課長 上甲 憲章
 財政課長 河野 敏雅
 企画調整課長 上田 甚正
 監査委員 正司 哲浩

1. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

- 事務局長 岩本 明定
 議事係長 井上 千浪

1. 議事日程

1. 会議に付した事件 別紙のとおり
 1. 会議の経過 別紙のとおり

議 事 日 程

- 1 議案第103号 西予市認可地縁団体印鑑
 条例の一部を改正する条
 例制定について
 議案第104号 西予市公益法人等への職
 員の派遣等に関する条例
 の一部を改正する条例制
 定について
 議案第105号 西予市立学校及び幼稚園
 設置条例の一部を改正す
 る条例制定について
 議案第106号 西予市立学校給食センタ
 ー及び学校給食調理場条
 例の一部を改正する条例
 制定について
 議案第107号 西予市中小企業振興資金
 融資条例の一部を改正す
 る条例制定について
 議案第108号 西予市みかめ海の駅条例
 の一部を改正する条例制
 定について
 議案第109号 辺地に係る公共的施設総
 合整備計画の策定につい
 て

議案第 1 1 0 号	平成 2 0 年度西予市一般 会計補正予算(第 2 号)				いて
議案第 1 1 1 号	平成 2 0 年度西予市育英 会奨学資金貸付特別会計 補正予算(第 1 号)	認定第	5 号	平成 1 9 年度西予市国民 健康保険特別会計歳入歳 出決算の認定について	
議案第 1 1 2 号	平成 2 0 年度西予市住宅 新築資金等貸付事業特別 会計補正予算(第 1 号)	認定第	6 号	平成 1 9 年度西予市老人 保健特別会計歳入歳出決 算の認定について	
議案第 1 1 3 号	平成 2 0 年度西予市国民 健康保険特別会計補正予 算(第 2 号)	認定第	7 号	平成 1 9 年度西予市介護 保険特別会計歳入歳出決 算の認定について	
議案第 1 1 4 号	平成 2 0 年度西予市老人 保健特別会計補正予算 (第 2 号)	認定第	8 号	平成 1 9 年度西予市港湾 整備事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	
議案第 1 1 5 号	平成 2 0 年度西予市後期 高齢者医療特別会計補正 予算(第 2 号)	認定第	9 号	平成 1 9 年度西予市簡易 水道事業特別会計歳入歳 出決算の認定について	
議案第 1 1 6 号	平成 2 0 年度西予市介護 保険特別会計補正予算 (第 2 号)	認定第	1 0 号	平成 1 9 年度西予市農業 集落排水事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て	
議案第 1 1 7 号	平成 2 0 年度西予市農業 集落排水事業特別会計補 正予算(第 2 号)	認定第	1 1 号	平成 1 9 年度西予市公共 下水道事業特別会計歳入 歳出決算の認定について	
議案第 1 1 8 号	平成 2 0 年度西予市公共 下水道事業特別会計補正 予算(第 2 号)	認定第	1 2 号	平成 1 9 年度西予市上水 道事業会計決算の認定に ついて	
議案第 1 1 9 号	平成 2 0 年度西予市簡易 水道事業特別会計補正予 算(第 2 号)	認定第	1 3 号	平成 1 9 年度西予市病院 事業会計決算の認定につ いて	
議案第 1 2 0 号	平成 2 0 年度西予市上水 道事業会計補正予算(第 2 号)	認定第	1 4 号	平成 1 9 年度西予市野村 介護老人保健施設事業会 計決算の認定について	
認定第	1 号	追加	発議第	3 号	西予市議会会議規則の一 部を改正する規則制定に ついて
認定第	2 号		意見書案第 5 号		新たな過疎対策法の制定 に関する意見書(案)の 提出について
認定第	3 号		議員派遣の件について		
本日の会議に付した事件					
認定第	4 号	1	議案第 1 0 3 号	西予市認可地縁団体印鑑 条例の一部を改正する条 例制定について	

議案第 1 0 4 号	西予市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 1 9 号	平成 2 0 年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第 2 号)
議案第 1 0 5 号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	議案第 1 2 0 号	平成 2 0 年度西予市上水道事業会計補正予算(第 2 号)
議案第 1 0 6 号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	認定第 1 号	平成 1 9 年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 0 7 号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について	認定第 2 号	平成 1 9 年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 0 8 号	西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について	認定第 3 号	平成 1 9 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 0 9 号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	認定第 4 号	平成 1 9 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 0 号	平成 2 0 年度西予市一般会計補正予算(第 2 号)	認定第 5 号	平成 1 9 年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 1 号	平成 2 0 年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 6 号	平成 1 9 年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 2 号	平成 2 0 年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第 1 号)	認定第 7 号	平成 1 9 年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 3 号	平成 2 0 年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 8 号	平成 1 9 年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 4 号	平成 2 0 年度西予市老人保健特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 9 号	平成 1 9 年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 5 号	平成 2 0 年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 0 号	平成 1 9 年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 6 号	平成 2 0 年度西予市介護保険特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 1 号	平成 1 9 年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
議案第 1 1 7 号	平成 2 0 年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 2 号)	認定第 1 2 号	平成 1 9 年度西予市上水道事業会計決算の認定について
議案第 1 1 8 号	平成 2 0 年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第 2 号)		

- 認定第 13号 平成19年度西予市病院
事業会計決算の認定につ
いて
- 認定第 14号 平成19年度西予市野村
介護老人保健施設事業会
計決算の認定について
- 追加 発議第 3号 西予市議会会議規則の一
部を改正する規則制定に
ついて
- 意見書案第5号 新たな過疎対策法の制定
に関する意見書(案)の
提出について
- 議員派遣の件について

開議 午後1時30分

議長 ただいまの出席議員は24名でありま
す。これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあると
おりであります。

ここで暫時休憩をいたしたいと思います。(休
憩 午後1時31分)

議長 再開をいたします。(再開 午後2時0
3分)

炭倉生活福祉部長。

炭倉生活福祉部長 9月18日の本会議におき
ましてご質問のありました元親議員の国民健康保
険特別会計につきまして、答弁を保留としており
ました件につきましてお答えをさせていただきます。

まず、20年度予算の基金繰入金を税に賦課し
た場合どうなるかですが、基金繰入金が1
億2,201万1,000円で、8月末国保世帯
数が8,626世帯ですので、1世帯当たり約1
万4,000円の負担増になります。これはあく
までも本年度途中の概算ですので、医療費の状況
や補助金の額等の変動により基金繰入金の額は大
きく変わる可能性があります。

次に、滞納整理の状況についてですが、一般の
滞納繰り越しの決算状況で言いますと、18年度
805万3,861円で、収納率が29.4
6%、19年度が1,634万7,309円で、
収納率が39.47%であり、滞納整理について
は、成果が上がっている状況であります。これ

は、滞納整理機構への移管、差し押さえ等の実施
によるものであります。西予市の国保税の収納率
は96.21%で、滞納に関する収納率は33.
91%となっております。県内の徴収実績で言い
ますと、国民健康保険税の現年分及び滞納繰越分
の収納率は、県下でトップとなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

(日程1)

議長 次に、日程第1、議案第103号「西予
市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制
定について」から認定第14号「平成19年度西
予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定に
ついて」まで32件を一括議題といたします。

各委員会における審査の経過と結果について各
常任委員長の報告を求めます。

まず、宇都宮総務常任委員長の報告を求めま
す。

宇都宮明宏君。

宇都宮明宏総務常任委員長 総務常任委員会の
報告を申し上げます。

去る9月18日の本会議におきまして、当常任
委員会に付託されました議案7件、認定2件に対
し、9月19日から委員会審査並びに所管事務調
査を行いました。

審査の結果は、お手元に配付の委員会審査報告
書のとおり、全議案を原案のとおり全会一致で原
案可決また認定いたしました。

なお、当委員会では、付託されました議案を総
括するため、市長との懇談会を行いました。

議案審査と所管事務調査並びに懇談会の中で、
委員より出された特徴的な意見、それに対する回
答について概要を抜粋してご報告申し上げます。

初めに、議案第110号「平成20年度西予市
一般会計補正予算(第2号)」の新庁舎建設に関
連して、宇和町内で予定されている郵便事業の進
捗状況の説明を求めたところ、郵便事業計画につ
いては、本社で承認される見込みであり、コスト
面については、今後協議していくとの説明があり
ました。

また、将来の郵便局舎利用について、事務所の
スペースやセキュリティーの問題に対しての考え
を聞いたところ、現段階では企業誘致の考えで進
めており、事務所の利用方法やセキュリティー面

は、今後の状況で検討していくとの説明がありました。

続いて、ケーブルテレビ事業に関連して、工事完了後の光ケーブルの維持管理費について、IRU契約の仕方により、後年度の持ち出しが増加するので、持ち出しのないよう研究し対応されたいとの意見に対し、経費が少しでも少なく済むよう対応したいということでありました。

学校再編問題関連では、地元説明会の中で計画案作成を急ぐように見受けられるが、住民の意見をしっかり聞いて進めるべきではないかとの意見に対し、地元説明会は意見、要望を聞く会であり、これらを集約し、取り入れていきたいとの説明がありました。

また、この再編については、保護者と子供たちの不安を取り除くための説明会の開催を検討すべきではないかとの意見に対し、この対応について、教育委員会を交えて委員会で検討することでありました。

以上、今定例会で付託されました議案の審査概要について申し上げましたが、適切にご審議、ご決定を賜りますようお願い申し上げ、総務常任委員会の報告を終わります。

平成20年9月26日、総務常任委員会委員長宇都宮明宏。

議長 次に、酒井厚生常任委員長の報告を求めます。

酒井宇之吉君。

酒井宇之吉厚生常任委員長 厚生常任委員会の報告を申し上げます。

当委員会に審査を付託されました議案8件及び認定10件につきまして、9月19日と22日の両日、担当部課長の出席を得て委員会を開催し審査を行いました。

審査の結果は、いずれも原案可決及び認定をした次第でございます。

以下、審査の過程におきまして質疑がありました事項についてその概要を申し上げます。

議案第110号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)」のうち、当委員会に付託となりました予算を議題とし、審査を行いました。

各課とも原油高騰による燃料費が計上されているが、その起算月、単価の質問があり、ガソリ

ン、軽油、灯油、重油、混合油の値上がり差額が説明されました。

寿楽苑の管理運営費366万5,000円の詳細と負担率の質疑があり、7人から8人乗り程度で車いすで乗りおりできる車を予定しており、指定管理者の場合の負担率は、施設の修繕、備品等に関する負担割合(内規でございます)により総額から30万円を引いた額の7割が市負担、3割が指定管理者の負担であるとの答弁がありました。

ピュアサポート強化学業の備品購入について説明を求め、保健師が出先、集会所等で障害者の健康相談等においてスライド等の映写に必要な持ち運びできる携帯用のスクリーン80インチの購入で全額県補助となっているとの答弁でした。

平成20年度から西予市が3市2町の2次救急医療体制の事務局となる病院群輪番制病院運営事業負担金事業についての経緯、予算についての質疑があり、6病院1診療所による救急医療を応援することと、3市2町の4月1日現在人口確定により負担割合の見直しとの答弁がありました。

議案第113号「平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」の土居診療所のリース料の質疑があり、医師が診療所の経過を記入した紙のカルテを電子的なシステムに置き換え、電子情報として編集、管理する電子カルテのリース代との答弁がありました。

次に、議案第116号「平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)」の明浜特別養護老人ホーム基金積立金1億5,000万円について、今後民営化された場合、基金の用途はどうなるのか。また、今後の民営化のスケジュール説明を求めました。

今後の作業の進捗状況にもよるが、12月定例会には案を提出する予定の答弁でした。

次に、認定第1号「平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」、特老人所対象者の現実について要介護1以上との説明があったが、要介護3以上の方が入所されているようである。要介護1以上の制限に無理があるように思うが、現実に応じた対応を願いたいとの指摘があり、入所基準については、法の規定に基づき全国統一されておりますので、ご理解していただきたいとの答弁でした。

保育所民営化が検討されているが、経過内容等

の説明を求めました。

7月から西予市児童福祉施設民営化検討委員会を立ち上げ、民営化する場合の適切な時期、その手法、配慮すべき事項について検討しています。アンケート調査やパブリックコメントを募集し、保護者への配慮を考え、民営化した場合でも公立と同様の保育指針を使い、保育料や保育申込手続についても変わらず行いたいとの答弁でした。

宇和光浄苑の火葬業務委託者変更の経緯の質疑があり、前任者が高齢により変更し、市内の3業者に業務説明を行い、現在委託している業者のみ希望があり委託したとの答弁がありました。

野村光浄苑の老朽化が著しいが、改修計画の質疑に対して、平成22年度において設備の全面改修を考えているとの答弁でございました。

生活交通路線巡回バス運営事業に関して、福祉バス、温泉バスなど現在のバス運行の実態等の質疑があり、現状の答弁の後、市内全域で配慮、統一運用できるように対策を求めました。市民にとって不公平感があり、一本化について企画課と連携し、交通会議を進める努力をするという答弁がありました。

福祉センター管理事業について、旧5町において管理評価、器具等について質疑があり、器具については、財政的なこともあるが、新しい器具も考慮したいとの答弁でした。

次に、認定第5号「平成19年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につきまして」、国保の不納欠損額、未納額について説明を求めました。

税務署所管ではありますがということで、収納率は県下トップで96.21%であり、県下平均、全国平均の滞納収納率の答弁がありました。

次に、認定第9号「平成19年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、西予市には上水道4、簡易水道40、県条例水道18、共同水道52、専用水道施設1、飲料水供給施設1の116の水道施設がありますが、それぞれ料金など異なる中、標準化は今後どのように対応をしていくのかという質疑があり、大変難しいことだと感じていますが、国の指導により地域水道ビジョン、簡易水道事業統合計画書の作成を平成21年度までに提出しなければなりません。この計画は、平成28年度までに事業統合する計画となり、統合しない簡易水道には補助しなくな

り、これらを踏まえ平成21年度に水道料金のシミュレーション等の資料を作成して展開していきたいとの答弁がございました。

次に、認定第12号「平成19年度西予市上水道事業会計決算の認定について」、企業債のすべてを対象とした繰上償還を計画すれば、財政的に楽になるのではないかと質疑に対して、昭和、平成初期に借り入れた公的資金が、現状と比べて高金利であるため、地方公共団体からの要望も踏まえ、繰上償還を求める臨時特別処理ができるようになりましたが、経営健全計画等の規制等の要件をクリアしていませんので、平成19年度7%以上、平成20年度6%以上の金利に対して繰上償還の対象となる見込みですので、今後該当企業債は申請していく方針の答弁がありました。

次に、認定第13号「平成19年度西予市病院事業会計決算の認定について」、オービーシステム委託を平成19年度末廃止後の対応について質疑があり、個人との契約になっているとの答弁後、前年度との経費比較についての質疑があり、年度途中でもあるので、はっきりしたことは言えないが、差異はないとの答弁がありました。

以上、慎重に審査いたしましたので、報告いたします。

平成20年9月26日、厚生常任委員会委員長 酒井宇之吉。

議長 次に、元親産業建設常任委員長の報告を求めます。

元親孝志君。

元親孝志産業建設常任委員長 それでは、産業建設常任委員会審査報告を申し上げたいと思います。

産業建設常任委員会の審査結果報告を申し上げます。

産業建設常任委員会では、9月19日と22日の両日、本会議において当委員会に付託されました議案5件と平成19年度決算の認定4件について審査をいたしました。

審査の結果は、お手元に配付のとおりであります。

初めに、議案審査について報告をいたします。

議案の主なものは、平成20年度一般会計補正予算(第2号)は、所管別で4件、平成20年度

特別会計補正予算が同じく2件、条例の一部改正が2件でありました。

一般会計補正予算について、特に委員より意見のあったものについて抜粋して報告申し上げます。

6款農林水産業費のうち3目農業振興費について、現地調査を踏まえて可決決定いたしました。この事業は、農作物生産振興対策事業費補助金2,466万1,000円を西予市がJAひがしうわに補助するもので、宇和町多田地区で多田営農飲雑用水事業を実施しており、補助要綱として附帯事業がセットになっている事業であります。これを平成19年度からは3カ年をかけてJAひがしうわが事業主体となって現在実施しているものであり、既に土地の造成とショウガ栽培用のハウス6,000平方が完成しており、今年度はショウガを洗浄しパック詰めにするための機械設備と農業用水確保のためのポーリング調査費に対して補助するものであります。次年度はイチゴ栽培用のハウス5,000平方メートルと高床施設事業が実施される計画であります。資材等の変動もありますが、概算総額で2億5,000万円程度の事業になります。事業に当たっては、事業費を抑制するために中古のビニールハウスを譲り受けるなどして経費削減の努力がなされておりました。事業に問題はなく原案可決決定いたしました。

次に、条例の一部改正について報告をいたします。

議案第107号「西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について」、改正の趣旨は本会議での説明のとおりであります。審査の過程では、昨今の景気の低迷はかつて経験したことがないほど企業の経営内容は悪く、年末には相当の資金不足が発生して、今回の改正による預託金の1.4倍の融資枠では足りないのではないかという意見がありました。十分議論いたしましたが、不確定要素が多分にあり、西予市が独自に決定できないという理由もあり、原案可決と決定いたしました。現時点での1.4倍融資可能枠は3億136万7,000円です。

次に、平成19年度決算の認定について報告をいたします。

認定の方法は、昨年に引き続き決算における主要な施策の成果報告書に基づいて実施をいたしま

した。

初めに、成果報告書についてであります。各事業には事業評価という項目がありますが、この評価を見て気づいたことではあります。事業実施に当たっては、当然結果において当初の目的を十分達成した事業もあれば、期待したほどの効果が上がっていない事業もあったと思います。こうした内容は、担当が一番よく理解されているはずであり、はっきりと意見を書かれるほうが、次年度の予算査定に有効なのではないかと感じました。

今回の認定で主な意見として、農業集落排水事業については、事業の発生が住民側から要望が出ていることもあって加入率も高く、現時点では収支のバランスも全施設を合計すれば、わずかではあります。黒字決算となっております。

しかし、維持管理の収支報告の中には、当然施設の減価償却が含まれておりません。将来施設が老朽化したり、地震等による大幅な修繕が必要になった場合、当初のように国・県の補助はなく、市の単独事業となることが想定されます。そのことを念頭に置いて積立金等を検討しておかなくていいのかという意見がありました。

また、公共下水については、行政主導の事業であり、依然として加入率が伸び悩んでいる傾向にあります。野村処理区においては、推進員を雇って戸別訪問をして加入率アップに努力していると報告がありました。また、宇和処理区についても、加入奨励金が1年目加入者には4万円、2年目3万円、3年目2万円を補助して加入率アップに努力されておりますが、思ったほどの効果が見られていないのも事実であります。今後においても気を緩めることなく引き続き加入率アップに向けて鋭意努力をしていただきたいとの要望がありました。

また、加入者の立場で考えれば、上水道代金と処理費用とで往復の費用が必要になるわけですので、処理施設の管理委託費の軽減にも努力されたいとの意見がありました。

最後に、9月24日に城川総合支所建設課、産業課、そして城川開発公社について所管事務事業の調査を実施いたしましたので、その内容について報告いたします。

初めに、産業課についてであります。基幹産業である農家所得が、1農家当たり平均所得が100万円にも満たらず、依然として低位で推移し

ております。このような状態で後継者を育成することは極めて困難であり、食料自給率の向上を目指すのであれば、何らかの対応が必要であるとのことであります。

また、高齢化、過疎化によって今後一層の耕作放棄地ができるが、それに対する方策は検討しているのかという質問に対しまして、現在牛、ヤギ等による放牧を調査研究しているということでありました。

また、城川町における交通網の課題として、福祉バス、宇和島バス等の公共交通によってタクシー業者が経営に影響が出ているので、今後の小学校の統廃合によるスクールバス等の運行も含め検討をしていただきたいとの要望がありました。

次に、建設課についてであります。県発注工事がピーク時の2割程度まで減少し、建設業者の廃業、倒産が発生しております。城川町における道路網の整備は、未改良区域が全体では50%弱残っており、依然として公共投資は必要である。

また、生活の安全を確保するがけ防災対策事業も既に四十数件の受け付け箇所があり、国・県に対して積極的に働きかけをお願いしたいということでありました。

また、高齢化、過疎化によって生活道路、農林道の維持管理が極めて困難になってきているので、早急な対応を検討していただきたいとの要望がありました。

最後に、城川開発公社について報告をいたします。

公社は連結決算で黒字を確保し、経営理念、経営努力が大変しっかりしているのに感心をいたしました。

また、雇用の面でも80人程度を雇用し、給与面でも1億円以上を支払っており、地場産業としての役割を大きく担っております。

また、地産地消に積極的に取り組んでおられ、全体の半分以上の食材を西予市産で賄っているとのことでありました。今後懸念されることは、高齢化によって生産が追いつかなくなるのではないかと心配をされておりました。総合支所全体として、現状に危機感を感じ、積極的に対応をしていこうとする姿勢が庁舎内で感じることができました。

以上、報告とさせていただきます。

平成20年9月26日、産業建設常任委員会委

員長元親孝志。

議長 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより各常任委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で質疑を終結といたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

まず、議案第103号「西予市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について」から議案第108号「西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について」までの6件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第103号から議案第108号までの6件は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第109号「辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について」を採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第109号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第110号「平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)」についてを採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第110号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第111号「平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)」から議案第120号「平成20年度西予市上水道

事業会計補正予算（第2号）」についてまでの10件を一括採決いたします。

ただいまの委員長報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、議案第111号から議案第120号までの10件は原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号「平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について」を採決いたします。

ただいまの委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第2号「平成19年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について」から認定第14号「平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について」までの13件を一括採決いたします。

ただいまの委員長の報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、認定第2号から認定第14号までの13件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。（休憩 午後2時37分）

議長 再開をいたします。（再開 午後2時38分）

お諮りいたします。

発議第3号から議員派遣までの3件を本日の日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、本案を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

（追加）

議長 まず、追加日程第1、発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定につい

て」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

宇都宮明宏君。

8番宇都宮明宏君 発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」提案理由のご説明を申し上げます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、議会活動の範囲を明確化する規定が新たに設けられたことにより、議員派遣の根拠となる地方自治法上の引用規定が繰り下がったため、西予市議会会議規則の一部を改正するものであります。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。

議長 提出者の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

発議第3号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 討論を終結とします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

発議第3号「西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について」は原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員であります。よって、発議第3号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

議長 次に、追加日程第2、意見書案第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）」の提出について」を議題といたします。

事務局長に朗読いたさせます。

岩本事務局長 新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）。

過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法制定以来3次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の整備や産業の振興など一定の成果を上げたところである。

しかしながら、人口減少と高齢化は、特に過疎地域において顕著であり、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活生産基盤の弱体化が進む中で、多くの集落が消滅の危機に瀕するなど過疎地域は極めて深刻な状況に直面している。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、また都市に対して食料の供給、水資源の供給、自然環境の保全等いやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多目的、公共的機能を担っている。

過疎地域は、国民共通の財産であり、国民の心よりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多目的、公共的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域の振興を図り、そこに暮らす人々の生活を支えていくことが重要である。過疎地域がそこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に都市をも含めた国民全体の安全・安心な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが必要である。よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月26日、愛媛県西予市議会。

提出先、内閣総理大臣麻生太郎、総務大臣鳩山邦男、財務大臣中川昭一、農林水産大臣石破茂、国土交通大臣中山成彬。以上です。

議長 ただいま議題となっております本案は、会議規則第37条第2項の規定により提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 以上で質疑を終結といたします。

お諮りいたします。

本件については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 討論を終結といたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

意見書案第5号「新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）の提出について」を決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長 ご着席ください。

起立全員です。よって、意見書案第5号は原案のとおり決定いたしました。

（追加）

議長 次に、追加日程第3、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付いたしております本件を承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については本件のとおり承認することに決定いたしました。

この際、お諮りをいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容につきましては、諸般の事情により変更が生じる場合には議長にご一任をお願いしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 ご異議なしと認め、そのように決定いたしました。

暫時休憩をさせていただきます。(休憩 午後2時47分)

議長 ご迷惑をかけましたけども再開をいたしたいと思います。(再開 午後4時25分)

以上で全日程を終了いたしました。

三好市長から定例会閉会のあいさつがありません。

三好市長。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

西予市議会議長

同 議員

同 議員

三好市長 平成20年第3回西予市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は9月17日から9月26日の10日間にわたり、提案した議案のご審議をいただきますとともに7人の議員の方から一般質問をいただきました。承認案件及び事務組合の規約の一部変更の即日承認決定を得たほか、条例改正、一般会計外他会計の補正予算並びに19年度の各会計の決算の承認をいただくについては、各委員会に付託をされ、慎重にご審議をいただきました。まことにありがとうございました。本日の最終日においてすべて原案可決決定及び認定をいただきましたことをまことにありがとうございました。ご決定いただきましたことには、市民の福祉の向上を旨として執行してまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

国政も風雲急を告げ、一昨日麻生首相が誕生しましたが、今の情勢では近いうちに衆議院の解散と総選挙の運びになるものと報道をされておられます。西予市政も今後の流れを見きわめて市政運営に当たらなければならないと思っております。

いよいよ秋本番となり、各議員も諸行事に出席される機会も多いものと思いますけれども、お体をご自愛いただきまして、ますますご活躍をいただきますことを祈念しております。

以上をもちまして第3回西予市議会定例会の閉会のあいさつとさせていただきます。

長い間ありがとうございました。

議長 これをもって平成20年第3回西予市議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでございました。

閉会 午後4時28分

平成20年第3回西予市議会定例会議決結果表

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
承認第 5号	専決処分第5号の承認を求めることについて(西予市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について)	20.9.17	原案承認
承認第 6号	専決処分第6号の承認を求めることについて(地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について)	20.9.17	原案承認
議案第101号	愛媛地方税滞納整理機構規約の一部変更について	20.9.17	原案可決
議案第102号	愛媛県市町総合事務組合規約の一部変更について	20.9.17	原案可決
議案第103号	西予市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例制定について	20.9.26	原案可決
議案第104号	西予市公益法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例制定について	20.9.26	原案可決
議案第105号	西予市立学校及び幼稚園設置条例の一部を改正する条例制定について	20.9.26	原案可決
議案第106号	西予市立学校給食センター及び学校給食調理場条例の一部を改正する条例制定について	20.9.26	原案可決
議案第107号	西予市中小企業振興資金融資条例の一部を改正する条例制定について	20.9.26	原案可決
議案第108号	西予市みかめ海の駅条例の一部を改正する条例制定について	20.9.26	原案可決
議案第109号	辺地に係る公共的施設総合整備計画の策定について	20.9.26	原案可決
議案第110号	平成20年度西予市一般会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第111号	平成20年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計補正予算(第1号)	20.9.26	原案可決
議案第112号	平成20年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)	20.9.26	原案可決
議案第113号	平成20年度西予市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第114号	平成20年度西予市老人保健特別会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第115号	平成20年度西予市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第116号	平成20年度西予市介護保険特別会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第117号	平成20年度西予市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第118号	平成20年度西予市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第119号	平成20年度西予市簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決
議案第120号	平成20年度西予市上水道事業会計補正予算(第2号)	20.9.26	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
認定第 1号	平成19年度西予市一般会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 2号	平成19年度西予市授産場特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 3号	平成19年度西予市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 4号	平成19年度西予市育英会奨学資金貸付特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 5号	平成19年度西予市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 6号	平成19年度西予市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 7号	平成19年度西予市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 8号	平成19年度西予市港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 9号	平成19年度西予市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 10号	平成19年度西予市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 11号	平成19年度西予市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 12号	平成19年度西予市上水道事業会計決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 13号	平成19年度西予市病院事業会計決算の認定について	20.9.26	認定
認定第 14号	平成19年度西予市野村介護老人保健施設事業会計決算の認定について	20.9.26	認定
報告第 5号	平成19年度健全化判断比率の報告について	20.9.17	報告
報告第 6号	平成19年度資金不足比率の報告について	20.9.17	報告
報告第 7号	財団法人宇和町住宅協会の経営状況について	20.9.17	報告
報告第 8号	西予市土地開発公社の経営状況について	20.9.17	報告
報告第 9号	株式会社野村町地域振興センターの経営状況について	20.9.17	報告
報告第 10号	株式会社エフシーの経営状況について	20.9.17	報告
報告第 11号	株式会社城川開発公社の経営状況について	20.9.17	報告
報告第 12号	株式会社どんぶり館の経営状況について	20.9.17	報告
報告第 13号	あけはまシーサイドサンパーク株式会社の経営状況について	20.9.17	報告
報告第 14号	株式会社グリーンヒルの経営状況について	20.9.17	報告
報告第 15号	財団法人宇和文化会館の経営状況について	20.9.17	報告
報告第 16号	有限会社宇和オービーシステムの経営状況について	20.9.17	報告
報告第 17号	西予CATV(株)の経営状況について	20.9.17	報告

議案番号	件名	議決年月日	議決結果
発議第 3号	西予市議会会議規則の一部を改正する規則制定について	20.9.26	原案可決
意見書案第5号	新たな過疎対策法の制定に関する意見書(案)の提出について	20.9.26	原案可決
議会報告第1号	各委員会の視察研修報告について	20.9.17	報告
	議員派遣の件について	20.9.26	承認